

滑川町告示第172号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第2項の規定に基づき、次のとおり第225回滑川町議会定例会を招集する。

令和2年11月20日

滑川町長 吉 田 昇

記

- 1 招 集 日 令和2年11月30日
- 2 招集場所 滑川町議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（13名）

1 番	瀬	上	邦	久	議員	2 番	高	坂	清	二	議員
3 番	松	本	幾	雄	議員	5 番	上	野	葉	月	議員
6 番	井	上	奈保子	議員	7 番	紫	藤		明	議員	
8 番	服	部	幸	雄	議員	9 番	北	堀	一	廣	議員
1 1 番	菅	間	孝	夫	議員	1 2 番	内	田	敏	雄	議員
1 3 番	吉	野	正	浩	議員	1 4 番	阿	部	弘	明	議員
1 5 番	上	野		廣	議員						

不応招議員（1名）

1 0 番 宮 島 一 夫 議員

令和2年第225回滑川町議会定例会

令和2年11月30日（月曜日）

議事日程（第1号）

開会及び開議の宣告

- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 諸般の報告
 - 4 行政報告
- 町長提出議案の一括上程、説明
- 5 議案第72号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 6 議案第73号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 7 議案第74号 滑川町高齢者福祉事業検討委員会条例の制定について
 - 8 議案第75号 滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 9 議案第76号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 10 議案第77号 滑川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 11 議案第78号 滑川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 12 議案第79号 令和2年度滑川町一般会計補正予算（第6号）の議定について
 - 13 議案第80号 令和2年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議定について
 - 14 議案第81号 令和2年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議定について
 - 15 議案第82号 令和2年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の議定について
 - 16 議案第83号 令和2年度滑川町水道事業会計補正予算（第4号）の議定について
 - 17 議案第84号 町道路線の認定について
 - 18 請願第2号 公立小中学校における少人数学級（20人程度）の早期実施と対応する教員増を国に求める意見書の提出を求める請願書
 - 19 一般質問
 - 20 発議第3号 滑川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

の制定について

21 発議第 4号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）の提出について

出席議員（13名）

1番	瀬上邦久	議員	2番	高坂清二	議員
3番	松本幾雄	議員	5番	上野葉月	議員
6番	井上奈保子	議員	7番	紫藤明	議員
8番	服部幸雄	議員	9番	北堀一廣	議員
11番	菅間孝夫	議員	12番	内田敏雄	議員
13番	吉野正浩	議員	14番	阿部弘明	議員
15番	上野廣	議員			

欠席議員（1名）

10番	宮島一夫	議員
-----	------	----

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	吉田昇
副町長	柳克実
教育長	馬場敏男
総務政策課長	吉野徳生
税務課長	篠崎仁志
会計管理者兼 会計課長	木村俊彦
町民保険課長	岩附利昭
健康福祉課長	小柳博司
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	稲村茂之
教育委員会事務局長	澄川淳
水道課長	會澤孝之

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	木村晴彦
書記	田島百華
録音	小林晴美

○議会事務局長（木村晴彦） ご起立願います。

相互に礼。よろしく願います。

ご着席願います。

◎開会及び開議の宣告

○議長（上野 廣議員） 皆さん、おはようございます。議員各位にはご多用のところ、第225回滑川町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日、10番、宮島一夫議員より欠席届が提出されました。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第225回滑川町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（上野 廣議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。

7番 紫 藤 明 議員

8番 服 部 幸 雄 議員

9番 北 堀 一 廣 議員

以上、3名の方をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（上野 廣議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会でご審議いただいておりますので、議会運営委員会副委員長に報告をお願いします。

議会運営委員会、北堀一廣副委員長、お願いいたします。

〔議会運営副委員長 北堀一廣議員登壇〕

○議会運営副委員長（北堀一廣議員） 皆さん、おはようございます。9番、北堀です。議長のお許しをいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会の運営に関わる議会運営委員会は、去る11月24日午前10時から開催いたしました。出席者は、議長をはじめ議会運営委員会委員6名、執行部より町長、副町長、総務政策課長にご出席をいただいたところであります。付議されます案件等について説明を受け、慎重に審議をいたしました。

その結果、会期は本日から12月4日までの5日間とし、本日は諸般の報告、行政報告、町長提出議案の一括上程、説明、請願審査、議案審議及び一般質問を行います。

明日1日は、午前10時から一般質問を行います。

2日は休会とし、全員協議会を開催し、終了後、文教厚生常任委員会を開催をいたします。

3日、4日は、午前10時から議案審議を行い、全議案審議、全日程終了次第、閉会とすることに決定をいたしました。

なお、会期日程等につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上野 廣議員） 北堀副委員長、ありがとうございました。

ただいまの議会運営委員会副委員長のご報告のとおり、本定例会の会期は本日から12月4日までの5日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月4日までの5日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（上野 廣議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告させていただきます。

初めに、本定例会の会期予定、議事日程、議案及び報告書等につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から、令和2年9月、10月、11月実施の例月出納検査の結果報告がありました。報告書は事務局に保管してありますので、随時閲覧願います。

次に、町長から寄附報告書の提出がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

本職宛に提出のあった請願文書表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、会期中に、議長が出席いたしました会議、研修等につきましては、報告書を配付してございますが、この場において幾つかご報告させていただきます。

11月5日、嵐山町役場において、比企郡町村議長会、第1回会議が開催されました。当面の日程と比企郡町村議会議員研修会について協議が行われ、コロナ禍において、できる限り自粛していくことになりました。本年末、正副議長意見交換会が通常あるのですが、これは中止といたしました。来年2月上旬予定の比企郡町村議会議員研修会は、講演会と表彰式のみとし、懇親会は中止と決まりました。

次に、11月14日開催の小川地区衛生組合住民説明会は、嵐山町役場町民ホールにて開催されまし

た。埼玉中部資源組合解散後の可燃ごみ処理をどうするべきか、専門家会議の検討結果を踏まえ、可燃ごみ処理の在り方の検討状況と今後の対応についてと題した住民説明会で行いました。滑川町から議員6名も含め、22名の方が滑川町から出席し、参加総数が70名でしたので、滑川町住民の環境意識の高さが目立ちました。活発な議論がなされ、出席した議員の皆さん大変ご苦労さまでした。

また、9月議会で申しあげました埼玉県知事と埼玉県議会議長への恒例の要望については、滑川町議会からは町村共通要望として、上野葉月議員から新型コロナウイルス感染症対策として、児童の間隔を確保するために、1教室当たり児童数を最大38人とすること、服部幸雄議員から大水害に備え、災害は為政者の最大の責務であることを踏まえ、県内小中河川の点検と対策を実施することの2件、個別要望、これ町村1件のみなのですが、(仮称)嵐山小川インターチェンジ熊谷間広域幹線道路の整備促進についての要望書を埼玉県町村議長会事務局に、8月に提出いたしました。

これを事務局でまとめて、埼玉県町村議長会峯岸会長と本部役員の皆様から、令和3年度の県予算編成及び施策に関する要望として、埼玉県大野知事、埼玉県議会田村議長、埼玉県自民党議員団に要望書を10月30日に提出したという報告が来ております。個別要望は、比企郡では滑川町のみで行いました。

以上、議長からの報告といたします。

次に、小川地区衛生組合臨時議会の報告を服部幸雄議員、お願いいたします。

〔8番 服部幸雄議員登壇〕

○8番(服部幸雄議員) 皆さん、おはようございます。8番、服部幸雄です。議長の命により、令和2年小川地区衛生組合臨時議会の報告を申し上げます。

令和2年11月26日、小川地区衛生組合議会臨時議会が1日の会期で開催されました。

今回の臨時議会では、以下の議案が上程されました。

第1議案は、小川地区衛生組合一般職員の給与に関する条例及び小川地区衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであり、提案理由は、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に準じ、小川地区衛生組合一般職員の給与改定を行うとともに、所要の整備を行いたいので、この案を提出するものでした。

第2議案は、令和2年小川地区衛生組合一般会計補正予算についてであり、79万3,000円の減額の補正予算でした。

2議案とも、全員賛成で可決されました。

以上、小川地区衛生組合議会臨時議会の報告を申し上げます。なお、今回の会議資料等は議会事務局に保管してありますので、御覧ください。

以上で報告を終わりにいたします。

○議長(上野 廣議員) 以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（上野 廣議員） 日程第4、行政報告を行います。

吉田町長より挨拶並びに一般行政報告をお願いします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 皆さん、おはようございます。町長の吉田でございます。議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして、挨拶と一般行政報告を申し上げます。

本日は、第225回滑川町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、これから師走を迎える何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染拡大による混乱が依然として続いており、全国各地で感染拡大防止対策の最中においても、経済活動や社会活動との両立の中で数多くの感染患者が報告をされております。そして、重症化の方も数多く、尊い命が失われております。亡くなられた方のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、罹患された皆様及び関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。そして、一日も早い回復を願っております。

また、新型コロナウイルス感染防止のため、一般の方とは比べものにならない多くの規制の中で、感染者と向き合う医療現場をはじめとして、全国各地のあらゆる現場で対策に取り組んでおられる方々へ敬意と感謝を申し上げます。感染症が終息に向かい、国民が安心できる生活に一日も早く戻れることを心から願うばかりでございます。

さて、本定例会は、令和2年度一般会計補正予算の議定をはじめ、全13議案の審議をお願いするものでございます。慎重審議を賜りまして、原案どおり可決いただけますようお願い申し上げます。

ここで一般行政報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大を阻止すべく、町民に対して手洗い、うがいを推奨し、密閉空間、密集場所、密接場面を避ける行動をお願いする中で、町主催の様々なイベントや行事、会議の中止、施設の使用制限措置など、町民に対しまして大切な人や家族等を守るため、感染症予防行動にご協力をお願いしてまいりました。

現在、滑川町において、新型コロナウイルス感染症の陽性者は、県の公表によりますと、通算6名の陽性者の報告がございます。陽性者は数名出ておりますが、住民一人一人が自ら感染予防に取り組んでもらっていることに関しましては、住民各位に感謝申し上げるところでございます。

今後も感染防止について、適切な情報収集と情報発信に努め、町民の皆様が安心して生活できるよう必要な対策を講じてまいりますので、町民の皆様、関係各位のご理解、ご協力を心よりお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策としての特別定額給付金事業につきましては、7,849世帯、99.5%

に給付を行い、終了いたしました。

現在、滑川町の将来を見据えた総合振興計画・後期基本計画は、総合戦略を一体とした計画として、策定も最終段階に入っております。パブリックコメントを経て、来年の3月議会に上程をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、来年度の新規採用職員について、10月から11月にかけて試験を実施いたしました。その結果、48名の受験申込みがあり、4名を内定したところです。うち、2名は学芸員資格を取得をしております。将来の滑川町を担う人材に、大いに期待するところでございます。

健康長寿を目指す滑川町にとって、誠に喜ばしいことに、本年は4名の方が100歳を迎えられました。町として一世紀長寿祝金支給条例に基づき、お祝いを申し上げたところでございます。

そして、社会福祉協議会主催の金婚式が10月15日に開催されました。24組の方が金婚式を迎えられ、当日17組のご夫妻に表彰を行いました。コロナ禍の中、敬老会の開催は見送らせていただきました。

次に、秋のイベントですが、町民スポーツ祭や滑川まつりは、コロナ禍の中、中止せざるを得ませんでした。第42回滑川町文化祭は11月5日から10日まで、コミュニティセンターで開催されました。来場者は距離を保ちながら、芸術に親しんでおりました。

教育関係では、10月に幼稚園、小学校、中学校の運動会が3密を回避した新しい形の運動会として実施をされました。

教育関係につきましては、後ほど教育長より報告がございます。

次に、表彰関係でございますが、スポーツ振興に顕著な成績を上げた、埼玉滑川走友会の久保貴史さん、金子遼さん、森田和裕さん、文部科学大臣スポーツ功労者顕彰を3名が受賞されました。さらに、長年にわたり、スポーツ振興推進に尽力をされた志塚仁志さんが関東スポーツ推進委員協議会表彰を、江森正浩さん、福島俊郎さんが埼玉県スポーツ推進委員協議会表彰を受賞されました。町表彰では、長年、町政に功績のありました8名の方に、町の表彰条例に基づき、11月10日に表彰式を行わせていただきました。また、同日3名の方にスポーツ協会の表彰も行いました。受賞者皆様のさらなるご活躍をご期待申し上げます。

これから乾燥による火災や雪による災害が多く発生する季節を迎えます。また、年末年始に向けて、消防団による特別警戒も実施をされます。今後も心を引き締めて、職員が一丸となって住民とともに安心安全な町づくりに努めてまいります。

以上、主なものだけでございますが、開会に当たっての挨拶と一般行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 吉田町長、ありがとうございました。

続いて、馬場教育長より教育行政報告をお願いします。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 改めて、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、教育長、教育関係の報告事項を申し上げます。マスクを取らせていただいて、お話をさせていただきます。

初めに、9月以降、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、新たな形で各学校や幼稚園におきまして、運動会、体育祭や秋祭り集会、合唱コンクール等、様々な行事に取り組んでまいりました。幼稚園の運動会は、総合グラウンドで学年別に演技時間を設定し、入替えで行いました。種目の工夫もされていたり、共有するボールを使った後は、除菌ウェットティッシュで手を拭くなどの工夫をしておりました。元気いっぱい演技をする園児の笑顔がたくさん見られました。

小学校では、旗を使つての団体演技やレーンの幅を広げたり等、密を防ぐ対応を考え、実施いたしました。小学校では児童数の規模が違うため、宮前小学校は総合グラウンドで、月の輪小学校は学年で入替えをして実施いたしました。短期間での練習ではありましたが、自信を持って、堂々と演技する児童の姿が見られました。

中学校では、最高学年のリーダーシップが見られた応援合戦を、椅子を使い、距離を保って行ったり、競技もチームワークの大切さを学びながらも個々で密を意識しながら行っておりました。例年と比べ練習期間や集団での練習が十分にはできない中、「さすが滑中生」という応援合戦を今年も見せてくれました。運動会、体育祭も含め、様々な行事において、感染症対策を施した新たな生活様式を取り入れた取組が見られています。

しかし、教職員は、様々な点からアイデアを出し合い、工夫して行事を実施しておりますが、その取組の中にも日々の苦勞が見えてきます。様々な準備をして臨んだ行事でしたが、教職員には拭い切れない不安があったようです。しかし、子どもたちの元気で明るく誇らしげな表情を見て、教職員も少しですが、安堵したようでございました。

議員の皆様には、行事の様子を御覧いただかず、大変申し訳ございませんが、感染対策を講じながら、学びを止めぬように知恵を出し合いながら進めているところでございます。ご理解いただき、常に見守っていただいていることに、改めて感謝申し上げます。

また、そのほかにも各学校では修学旅行や遠足、持久走大会など大きな行事があります。どの行事におきましても、全力で取り組む子どもたちの一生懸命な姿を残念ながら保護者の方にもお見せすることができずにおります。今後は、方法を工夫して、授業での子どもの様子も保護者の方々に見てもらえるように考えております。

校長会や指導主事からの報告から、例年のような活動はできていませんが、工夫を凝らした新たな方法で、様々な体験的な活動を通して、心身ともに着実に成長していること、学校運営が円滑に進んでいることを強く感じております。

中学校の部活動では、新人体育大会比企地区予選が行われ、おかげさまで多くの部活が県大会に出場いたしました。団体種目では、野球部、バレー部、剣道部男女、駅伝女子が県大会に出場しました。そのほかにも、陸上、卓球、剣道等の個人種目でも県大会に出場しております。また、吹奏

楽部アンサンブルコンテストにおきましても県大会に出場することになりました。また、税に関する作文の表彰が先日行われましたが、関東信越国税局長賞をはじめ5人が入賞いたしました。「1つの学校で5人が入賞するのは珍しいことで、すごいことです」というお言葉も税務所長様より頂戴いたしました。これからも文武両道を実践するよう取り組んでまいります。

小中学校の修学旅行でございますが、福田小学校につきましては、今月の25、26日で行ってまいりました。その他の学校につきましては、12月に修学旅行を実施いたします。ただ、行ければいいということではなく、事前の調べ学習や感染対策も取っての活動などを通して、教室では学ぶことのできない様々な体験をし、自分で考え、判断する力の向上につなげたいと思っております。

滑川幼稚園では、10月下旬にサツマイモ堀りも行うことができました。今年は秋祭り集会が展示のみだったため、皆さんに食べてもらうことはできませんでした。

子どもの様子については、保護者との面談を通して、常に状況を共有しております。場合によっては、各学校で管理職を中心に組織的に、そして健康福祉課や保健センター、児童相談所等と連携を図りながら丁寧に対応しております。教育委員会といたしましても、指導主事を中心に学校を訪問し、直接様子を見届けながら、学校、関係機関と連携し対応に当たっているところでございます。しかしながら、ここ数年、児童虐待件数も増えている状況にあり、さらなる対応が必要だと考えております。

また、ここへ来て日没が早くなり、交通事故の危険が増す時期となりましたが、交通指導員さんや通学ボランティアの皆様をはじめとする地域の皆様の見守り活動により、児童生徒が安全に登下校することができております。感謝するとともに、学校、家庭、地域の連携によって、子どもたちの安全と成長とが支えられていることを強く感じております。

それでは、教育関係全般についてご報告をさせていただきます。

まず初めに、町の教育の方向性を示す第3期滑川町教育振興基本計画を策定中でございます。策定委員会を開催し、検討を行い、その結果を教育委員会でさらに協議しながら現在進めているところでございます。また、同時に、第2期滑川町教育振興基本計画は5年目の最終年となることから、コロナ禍ではありますが、指標に基づき実践し、評価をしておるところでございます。

次に、学校教育関係では、確かな学力の育成において、県の学力・学習状況調査を実施し、その結果を分析しているところでございます。臨時休業はございましたが、結果を見ますと一人一人の伸びが見られ、さらに分析をし、今年度の学力向上としてやるべきことをしっかりと把握し、取り組んでまいります。

豊かな心と健やかな体の育成においては、文部科学省、県教育委員会の委嘱による人権教育総合推進地域事業の最終年となります。現在、各学校で本年度の取組として、授業研究会を行っております。町の人権推進委員会の委員の皆様にご覧いただき、3年間の成果をまとめたいと考えております。また、地域を含めた人権教育を推進してきた取組が評価され、県知事より、教育ふれあい賞

をいただきました。これからも一人一人が自分も相手も大切にできる意識の醸成を図っていく取組を行ってまいります。

コロナ禍ではありますが、小中学校生徒指導担当や教育相談担当により情報交換やスクールカウンセラー、教育相談員による町教育相談室での相談活動については継続して行っております。スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携、町として小中の連携、協力体制の整備を行い、小中学校一貫した指導ができるよう全力を挙げて取り組んでおります。しかし、ここ数年来、中学校へ入学してからの不登校が増加傾向にあるのが課題となっており、解消に向けた新たな取組を考え、さらなる対応をしていく必要があると感じております。さらに、警察、児童相談所など、関係諸機関とも連携を図り、積極的な生徒指導を展開し、生徒指導上の問題を未然に防ぐよう全力を挙げております。

次に、来年度小学校に入学する児童の健康診断を各小学校で実施いたしました。来年度の入学予定者は、11月1日現在でございますが、宮前小学校が73名、福田小学校が15名、月の輪小学校が111名、計199名の見込みでございます。この就学時の健康診断に合わせまして、今年度も家庭教育学級を開催し、親の役割、家庭の役割等について保護者への学習の機会を提供いたしました。

幼稚園では、来年度の新入園児の募集を行い、新入児、3歳児でございますが、定員80名のところ53名の入園希望で、全員に入園を許可いたしました。今後、追加募集を行ってまいります。

施設整備事業について報告をさせていただきます。まず、9月議会にて措置していただいたAED借上料の予算についてですが、宮小、福小、滑中の3校の体育館に新たにAEDを追加で設置いたしました。社会体育施設として利用した際の安全性の向上が図られたと思います。

今回の12月補正予算では、今後の執行見込みにより補填が必要と思われるもの、法定点検での指摘事項に対応する修繕や、翌年度当初より新たに必要となるものの備品等の予算、さらに新型コロナウイルス感染症防止対策関連予算につきまして計上をさせていただいております。

ソフト事業といたしましては、認定こども園等施設型給付費について、増額補正をさせていただきました。9月補正予算においても同様の対応をいたしましたが、利用者の増加に伴い、歳入歳出ともに不足が見込まれるため、増額補正を計上しております。また、文部科学省のGIGAスクール構想の実現に向けた小中学校校内LAN整備事業とタブレットパソコンの整備事業につきましては、順調に進捗しております。両事業とも契約を締結し、現在ネットワーク環境の整備であるLAN工事に着手をしております。11月には、福田小学校は整備終了し、現在、宮前小学校について作業を進めております。今後、月の輪小、滑川中と順次作業を行う予定でございます。1人1台のタブレットパソコンの導入に向けては、ID等の環境整備の検討を進めているところでございます。学校教育におけるICT機器等の整備については、運用も含め各方面からも高い関心を集めており、今後も導入した機器等の維持管理やセキュリティー等に留意し、学校現場への支援を行いながら、町の教育に合致した活用を図っていきたいというふうに思っております。

また、中学校費では、令和3年度から使用いたします新しい教科書に沿いました指導書、指導用教材等の購入費を予算計上しております。

給食関係の予算では、経年劣化によりまして傷んだ食缶や破損した食器等の入替えを行い、衛生管理と安全性の向上に努めております。

今後も幼稚園、小中学校の施設整備につきましては、子どもたちが安全で安心して生活、学習できるよう、建設、設備、備品等、子どもたちを取り巻く全ての環境に着目し、それぞれの学校の特色に合わせた整備を行ってまいります。また、災害時の避難場所という役割にも着目しつつ、機能性、安全性のより一層の充実を目指し、町財政状況を念頭に入れた計画的、効率的な整備、維持管理を実施してまいります。

次に、生涯スポーツ担当による主管事業でございますが、輪投げ大会、スリーデーマーチ、滑川町駅伝競争大会につきましては、スポーツ推進委員協議会との検討結果に基づき、町のスポーツ協会会長と協議し、今年度は中止の判断とさせていただきました。また、令和3年に入りましてのスキー・スノーボード教室、比企郡の駅伝競争大会も同様に中止となりました。これによりまして、生涯スポーツ担当の主管事業、町及び比企郡のスポーツ協会事業は、残念ながら今年度は全ての事業が中止となりました。

なお、先ほど町長よりもありましたが、11月10日に表彰が行われまして、町スポーツ協会のスポーツの功労賞といたしまして、土塩地区の杉田征一郎氏、羽尾二区の小原利恵氏、月輪地区の篠崎秀樹氏、サッカー協会の岡村輝次氏を表彰させていただきました。

現在、町民スポーツ祭につきましては、スポーツ推進委員や各区長さんなどと多くの皆様のご協力を得ながら、「新しい生活様式」に沿った運営方法、競技種目など、全てにわたり検討しております。来年度は、少しでも不安のない中で、これまでと遜色のないスポーツ祭が開催できるような状況であることを切に願っております。

次に、生涯学習関係でございます。チャレンジキッズ！なめがわは、低学年、高学年、計96名の参加となりました。今年度は実施回数を減らし、10月から12月の間に低学年、高学年で各2回ずつ計4回の活動を行っております。社会教育委員の引率で、森林公園の環境学習プログラムを利用した活動と、低学年につきましては、Tシャツを利用したエコバック作りと買物体験、高学年は勾玉作りを体験しました。また、子ども大学くまがや・なめがわは中止となりました。

秋の行事といたしましては、先ほども町長よりもありましたとおり、文化祭を展示の規模を縮小して実施させていただきました。参加サークルの実行委員に展示や管理の仕事を担っていただきました。

七つの祝いにつきましては、式典とアトラクションは中止とさせていただきましたが、記念品の贈呈のみ11月24日に実施させていただきました。今年度は対象となる子どもたちが196名、うち出席者は134名で、おおむね7割の方に出席いただきました。お祝いの記念にターナちゃんと写真撮

影をして楽しんでいただきました。

後期の公民館教室につきましては、講座数や募集人数を減らしながら、ストレッチ、エクササイズ教室やタイルクラフト教室、断捨離教室などを開講中でございます。

今後の日程でございますけれども、今まで1、2回とも中止にさせていただいた寿学級でございますが、12月4日から開催に向けて準備を進めておるところでございます。3回目につきましても、時間を短縮し、参加人数の多い地区は、午前と午後の2回に分けて実施を予定させていただいております。

年明け早々の1月11日には、令和3年成人式を挙行予定でございます。感染防止対策の観点から、式典を2部制といたしまして、来賓の方々の人数も制限させていただき、実施をさせていただきます。議会からは、議長、文教厚生常任委員長様にご臨席を賜りたく、よろしく願いいたします。

図書館では、滑川まつりと同時に開催しておりました図書館まつりを中止といたしましたが、図書館まつりで行ってた古本市につきましては、古本市の代わりに図書館入り口にて廃棄図書、雑誌のリサイクルを行っております。多くの人が集まることを避けるため、少量ずつ配布といたしており、この対応により、一度に資料がなくなることはなく、順調に町民の方々に持ち帰っていただいているようでございます。

また、中止となりましたクリスマス会の代わりに、通常のおはなし会を図書館職員で行う予定でございます。ボランティアの参加を見合わせ、人数制限をした予約制にて行っております。

図書館の施設面におきましては、各学校等と同様に体温測定システムですとか、2階読書室の机及び1階の閲覧室の仕切り板の設置、入り口に利用者が利用できる図書除菌機の設置などを行い、感染防止対策に努めております。

文化財関係では、羽尾に所在する堀之内遺跡の発掘調査を9月23日から11月5日まで実施し、現在、報告書の刊行に向けて整理作業中です。この遺跡では竪穴住居跡や柱穴などが見つかっており、出土した土器などから奈良時代頃の集落跡の一部であることが分かっています。10月7日、12日には、宮前小学校6年生もこの遺跡の発掘調査の体験をさせていただきました。そのときの様子が11月の広報にも載せさせていただいております。また、現在、寺谷廃寺の発掘調査も実施しております。なお、エコミュージアム受付前で、9月から月輪古墳群出土の埴輪の展示も実施中でございます。

また、エコミュージアム関係では、8月末に展示水槽でミヤコタナゴの稚魚2匹の自然繁殖が確認をされました。これを保護するため、現在は別の展示水槽に移しており、今も元気に育てております。

以上、大変雑駁ではございますが、今後におきましても議会の皆様からのご指導、並びにご理解、ご支援を賜りながら、しっかりとした教育を努めさせていただきたいというふうに思っております。大変雑駁な説明でございましたけれども、以上で教育関係の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上野 廣議員） 馬場教育長、ありがとうございました。

以上で行政報告を終わります。

◎町長提出議案の一括上程、説明

○議長（上野 廣議員） 日程第5、議案第72号から日程第17、議案第84号まで13議案の一括上程を行います。

事務局長に朗読を願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 吉田町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 町長の吉田でございます。本定例会に提出をさせていただきます議案の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第72号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国家公務員の給与改定を踏まえて、町長、副町長及び教育長の期末手当を改定するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第73号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国家公務員の給与改定に準じて、一般職職員の期末手当を改定するための条例の一部改正を行うものでございます。

議案第74号 滑川町高齢者福祉事業検討委員会条例の制定については、高齢者に関する福祉事業の内容について調査、研究、審議をする委員会を設置するため、条例を制定するものでございます。

議案第75号 滑川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、滑川町高齢者福祉事業検討委員会委員の報酬を定めるため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第76号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、基礎控除相当分の基準額を改定するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第77号 滑川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、町の会計年度任用職員の規定に準じて、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第78号 滑川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、給水人口を改定するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第79号 令和2年度滑川町一般会計補正予算（第6号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億4,396万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ86億7,059万8,000円とするものです。歳入については町税の減額や地方債の発行及び国庫支出金等の増額、歳出については保育所保育実施委託料及び障害福祉サービス介護給付費の増額が主なものでござい

す。

議案第80号 令和2年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定については、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,576万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ17億361万7,000円とするものです。歳入については県支出金の増額、歳出については高額療養費の増額が主なものでございます。

議案第81号 令和2年度滑川町介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定については、既定の歳入歳出の総額に120万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ12億2,380万4,000円とするものです。介護保険制度改正による電算システム改修に伴うものでございます。

議案第82号 令和2年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の議定については、既定の歳入歳出の総額に変更はございません。和泉集落排水場のポンプの修繕料として予備費を92万6,000円充当するものでございます。

議案第83号 令和2年度滑川町水道事業会計補正予算(第4号)の議定については、第3条の収益的支出に1,324万5,000円を追加するものです。営業費用の増額が主なものでございます。

議案第84号 町道路線の認定については、町道路線の整備のため、道路法の規定に基づき、路線の認定をお願いするものでございます。

以上、議案13件を提出し、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、議案ごとにその都度、担当課長より説明申し上げます。十分なるご審議を賜りまして、原案どおり議決をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長(上野 廣議員) ありがとうございます。

ただいま上程されました議案中、議案第72号及び議案第73号について、議事の都合により、質疑、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(上野 廣議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第72号及び議案第73号は、質疑、討論、採決まで行うことに決定いたしました。ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分とします。よろしくお願いたします。

休 憩 (午前10時55分)

再 開 (午前11時10分)

○議長(上野 廣議員) 再開します。

◎議案第72号の説明、質疑、討論、採決

○議長(上野 廣議員) 日程第5、議案第72号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

吉野総務政策課長に提出議案の説明を求めます。よろしく願います。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、議案第72号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

滑川町長 吉 田 昇

提案理由でございますが、令和2年10月7日付の人事院の勧告を踏まえ、町長、副町長及び教育長の期末手当を改定するため、滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定し、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

新旧対照表を御覧ください。第1条関係でございます。今年の人事院勧告は、特別職の期末手当を年間0.05か月引き下げる勧告でございます。6月期末手当は支給済みですので、12月の支給月数を0.05か月引き下げるものでございます。右側の改正前条例の6条でございますが、期末手当の基礎額に100分の225を左側の改正後の条文中6月に支給する場合は100分の225に、12月に支給する場合は0.05か月、100分の5引き下げて100分の220に変更するものでございます。

続いて、第2条関係でございます。下段の改正条例第2条は、令和3年以降の支給月数を平準化するため、令和2年に引き下げました0.05か月の半分0.025か月を6月支給から減らし、12月には0.025か月を加え、平準化する改正でございます。右側の改正前条例の第6条の条文中、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の220を平準化して、左側下線部100分の222.5とするものでございます。

この条例につきましては、令和2年12月1日から施行いたします。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から適用とするものでございます。

以上が議案第72号の説明となります。ご審議をお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第72号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第6、議案第73号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

吉野総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、議案第73号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

滑川町長 吉田 昇

提案理由につきましては、令和2年10月7日付の人事院の勧告を踏まえ、一般職職員の期末手当を改定するため、滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

新旧対照表を御覧ください。第1条関係でございます。今年の人事院勧告は、一般職職員の期末手当を年間0.05か月引き下げる勧告でございます。6月期末手当は支給済みですので、12月の支給月数を0.05か月引き下げるものでございます。右側の改正前条例の14条の2第2項でございますが、期末手当の基礎額に100分の130を左側の改正後の条文中6月に支給する場合は100分の130に、12月に支給する場合は0.05か月引き下げて100分の125に変更するものでございます。

続いて、第2条関係でございます。下段の改正条例第14条の2第2項は、令和3年以降の支給月数を平準化するため、令和2年に引き下げた0.05か月の半分0.025か月を6月支給から減らし、12月

には0.025か月加え、平準化する改正でございます。

右側、改正前条例の第14条の2第2項の条文中6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125を平準化して、左側下線部の100分の127.5とするものでございます。

この条例は、令和2年12月1日から施行いたします。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から適用とするものでございます。

以上が議案第73号の説明となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、お願いします。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部でございます。質問させていただきます。

一般職員の皆さんの賃金を、期末手当の削減ということなわけですけれども、この間、毎年のように起こる災害、また今年は新型コロナの影響で、非常に職員の皆さん大変な思いをされているというふうに思います。

そこで、この間の皆さん、一般職員の皆さんというか職員の皆さんが相当苦勞されているのではないかなというふうに思いますけれども、労働時間の問題について、どのぐらい多くなっているのかとか、またそういったような引き下げる、人事院勧告からということになっているわけですけれども、やはり今のこんな時期に引き下げるというのはどうかなというふうに思いますけれども、どんな思いでこういった提案がされるのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（上野 廣議員） 吉野総務政策課長、お願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁をいたします。

最初に、コロナ禍での、災害等も含めて労働時間の関係でございますけれども、これについては、今年についての災害は特には時間外等はございません。コロナについては、臨時特例交付金であるとか地方創生の臨時交付金等、定額給付金関係、そういうものにつきましては、特別に国からの時間外の手当は出ております。時間外労働からすれば、以前、従前、昨年よりも多くなっているというのは事実かもしれません。しかし、その時間についてはまだ精査しておりませんので、はっきりとした時間がどのくらい増えたかというのについては、まだはっきり分かっていません。

それと、このような状況下で引き下げるのはどうかなということなのですが、確かに公務員の給与は国の給与のほうに準じておりますので、国のほうが下げるということであれば、人勸準拠という形を今までも取らせていただいておりますので、やむを得ないのかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 私は、下げるべきではないというふうに思うのです。なぜならば、本当にこの間の職員の皆さん、日夜奮闘されて、この感染防止、予防に努められているというふうに思いますし、災害ともなれば、本当に昼夜を分かたず働かなければならない、そういったようなことになっているというふうに思うのです。そういったような中で引き下げるといようなことになると、職員の皆さんのモチベーションも低下してしまうような状況になるのではないかなというふうに思うのです。そういったようなことから、やはりあとこの公務員の給与の引下げというのは、多くの影響力が出てきてしまいます。ほかの労働者にも、また様々な手当関係にも影響が及んでしまいます。

そういったようなことを考えると、この時期の、今の経済が大変だというような状況になっているわけですが、この日本の経済を、景気を回復させていく面でも引下げというのはやるべきではないし、様々な業種、業界に影響を及ぼす公務員の給与の引下げについては、やるべきではないのではないかなというふうに思うのです。

そういったようなことなのですけれども、この公務員の給与の引下げが及ぼす影響についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 総務政策課長、ご答弁をお願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁をいたします。

確かに公務員の給与というのは、民間の給与と比較をして、人事院のほうで勧告を出しているということでございますので、この公務員の給料が下がるということは、全国の数十万人の給料が下がるということで、経済への影響も非常に大きいというふうに考えています。

阿部議員からは非常にありがたいご意見をいただいたわけですけれども、経済を回すには、やっぱり我々給料をもらって使うということが非常に大事だというふうには考えておりますけれども、やはり国、地方はこの給与を下げることで、また国から来る交付金でとか、そういうものに充ててくるのではないかなと、国の給与については、そういうものもあると思いますので、今回人事院の勧告については、上がるときでも人事院の勧告に準拠して上げていただいているし、下げるときも人事院の勧告を準拠していくということでございますので、これは仕方のないことかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 最後にちょっと、期末手当から引くということになっているのですが、いろいろな方から期末手当から引くという、要するにいわゆる生活補給的あれになるわけですけれども、そこを下げるのではなくて、勤勉手当などのそういったようなこと、この間、勤勉

手当を積み上げてきた経過もありますから、そこを減らすというのが順当なのではないかなというふうにも思うのですけれども、その辺のこれまで人勤が、国がそういうふうなことで決めてきているわけですから、あまりここで議論してもしょうがないよなというふうに思うのですけれども、要するに公務員の皆さんの生活設計、生涯設計、こういったようなことから考えると影響が大きいのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（上野 廣議員） 吉野総務政策課長、お願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁をいたします。

我々の生活設計は、やはり住宅ローンであったり、いろんな子どもたちの学費であったり、こういうものを予定して、期末手当や勤勉手当予定してローン組んだりしていますので、影響は確かにあると思います。

しかしながら、このような状況下で国のほうから人勤出れば、それは先ほども申し上げていますが、けれども、準拠していくしかないのかなと。これについても、職員組合とも協議をした上で決定したことでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） どうもありがとうございました。

これで私の質問は終わります。

○議長（上野 廣議員） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第73号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成多数です。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） ここで、議事の都合により日程第20、発議第3号 滑川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを先に審議したいと思いますが、これにご異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第20、発議第3号を先に審議することに決定いたしました。

日程第20、発議第3号を議題といたします。

提出者であります瀬上邦久議員に説明を求めます。よろしくお願いいたします。

〔1番 瀬上邦久議員登壇〕

○1番（瀬上邦久議員） 1番、瀬上邦久です。議長の命によりまして、発議第3号につき提案理由及び内容説明を申し上げます。

令和2年11月30日

滑川町議会議長 上野 廣 様

提出者 滑川町議会議員 瀬上邦久

賛成者 同 上 宮島一夫

賛成者 同 上 松本幾雄

賛成者 同 上 服部幸雄

滑川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について地方自治法第112条及び滑川町議会会議規則第14条第2項の規定により本案を提出いたします。提案理由を申し上げます。

令和2年10月7日付の人事院勧告の趣旨を踏まえ、滑川町議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、本案を提出するものです。

次に、内容説明を申し上げます。

本年度の人事院勧告において、期末手当につきましては0.05月分を引き下げる勧告がありました。また、期末手当の支給割合の改定と同時に、条文中の字句の改正もさせていただきます。お手元の新旧対照表を御覧願います。まず、第1条関係では、右側、改正前の第3条第3項中「場合であつて」を「場合であつて」に、「日割りによつて」を「日割りによつて」に改め、第5条第5項中「者にあつて」を「者にあつて」に改めさせていただきますのでございます。

また、期末手当を年間0.05か月分引き下げるものですが、6月につきましては既に支給済みでございます。12月の支給から0.05か月を改定し減給するものであります。

第2条関係では、令和3年度以降につきましては6月及び12月の支給額を平準化することが示されているので、0.05か月を12月で引き下げたものを来年の6月支給月から0.025か月を減らし、12月については0.025か月を加えて6月及び12月ともに2.225か月を支給するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（上野 廣議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結いたします。

これより発議第3号 滑川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎請願第2号の上程、説明、委員会付託

○議長（上野 廣議員） 日程第18、請願第2号 公立小中学校における少人数学級（20人程度）の早期実施と対応する教員増を国に求める意見書の提出を求める請願書についてを議題とします。

本請願は、阿部弘明議員が紹介議員でありますので、内容説明をお願いします。お願いします。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 件名、公立小中学校における少人数学級（20人程度）の早期実施と対応する教員増を国に求める意見書の提出を求める請願書。

滑川町議会議長、上野廣殿。

2020年11月20日、紹介議員、阿部弘明。

請願者、滑川町よろず茶話会代表、村田千代子。

要旨。

①、コロナ禍のもと、安全安心で行き届いた教育の実現に不可欠な少人数学級（20人程度）の早期実施を国に求めてください。

②、少人数学級に伴う教員増と関連予算の増額を国に求めてください。

請願理由。

現在、公立小中学校における児童生徒の学級定数は「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員

定数の基準に関する法律」(以下、基準法)により、小学校1学年は35人、それ以外の学年は40人となっています。これでは、子どもたちの学習・生活両面での十分な発達を保障することは困難であり、これまでも「標準法を改定して少人数学級を実現してほしい」という教職員や保護者を中心とした「ゆきとどいた教育をすすめる全国署名」運動などが粘り強く取り組まれてきました。

今、コロナ禍のもと身体的距離の確保や個別指導の大切さから、日本教育学会や全国知事会なども少人数学級に向けた教員定数増と予算増額を提案しています。一方、37か国が加盟するCECD(経済協力開発機構)の中で……

〔「OECD」と言う人あり〕

○14番(阿部弘明議員) 日本の国や自治体が負担する教育費はGDPの2.9%で、これはOECD…
…ああ、OECDですね。

〔「OECD」と言う人あり〕

○14番(阿部弘明議員) 35か国平均の4.0%を大きく下回り、最下位です。(2016年)少なくとも平均基準並みに増額すれば少人数学級と教員増の実現は可能です。来年度予算編成に当たり、国が少人数学級(20人程度)に踏み出す予算措置を躊躇なく実現することが、教職員をはじめとする教育関係者、保護者の切実な要望となっています。

滑川町においても、子どもたちや教職員が安心して学習活動や日常生活が過ごせるよう、少人数学級(20人程度)と教員定数増を実現できるよう国に意見書を提出することを強く要請するものです。

コロナ禍の中で一斉休校の後、分散登校などにより、思いがけず少人数学級を体験した教師が、「感染防止対策は大変だったけれど、子ども一人一人のことがよく見え、かかわることができ教師としての充実感が持てた。やっぱり少人数学級が必要だと実感した」と語っています。全国一、子育て・教育に力を入れた自治体としての滑川町です。国への意見書の提出を重ねて求めるものであります。

以上、提案します。ぜひご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(上野 廣議員) 請願内容の説明が終わりました。

お諮りします。会議規則第39条第1項の規定により、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査に付したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(上野 廣議員) 異議なしと認めます。

よって、請願第2号につきましては、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査に付することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。よろしく申し上げます。

休 憩 (午前11時40分)

再開 (午後 1時00分)

○議長(上野 廣議員) 再開します。

◎一般質問

○議長(上野 廣議員) 日程第19、一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。答弁を含み50分とします。残り時間は表示板で指示します。質問形式は対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は、最初から質問席に着き、1回目の質問は通告した質問事項等全てを一括質問します。そして、一括答弁を受けます。2回目の質問からは、1回目の質問順位に関係なく一問一答方式とします。ただし、1回目に一括質問しないものは再質問できないものとします。

◇ 吉野正浩議員

○議長(上野 廣議員) 通告順位1番、議席番号13番、吉野正浩議員にご質問をお願いします。

[13番 吉野正浩議員登壇]

○13番(吉野正浩議員) 13番、吉野正浩です。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順序に従い質問させていただきます。

まず、コロナ禍にありまして、執行部の皆様には通常の業務に加え、新型コロナウイルス対応に追われ大変と思いますが、町民の命と暮らしを守るため、引き続きよろしく願い申し上げます。

また、昨年関東地方を襲った台風19号では市野川が越水し、氾濫、洪水により、水房地区では床上浸水もあり、議会の場において市野川の治水対策を町から国、県に要望してほしいとお願いしてありましたが、このたび水房、羽尾地区の市野川掘削工、これは堆積した土砂の撤去を行い、河道を広げる工事ですが、県の事業として始まりました。町長をはじめ執行部、関係各位のご尽力に感謝申し上げます。

それでは、質問に移らせていただきます。大きな1、コロナ禍における財政運営について伺います。

1点目として、今年度の予算執行で、新型コロナウイルスの影響により、個人町民税の減少などによる歳入の減収が発生していると思われませんが、その財政状況と予算執行の取組について伺います。

2点目として、コロナ禍による経済悪化の影響を受け、来年税収が大幅に減少することが予想されます。埼玉県では、来年度予算案で県税収入大幅減などにより、財源不足がリーマンショックの影響を受けた2010年度当初予算編成時を上回ると記者会見で述べています。そこで、本町の来年度の収入見込みを、個人・法人町民税、地方交付税等で、できれば減収の率を含めた形での答えを

いただければありがたいと思います。

3点目として、来年度の収支不足の見込額について。

4点目として、他の自治体の来年度予算編成が新聞等で公表されておりますが、歳入の減少に対応した大幅な事務事業の見直し等により、歳出の抑制に取り組んでいるようです。本町での来年度の予算編成方針について伺います。

また、地方公共団体の財源不足を補う地方交付税の別枠加算を政令市の市長でつくる指定都市市長会が10月に復活要望を総務省に行いましたが、その動向について伺います。

次に、大きな2、鳥獣被害防止対策について質問いたします。本町の有害鳥獣捕獲事業につきましては、今年10月16日、産業振興課にご協力いただき、総務経済建設常任委員協議会による研修を実施させていただきました。ここでは、研修を終え、もう少し踏み込んだ内容についてお伺いしたいと思います。

昨今、野生鳥獣による農作物被害の増加や、特にイノシシについては防災行政無線でたびたび放送されますが、住宅地への出没や豚熱の感染源となるおそれがあることから、各自治体で危機感を強めています。こうした中で、政府は鳥獣捕獲策の強化として、今年11月から来年3月まで集中捕獲キャンペーンを狩猟期に展開し、都道府県が設定する重点エリアに捕獲者やわな、資金を集中投入する、また令和3年度予算の概算要求で鳥獣被害対策に大幅増額を求め、捕獲1頭当たりを支払う鳥獣被害防止対策交付金を拡充し、鹿とイノシシの年間捕獲頭数の増加を目指しています。本町の有害鳥獣捕獲数を平成28年度から比較して見ますと、アライグマは増加傾向で、令和元年度が175匹、ハクビシンは微増の29匹、イノシシについては微減の9匹となっております。

そこで、1点目として、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、ニホンカモシカ等の生息実態と農作物の被害状況について。

2点目として、捕獲・防除事業として、捕獲用箱わな、これはアライグマやハクビシン等のものなのですが、あと捕獲おり、イノシシ用です、くくりわなの設置場所及び数とその成果について。

次に、情報通信技術（ICT）と自動捕獲システムを活用した捕獲おりの導入の検討についてですが、本町では簡易ICTくくりわな通報システムを導入し、現場近くへ行けば捕獲を教えてくれるシステムにより、見回りの短縮を図っておりますが、神奈川県秦野市の秦野都市農業支援センターでは、捕獲おりはトリガーと呼ばれる回転棒の中に設置し、動物が棒に触れると扉が閉まって捕獲するというものであったのですが、近年、鹿やイノシシがおりの仕組みを学習し、トリガーの手前の餌だけ食べて逃げってしまうケースが散見されました。そこで、おりの上部に機械を取り付け、おりの中に入った動物の体温や大きさを赤外線センサーが感知すると自動で扉が閉まる自動捕獲システムを導入し、スマート捕獲による効率化を進めています。本町でこのような最新の捕獲システムを導入して、イノシシの捕獲対策を向上させてはと考えるのですが、お考えをお聞かせください。

次に、電気柵の補助内容と件数について伺います。

3点目として、捕獲従事者の増員計画と関係団体との連携について。

4点目として、イノシシ出没件数と緊急対応の概要について伺います。

続きまして、大きな3、両表・大木地区土地改良区内農村公園の整備について伺います。

まず1点目として、公園の規模及び公園施設の内容について。

2目として、公園施設に対する地元住民や各種団体からの要望等はあるのか。

3点目として、予算と公園開設時期について伺います。

以上で1回目の質問といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（上野 廣議員） 質問が終わりました。順次答弁を求めたいと思います。

質問事項1、コロナ禍における財政運営についてのうち、1、今年度の財政状況と予算執行についてと来年度の地方交付税の歳入見込みと3、来年度の収支不足の見込額と4、来年度の予算編成方針についてを吉野総務政策課長にお願いします。

それから、質問事項1、コロナ禍における財政運営についてのうち、2、来年度の個人・法人町民税の歳入見込みについてを篠崎税務課長にお願いします。

質問事項2、鳥獣被害防止対策についてのうち、1、鳥獣の生息実態と農作物の被害状況についてと2、捕獲防除事業についてと質問事項3、両表・大木地区土地改良区内農村公園の整備についてを服部産業振興課長にお願いします。

質問事項2、鳥獣被害防止対策についてのうち、3、捕獲従事者の増員計画の関係団体との連携についてと4、イノシシ出没件数と緊急対応の概要についてを関口環境課長にそれぞれ答弁を求めます。

まず初めに、吉野総務政策課長に答弁をお願いします。よろしくお願ひいたします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、吉野議員の質問に答弁をいたします。

初めに、コロナ禍における財政運営についての1、今年度の財政状況と予算執行についてでございます。今年度の譲与税や県税交付金の減収見通しは、いまだに国、県から示されておりませんが、後の歳入欠陥が危惧されることから、9月定例会において一般会計補正予算（第5号）で、地方譲与税、県税交付金合計で1億1,209万8,000円の減額補正をさせていただいたところでございます。そして、本12月定例会で提案させていただいております一般会計補正予算（第6号）におきましては、法人町民税法人税割の減額補正1億5,290万8,000円を計上させていただいております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による業績悪化や所得の低迷に対応するため創設された地方税の徴収猶予特例制度に基づく減収額も、町税において3,116万6,000円の減額補正をさせていただいております。法人税割減収分は減収補填債、猶予による減収額は猶予特例債の予算計上により穴埋めをさせていただくことができていますが、依然地方譲与税、県税交付金の減収見込みへの国、県による財政措置はなく、この点につきましては、事業の中止、縮小、延期等による歳出削減や、

臨時的な歳入の創出で対応させていただいているところでございます。今後、例年どおりのスケジュールであれば、令和3年2月頃、県税の収入見込みが示されることと思います。この収入見込みに対し、3月定例議会補正予算では、県税交付金の増額もしくはさらなる減額の補正を提案させていただく予定となっております。

続きまして、2番の来年度の歳入見込み（個人・法人町民税、地方交付税等）についてでございます。町税につきましては、この後税務課長より答弁がありますが、全体の歳入見込みでございますので、町税についても触れさせていただきます。現段階では、個人町民税は前年比で2億1,573万円の減収、法人町民税は前年比で1億5,287万9,000円の減収、固定資産税につきましては前年度比4,000万円の減収など、町税において4億1,698万円の減収見込みでございます。普通交付税につきましては、今年度交付決定額と同額3億6,437万1,000円を見込んでおります。普通交付税につきましては、令和3年度から令和2年度、今年度でございますけれども、国勢調査による人口増が適用されます。数少ない人口増加団体の滑川町にとって、このことは増額要因であります。しかしながら、交付税原資となる国税のコロナ禍による減収は減額要因となります。このため、地方交付税につきましては、ほぼ前年同額とさせていただきます。また、地方譲与税や県税交付金、地方特例交付金につきましては、令和元年度決算額の15%の減収を見込ませていただいております。

以上、現段階では非常に大まかな見込みでございますが、町税を除く交付税、譲与税、県税交付金につきましては、12月下旬に国より発表されます令和3年度地方財政対策に示される増減見込みにより、収入見込みを修正させていただく予定となっております。

続いて、3つ目の来年度の収支不足の見込額についてでございます。歳出額につきましては、主に事業課が実施する工事等普通建設事業につきましては、各課、局より実施希望を集め、普通建設事業以外につきましては、近年の増減傾向より財政担当が推計し、歳出合計額を積算しております。これに対して、先ほど申し上げた歳入見込みをはじめ、財政担当により全体を推計し、歳入合計額を積算をしております。この結果、令和3年度の収支不足の見込額は、歳入総額55億5,545万円、歳出総額約68億519万円、歳入歳出差引き12億4,974万円の収支不足額、赤字となっております。令和2年度の収支不足額9億8,717万円から、さらに2億6,257万円悪化しており、当初予算編成により一層苦慮することが想定されます。10月1日に新座市が財政非常事態宣言を公表したことは、議員の皆様も既にご存じのことと思いますが、同市と同程度の財政力、同市より少額の基金残高である滑川町は、新座市に匹敵する、もしくはそれ以上の極めて厳しい財政状況となります。

続いて、4番の来年度の予算編成方針についてでございます。10月中旬の町長、副町長、財政担当による予算編成方針策定会議、10月下旬の管理職との予算編成会議を経て、総務政策課長名で職員に向けて10月30日付で令和3年度予算編成方針について通知を行ったところでございます。近年課題となっている人口増を受けた行政需要の多様化への対応、災害対応のための基金残高の確保と、先ほど申し上げました令和3年度の町税、譲与税、県税交付金等の落ち込みから発生する収支不足

の拡大に対応するため、既存事業の廃止の検討、新たな財源の創出、事業の重点化、効率化など、例年どおり基本方針を掲げるとともに、令和3年度予算編成においては、真に令和3年度に実施しなければならない事業のみの予算編成とすることといたしました。そのため、事業の中止、縮小、先送りなどを呼びかける方針を固めさせていただいております。事業の中止、縮小、先送りにつきましては、既に減収が見込まれている令和2年度においても実施しているところでございますけれども、令和3年度においてはさらなる徹底を図って、国難とも言われる中の厳しい財政難を乗り越えていきたいと考えております。

また、議員ご指摘の別枠加算についてでございます。別枠加算につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大で税収の大幅な減収が避けられない中、自治体の財源では福祉や教育などの支出を賄い切れない分に、国が負担を上乗せして地方の負担を軽くするものでございます。リーマンショック後に設けられ、2016年度に廃止されましたが、厳しい財政事情を受け、復活の要望がございます。本町といたしましても、必ず支出しなければならない義務的経費を町税で賄い切れない財政運営となるため、別枠加算等の復活を要望していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） ありがとうございます。

次に、篠崎税務課長、答弁をお願いします。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、吉野議員のご質問に答弁いたします。

コロナ禍における財政運営についての質問の中の2、来年度の歳入見込みについてでございますが、個人・法人町民税について申し上げます。新型コロナウイルス感染症の終息がなかなか見えない中、現在令和3年度の当初予算編成を行っております。歳入については先行きが見通せず、非常に困難な状況ではありますが、現段階での見込みということで答弁させていただきます。

まず、個人町民税でございますが、リーマンショック時の経済の低迷状況と比較して、新型コロナウイルス感染症に伴う経済への影響は大きく、その影響値は1.5倍を超えるものと見込んでおります。個人町民税の所得割において、リーマンショック時の減少率を勘案し算定すると、令和3年度はマイナス25.1%、約7億6,000万円の歳入見込みでございます。

次に、法人町民税でございますが、法人税割額については、企業の営業利益により発生する法人税額が課税標準となるため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた決算年度となる令和3年度においては、税収をなかなか見込めないと考えております。リーマンショック時における平成21年度法人税割額の影響率と、税制改正における税率改定率を令和元年度決算額に乗じて算定すると約4,800万円となり、均等割と合わせてマイナス58.4%、約1億1,000万円の歳入見込みとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） ありがとうございます。

次に、服部産業振興課長、答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、吉野議員さんのご質問にご答弁させていただきます。

初めに質問事項2、鳥獣被害防止対策についてのうち、1の鳥獣の生息実態と農作物の被害状況についてのご質問に対してですが、まず初めに生息実態ですが、捕獲実績を基にお答えさせていただきます。アライグマ、ハクビシンについては、ほぼ町内全域に生息しており、イノシシについては市野川を境に町内北部に生息していると考えております。また、ニホンジカについては、過去、町内で見かけたりした情報から判断すると、水房地区、伊古地区及び和泉地区、羽尾地区に生息しているのではないかと推測されます。推測になってしまいますが、イノシシ、ニホンジカともに町内に生息しているのではないかと感じております。

この生息実態を基に、鳥類を除いた農作物被害は、ここ数年減少傾向となっております。直近3か年の数字を申し上げます。被害面積は、平成29年度が41アール、平成30年度は25アール、令和元年度は25アールとなっております。被害金額は、29年度が69万円、30年度が38万8,000円、元年度が42万7,000円となっております。この被害面積等の数値は、被害報告や情報提供をいただいた数値となっており、実際にはこれ以上の被害があるものと認識しております。この後ご説明を申し上げますが、電気柵の普及が進み、農家の皆様の防除意識が向上したことにより、被害面積等が減少できているのではと考えております。

次に、2の捕獲防除についてのご質問に対してですが、最初に捕獲用箱わな、捕獲おり、くくりわなの設置場所及びその個数についてお答えします。アライグマやハクビシンなどの小型動物用として、箱わなを町内全域に仕掛けております。町では、現在40基用意しており、農家への貸出しを含めて町内に30基設置しております。その成果としましては捕獲数に表われており、アライグマが平成29年度に99頭、平成30年度に125頭、令和元年度に175頭の捕獲実績となっております。ハクビシンについては、平成29年度に19頭、平成30年度に29頭、令和元年度に29頭の捕獲実績となっております。

次に、イノシシ用の箱わなやくくりわなについてですが、出没地域を絞って設置しております。まず、箱わなですが、吉野議員さんの地元である水房地区に3基、伊古地区に3基、中尾地区に3基、羽尾地区に1基設置しております。町内で、総数10基設置しております。くくりわなについてですが、水房地区に9基、伊古地区に1基、中尾地区に1基、羽尾地区に2基、和泉地区に2基設置しており、町内で総数15基設置しております。捕獲数は、平成29年度に7頭、平成30年度に5頭、令和元年度に9頭となっております。吉野議員さんもお存じのとおり、イノシシについては非常に警戒心が強く、わなを設置してから捕獲に至るまで時間がかかることも多々あります。時にはわなをかけて二、三日で捕獲される場合もありますが、根気比べと考えております。しかし、そんな中、

松本支部長をはじめとする滑川猟友会の皆様のご協力のおかげで、捕獲頭数も上昇していると考えております。以前は、幼獣のイノシシがかかるケースが多かったのですが、近年は成獣のイノシシが多く捕獲されております。これは、くくりわなを獣道に多数仕掛けることで成果が出ているものと考えております。この後ご説明を申し上げますが、見回り作業を少しでも低減するためにICT事業を活用したことから、多くのわなを設置できていることが原因と考えております。

次に、情報通信技術（ICT）と自動捕獲システムを活用し、捕獲おり導入の検討のご質問に対してですが、令和2年度に国、県補助金を活用し、イノシシが捕獲された際、職員及び猟友会会員にメール通知が届くという情報通信技術（ICT）を導入しております。ご質問の自動捕獲システムの導入検討についてですが、本年度、埼玉県より野生イノシシ及び鹿の捕獲強化のためICT事業を活用している町、当町の協議会に対し、ICTシステム機器の提供紹介がございました。この紹介内容に自動捕獲システム機器があり、町では3台分を県に要望しているところでございます。今後は、吉野議員さんのご提案のように自動捕獲システムを活用しつつ、捕獲通報と併せたICT事業を予算の範囲内で最大限に活用していきたいと考えております。

次に、2番の捕獲防除のうち、電気柵の補助内容と件数について、ご質問に対してですが、現在、電気柵の補助内容としましては、4分の1の補助、上限5,000円となっております。導入件数は、平成27年度に補助開始以降、令和元年度までに農家の皆様に80基購入いただき、補助を行ってまいりました。引き続き電気柵による防除と捕獲をお願いしながら、予算の範囲内において推進していきたいと考えております。

続きまして、質問事項3、両表・大木地区土地改良区内農村公園の整備についてのうち、1番の公園の規模及び公園施設の内容についてのご質問に対してお答えさせていただきます。圃場整備事業の創設換地により、約2.4ヘクタールの面積を農村公園用地として確保してまいりました。その後、ネクスコ中日本との協定を結び、残土搬入を行い、本年、令和2年12月中の引渡し完了する予定となっております。約100台強の駐車場用地と、一段下がって多目的グラウンドを担い、サッカーもできる面積を確保してありますので、主体はサッカーが行え、グラウンドゴルフ等にも使うことができるような想定ができていると考えております。

続きまして、要望等についてですが、地元住民や各種団体からの要望書は提出されておきませんが、地元住民の方々には、計画当初の段階より農村公園用地の確保要請及び多目的グラウンドの用地として理解されているため、特段の要望が上がってきていないものと考えております。

最後に、3番の予算と開設時期ですが、現在、関係課と調整を行っている段階であり、調整中でございます。12月中に引渡しが行われる予定ですが、駐車場には敷砂利が敷かれ、グラウンドには最大3ミリ程度になると思いますが、粗砂が入った状況での引渡しとなります。今後、開設時期や貸出し方法、管理方法等の詳細が決まりましたら、住民の皆様にお知らせしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） ありがとうございます。

最後に、関口環境課長、答弁をお願いします。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、吉野議員からの質問、鳥獣被害防止対策についてのうち、3、捕獲従事者の増員計画と関係団体との連携についてと、4、イノシシの出没件数と緊急対応の概要についてのご質問に答弁させていただきます。

初めに、捕獲従事者の増員計画と関係団体との連携についてでございますが、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、ニホンジカ等の鳥獣被害がありますが、イノシシ、ニホンジカを捕獲するには狩猟免許が必要であるため、捕獲従事者の増員は難しい状況でございます。

ハクビシンについては、家屋や農作物に被害を与えた場合、有害鳥獣に当たります。有害鳥獣を捕獲するには、原則としてわな猟免許を取得の上、有害鳥獣捕獲許可を受けていただくことになっておりました。しかし、鳥獣保護管理法の基本方針の一部見直しによりまして、2017年4月1日以降、狩猟免許を持たない農林業者が、事業地内で小型箱わなによる鳥獣捕獲の許可を受けることができるようになりました。許可を得る場合は申請していただき、市町村長から許可が受けられるということになっております。

アライグマは特定外来生物であり、外来生物法に基づき県がアライグマ防除実施計画を策定し、市町村においてアライグマの防除対策を実施しております。アライグマの捕獲は箱わなを使用するため、鳥獣保護管理法に基づき、原則としてわな猟免許の保持者でないといけません。しかし、先ほどの埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき捕獲する場合に限り、県が開催する研修を受講し、捕獲を行う地域を所管する市町村での従事者登録をし、従事者証を発行します。これについては3年更新になります。これにより、わな猟免許非保持者であってもアライグマの捕獲に従事することができます。この制度では、アライグマ以外の動物は捕獲できません。このアライグマ捕獲従事者研修については、滑川町からは令和元年度6名、令和2年度、本年度については7名受講しております。現在、従事者登録の総計は36名でございます。今後もこの講習を周知し、捕獲従事者の増員を図りたいと考えております。

次に、関係団体との連携についてですが、今年度6、7月期にイノシシが頻繁に出没したのを期に、イノシシ出没対策会議を開き、役場関係各課局、猟友会、警察が集まり、協力連携できるよう対応を話し合っております。

次に、イノシシ出没件数と緊急対応の概要ですが、今年度6月期3件、7月期10件、10月期2件、11月期1件、計16件の出没がございました。イノシシ出没の通報があった場合の緊急対応でございますが、まず環境課生活環境対応が総合窓口として受け、関係課局へ連絡するとともに、現場対応及び被害がないかを確認いたします。そして、産業振興課農林商工担当に農業被害対策、猟友会へ

の協力依頼及び現場対応をお願いしております。併せて総務政策課人権・自治振興担当には警察への連絡と、住民に対して防災無線で出没情報周知と現場対応をお願いしております。同様に、教育委員会事務局にも各学校への連絡及び学校メールによる保護者への連絡を行っていただいております。また、通学路対応として、通学路等の現場対応をお願いしております。

以上でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 以上、答弁が終わりました。

吉野議員、再質問をお願いします。

○13番（吉野正浩議員） 大変ありがとうございました。特に私もイノシシについては個体数が増えているのではないかと、ちょっと懸念しておりましたけれども、先ほどイノシシの自動捕獲システムを既に3台県のほうへ要求したということで、前向きな発言をいただきまして、大変ありがとうございます。今後ともイノシシ対策、特にお願いしたいと思います。

あと1点、被害面積の関係で、課長のほうから減少しているという話と、被害も減少しているというお話を聞きましたけれども、私が1点気づいたことは、もう既に畑でイノシシ対策はできないと。田んぼだったらその時期だけ、何というのですか、防護柵を、電気柵をすればいいのだけれども、畑なんかだと1年中作っているわけですから、柵なんかする人いないのです、実際。やはりイノシシは、農作業をするのには最悪で、畑をよくすると必ずミミズが来るので、必ず彼が来るのです。だから、畑をうまく、上手に堆肥を入れてしようとする、イノシシの餌食というか、そういうふうになってしまうので、どうしても山深い畑というのは耕作できなくなってくるのです。ですから、そういった面も含めまして、ただ電気柵に対する対応というだけではなくて、畑の場合はもうやっていないですから、電気柵は、そういうのも含めてご認識を新たにさせていただきたいと思えます。

次に、農村公園の関係です。これは、ちょっと課長のほうから、今後管理方法とかは庁内で検討していくと。ほかの教育委員会とかありますのでお聞きしました。その中で、方向だけでも結構なので、ちょっとお聞きしたいことは、サッカー少年団のほうは東武グラウンドのほうで、専用グラウンドということでやっていましたけれども、ご存じのとおり東武のほうへ返還しました。その代替という形で、あそこに持っていくのではないかとといううわさは聞いたのですけれども、その中で管理方法につきましては、今までどおり土曜とか日曜、祭日、夏休み等につきましては、できる限り少年団の専用グラウンドとして利用させていただきまして、平日とか少年団が使わないときとか、よくお話し合いをする中で、近隣の住民の方に利用していただくというようなことをぜひお願いしたいと思うのですが、その辺、方向性だけでもちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長、答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、吉野議員さんの再質問にご答弁

させていただきます。

農村公園の関係です。こちらのほうですけれども、私のほうから町長から伺っている話をさせていただきますと、代替という考え方はあるというふうに伺っております。そんな中で、私どもが農村公園を農村公園用地として出してきたこともございます。そんな中で、地元住民の方にも近くだというグラウンドの関係もございますので、その辺りは調整を図りながら、今後どこでグラウンドの貸出しを行っていく、そして管理をしていただくという形は調整してございますので、そんな中で吉野議員さんからお話をいただいたことも含めながら協議をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 吉野議員、再質問をお願いします。

○13番（吉野正浩議員） ありがとうございます。それでは、町長ぜひ、町長の代替案という形を今聞きました。ぜひ地域の少年団の活動の場となりますので、ご検討のほうをよろしく願いまして、私の質問を終えさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（上野 廣議員） 以上で吉野正浩議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後2時にしたいと思います。午後2時でお願いします。よろしく願いします。

休 憩 （午後 1時43分）

再 開 （午後 2時00分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

◇ 内 田 敏 雄 議 員

○議長（上野 廣議員） 一般質問を続けます。

通告順位2番、議席番号12番、内田敏雄議員、ご質問願います。

〔12番 内田敏雄議員登壇〕

○12番（内田敏雄議員） 12番、内田敏雄です。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

まず、2025年問題について。2025年以降、75歳以上の人口が全人口の18.1%を占める2,179万人となり、日本人の5人に1人近くが75歳以上という超高齢社会が到来します。2019年時点の統計では、日本の高齢化率は28.4%となっています。高齢化社会の指標である14%のほぼ2倍で、超高齢化社会の基準である21%を大きく超えている状態です。

厚生労働省の調べによると、2018年時点の世帯数は5,099万1,000世帯で、そのうち約半数である2,492万7,000世帯に65歳以上の高齢者がいます。さらに、この高齢者のいる世帯のうち、27.4%の

683万世帯が独り暮らし、32.3%が高齢者夫婦のみで暮らしているそうです。高齢者の独り暮らしは、今後も増えることが予想されます。国立社会保障・人口問題研究所によると、2040年には全ての都道府県で30%以上になることが予想され、そのうち15都道府県では、高齢者の独居世帯が40%超えとなる見通しです。高齢者の独り暮らしは、いろいろな問題の発生リスクが考えられます。例えば買物難民の増加、経済的不安、医療や介護の需要増の問題、孤独死の不安、空き家問題、誰もが安心して自分らしい暮らしができるよう、いろいろなサービスの利用を検討し、地域全体で支えるようにしなければならないと思います。

そこで質問です。町内の65歳以上の世帯で、単身者世帯数または65歳以上だけの2名（夫婦世帯を含む）の世帯はどのくらいありますか。

2、このような方々の行政としての見守りについて、どのように考えていますか。

3、医療や介護の需要は増大します。効率的で質の高い医療提供体制が求められ、医療と介護が相互に連携し、患者を支える「治し、支える医療」への転換が求められると思いますが、対応をどのように考えますか。

4、緊急時通報システムやエンディングサポート事業について考えを伺いたい。

2、空き家対策について。昨今、田園回帰という流れがあると言われていています。総務省が平成28年度に行った田園回帰に関する調査研究によると、過疎地域における人口移動について、若い世代で地方への移住の動きが見られ、内閣府による東京在住者の今後の移住に関する意識調査（平成26年）においても、約4割の人が移住を希望する旨の意向が示されています。また、今年のコロナ禍でテレワークが注目され、地方への移住を決断した事例などがテレビ等で紹介されました。

こうした中、自治体の中には、都会からの移住者に対して空き家に隣接する遊休農地をセットで提供するなどの事例があります。空き家は、うまく使えば地域の資源となり、資源を活用していくことで、地方創生や地域の活力の向上になるとの考えによるものだそうです。

そこで質問です。現在、町で把握している空き家の数は何軒ありますか。

空き家対策はどうなっていますか。

相続で農地を取得されたなどで町外在住者の農地はどのくらいありますか。

初めに説明したような農地をセットにした提供を検討したことがありますか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 質問が終わりました。順次答弁を求めたいと思います。

質問事項1、2025年問題についてのうち、①の65歳以上の世帯についてを岩附町民保険課長、質問事項1、2025年問題についてのうち、②の行政としての見守りと③の医療提供体制についてと④の緊急時通報システム等についてを小柳健康福祉課長にお願いします。

質問事項2、空き家対策についてのうち、①の空き家の軒数と②の空き家対策と④の農地をセットした提供についてを稲村建設課長にお願いします。

質問事項2、空き家対策についてのうち、③の町外在住者の農地についてを服部農業委員会事務局長にそれぞれ答弁を求めます。

初めに、岩附町民保険課長、答弁をお願いします。よろしくお願いします。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、内田議員のご質問に答弁をいたします。

質問の1、2025年問題についての①、町内の65歳以上の世帯で単身世帯数、また65歳以上だけの2人（夫婦世帯を含む）世帯はどれくらいあるかのご質問に答弁をさせていただきます。

初めに、町内の65歳以上の世帯で単身世帯数でございますけれども、直近の令和2年10月末日現在で893世帯となります。10月末の全世帯数が7,959世帯ですので、割合にしますと11.2%が65歳以上単身世帯となります。

次に、町内の65歳以上だけの2人（夫婦世帯を含む）世帯数でございますが、同じく10月末日現在で986世帯となります。同じく全世帯数に対する割合では、12.4%となっております。今回調べました世帯数につきましては、町の住民基本台帳のデータを用いて抽出したものとなります。

以上、答弁いたします。

○議長（上野 廣議員） 次に、小柳健康福祉課長、答弁をお願いします。

〔健康福祉課長 小柳博司登壇〕

○健康福祉課長（小柳博司） 健康福祉課長、内田議員さんのご質問のうち、1、2025年問題について答弁をさせていただきます。

初めに、先ほど町民保険課長が答弁をいたしました単身世帯数、高齢夫婦のみの世帯について、補足のご説明をさせていただきます。健康福祉課では、毎年、町で実施しております敬老年金の支給に関して、通常は担当地区の民生委員を通じてお支払いをさせていただいております。本年度は新型コロナウイルス感染症により、やむなく口座振込とさせていただきましたが、訪問による手渡しは、民生委員さんにとっても地域の実情を把握できる機会と捉え、積極的なご協力をいただいております。昨年度の敬老年金のお支払いに際し、75歳以上という範囲ではございますが、同じ家または同じ敷地内に家族、親族がお住まいの方を除いた独居の方のみを調査していただきました。担当全36地区のうち、1地区のみ調査を実施できませんでしたが、この1地区を除いた町内で、75歳以上の独居の方は227名ございました。内田議員さんのご質問にもありますように65歳以上ではございませんし、また高齢夫婦というものではございませんけれども、参考までに報告をさせていただきました。

次に、ご質問の2にございます見守りについて答弁をさせていただきます。現在、町で行っております高齢者に関する見守りにつきましては、大きく2点ございます。1つは、先ほどお話をしました各地区民生委員の方と町職員による相互の連携した見守りでございます。こちらは個別の事案が中心であり、町から依頼をして訪問に行っていただく場合と、民生委員さんからの情報を基に町

の職員が訪問する場合とがございます。もう一つは、町の高齢者に関連する団体と、警察、消防、郵便局、商工会、生活協同組合、また町内の医療機関や介護の事業所などで組織をしております滑川町見守りネットワークでございます。この中では、特に戸別訪問をする事業者さんに、異変や気になることがあれば、町へ情報提供いただくようお願いをしております。また、この2点とは別に、問いの4でもお答えいたします緊急通報システムあるいは災害時避難行動要支援者も、広義に解釈すれば該当するものではないかと考えております。

現在、高齢者の見守りに関する社会動向としては、民間の事業者も数多く参入しており、毎日定時に電話による安否確認を行うなど、それぞれのライフスタイルに合わせた内容が選択できると聞いております。将来を見据えた高齢者の見守りにつきましても、現在進めております地域包括ケアシステムの一層の充実が必要不可欠でございますし、何よりも地域のご協力が必要不可欠でございます。町としましては、現在の民生委員を中心とした地域の見守り活動を一層充実させるべく、地域の皆様と話し合い、協議を重ね、体制の充実を図っていきたくと考えております。

続きまして、3、医療と介護の連携についてでございますが、こちらも内田議員さんのご指摘のとおり、医療と介護の連携は、今後の超高齢社会を迎える上で重要なテーマと認識しております。事実、超高齢社会では、高齢者を受入れする病院の病床数、また高齢者施設の受入れするベッド数など限られておりますので、非常に入所または入院が困難になると予想されております。国の高齢者に関する政策も、医療機関や施設への入院、入所から在宅へと大きくかじを切っておるのが現状でございます。

現在、滑川町を含む比企郡市の構成市町村は、将来起こり得る状況を鑑み、比企地区在宅医療・介護連携推進事業を東松山市社会福祉協議会に共同で委託し、来るべき超高齢化社会における在宅医療の在り方を継続的に進めております。具体的には、構成市町村の担当課職員をはじめ、比企医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護保険の事業所職員、包括支援センター職員など多職種から成る協議会を設置し、地域の現状を把握するとともに、在宅医療・介護連携における課題の抽出や対応策についての協議、またとりわけ在宅医療・介護の連携の関係で欠くことのできない多職種による顔の見える関係づくりを進めているところでございます。今年度は、新型コロナウイルス感染症により実施を見送りましたが、協議会では毎年1回、比企郡市にお住まいの住民の方を対象とした講演会も開催しておりますので、機会がありましたら、ぜひ一度拝聴いただきたくお願いを申し上げます。

また、同じく比企郡市町村の共同事業として、自宅への往診での診療をご希望される方や、自宅で医療的なケアが必要となった場合など、在宅医療の相談先として在宅医療連携拠点を比企医師会内に設け、地域住民のみならず、ヘルパー職等、専門職の方々にも利用できるよう事業を開始しております。いずれにしても、医療と介護の連携は、今後の高齢化社会における重要な柱となることは間違いございません。高齢者が住み慣れた地域で長く自立した生活が営めるよう、比企郡市

の多職種による連携の中で、引き続き関係する皆様と知恵を出し合い、協議を重ねていきたいと考えております。

続きまして、④、緊急通報システムとエンディングサポートについて答弁をさせていただきます。現在、町で実施しております緊急通報システムについては、対象者を以下の4点としております。1点目として、同一敷地内に親族のいない65歳以上の独り暮らしの方で、日常生活上、注意を要する状態にある者。2点目としましては、同一敷地内に親族がいない65歳以上の夫婦のみで構成される世帯で、どちらか一方が寝たきり、または認知症等の症状、もしくはこれに準ずる状態にあり、他方が日常生活上注意を必要とする状態にある者。3点目としましては、同居の親族の就労等により、先ほども言いました1及び2の状態となってしまう者。4点目としては、その他町長が認めた者となっております。そして、緊急時の対応が自らが困難であると認められる方に限定をして実施しております。利用者につきましては、現在41名の方が利用されております。緊急時はボタンを押すだけで救急車を要請できるシステムでございます。また、周知につきましては、町の広報紙をはじめ、各地区民生委員さん、各介護保険等の事業所等を通じて行っております。

町の考え方でございますが、基本的には当分の間、現在の事業を継続する考えでございます。事業の拡大に際しては、通報先でもあります比企広域消防本部のご理解と体制整備が必要と思っておりますので、先ほど述べました在宅医療・介護連携も含み、今後の課題として捉えております。

最後に、エンディングサポート事業に関する町の考え方でございます。近年、身寄りのない高齢者が、葬儀や納骨などの心配を事前に葬祭事業者等と生前契約できるよう、自治体が仲介支援するサポートが見受けられるようになりました。埼玉県内でも幾つかの市で事業を実施しているようですが、まだ広く知れ渡っているというものではございません。また、金融機関や葬祭事業者など、民間事業者が独自でサポートを実施しているところも多く見受けられるように感じます。町としましては、現在は近隣市町村の動向に注意を払いながら様子を見ているのが実情でございます。町の高齢者の福祉事業に関しましては、事業内容を検討する新たな委員会を設置する予定でございます。したがって、エンディングサポート事業につきましても、この委員会の中で十分な審議を行っていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） ありがとうございました。

次に、稲村建設課長、答弁をお願いします。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、内田議員の質問の2の空き家対策についてのうち、①、空き家の軒数、②、空き家対策、④の農地をセットとした提供についてを答弁させていただきます。

初めに、①の現在、町が把握している空き家の軒数は何軒かの質問でございますが、建設課では年1回、空き家の所在と維持管理の現状等を把握するために、空き家実態調査を実施しております。

今年度の調査は現在調査中でございますので、昨年度の調査結果を述べさせていただきます。専用住宅6,003戸、このうち122戸が空き家となっております。約2.03%の空き家率となっております。本調査は専用住宅のみを対象としており、事務所、店舗、工場、倉庫、共同住宅等は除いております。その上で、税務課の課税データから町外在住の土地所有者で、水道課の給水状況で休止されている家屋を対象としております。また、近隣住民から苦情、相談が寄せられた家屋も対象に加えております。最終的には、建設課職員が対象家屋を現場訪問し、目視による外観調査を行い、空き家であるかの判断を行っているものでございます。

次に、②の空き家対策はどうなっているかでございますが、空き家対策としては、大きく3つございます。1つ目が除却、2つ目が活用、流通、3つ目が予防となっております。しかし、空き家は私有財産であることから、対策の主体はあくまでも所有者となります。滑川町では、埼玉県空き家対策連絡協議会に参加し、空き家対策の総合的な推進、情報、意見交換、必要な施策の検討等を行っております。建設課では、近隣住民等からの空き家に関する苦情や心配事相談があった場合は、空き家等対策推進に関する特別措置法に基づき、所有者の照会、現地確認等の調査を実施し、空き家所有者への通知、訪問、面談による問題解決に取り組んでおります。

また、所有者には、空き家を起因とした衛生、景観、防犯、防災等への悪影響を事前に予防するために、空き家実態調査に基づく適正な維持管理を依頼しているところでございます。その他の各種事業の案内等を実施し、空き家の適切な管理の重要性を周知し、及び啓発を行っております。例えば、町と連携しております滑川町シルバー人材センターが実施している維持管理に関する空き家管理業務、また滑川町が参加している埼玉県空き家対策連絡会議のメンバーである不動産関係団体が実施している埼玉県空き家管理サービス業者登録制度、また移住・住みかえ支援機構が実施しているマイホーム借上げ制度、さらに、埼玉県住まいづくり協議会が実施している安心中古住宅登録制度等がございます。これらのことを、空き家対策として所有者の方に案内をしているところでございます。

次に、④の農地をセットした提供の検討をしたことがあるかでございますが、町としては既存の空き家の管理への対策は実施しておりますが、一般の方への空き家情報の提供は実施しておらず、民間の不動産業者の対応に委ねております。このようなことから、農地をセットにした空き家の提供についても実施していないのが現状です。内田議員の言われるように、近年は農山漁村への移住の関心は潜在的に高まりつつある傾向であると認識しております。全国的にも、特に人口減少が著しい地方の農村部では、空き家とこれに付随する農地を移住希望者等に提供する取組が見られることから、国土交通省では田園回帰等の移住促進に向けた空き家や農地を地域資源として活用するために、農林水産省の協力を得て、農地つき空き家の手引を取りまとめて、関連制度や運用事例を公表しております。

移住による新規就農には、遊休農地の解消や人口の増加等の利点もありますが、その反面、営農

の困難さ、意欲はあっても長期定着の難しさ、農地取得の厳しい要件等の様々な課題点もあり、地域の実情に合った取組が必要となっております。滑川町としては、現在問合せや相談があった場合は、相手方の状況や内容に応じて個別に対応させていただいております。農地つき空き家の提供については、国でも総務省、国土交通省、農林水産省と所管が異なることから、町としても関係部署、関係機関と状況、情報共有を図りながら、今後の共通の課題としてまいりたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） ありがとうございます。

次に、服部農業委員会事務局長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 農業委員会事務局長、内田議員さんの空き家対策についてのうち、3の町外在住者の農地についてをご答弁させていただきます。

農業委員会で管理している現在の農地管理台帳を基に、町外地権者に関する農地面積等の情報についてお答えいたします。所有者については世帯数表示となり、全数で773世帯、地目、田については184筆で約17.4ヘクタール、地目、畑ですが、630筆で約42.6ヘクタールとなっており、合計で814筆、約60ヘクタールの農地となっております。ちなみに、町内の農地の約1割弱という面積となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 答弁が終わりました。

再質問をお願いします。

内田議員。

○12番（内田敏雄議員） ありがとうございます。

まず、2025年問題のほうからお願いしたいと思うのですが、まず初めに見守りネットワークについてなのですが、民生委員の方ですとか、町の職員あるいは地域包括センターの職員の方ですとかが対応されているという話は何うのですけれども、現実問題として、かなり民生委員の方とか負担が大きいような感じを受けるのですけれども、その辺を、民生委員は増員をするというわけにはいかないと思うのですけれども、何かもっとサポートできるような体制というのは考えていらっしゃるのですか。

○議長（上野 廣議員） 小柳健康福祉課長、お願いします。

〔健康福祉課長 小柳博司登壇〕

○健康福祉課長（小柳博司） 健康福祉課長、内田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

民生委員さんの増員につきましては、先ほど内田議員さんがおっしゃったとおり、こちらについては定数が県条例となっております。また、基準のほうも定められておりますので、安易に増員と

いうのはなかなか厳しいということをご理解いただきたいと存じます。

民生委員さんの負担につきましては、正直私のほうからも大変負担が高いというふう感じておるところです。これから高齢者がどんどん増えていく中で、地域の民生委員さんの果たす役割、それと重責につきましては、ますます多くなってくるというふう感じております。ただ、民生委員さんにつきましても、そういった地域の事情を十分ご理解をいただきながら、なおかつ地域のためというところで、現在委員の立場として貢献していただいておりますので、今後民生委員制度の大きな改革等が生じない限りは、なかなか現在の状況を改善できるのは難しいのかなというふう感じているところがございます。

町としまして、このままただ見ているだけではなくて、何らかの対策はしていかなければ、どんどん民生委員さんの疲労がたまっていくということは認識しておりますので、対応策のほうを考えていきたいというふう考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 内田議員、再質問をお願いします。

○12番（内田敏雄議員） 初めの答弁の中で、例えば医療との何というのですか、病院から退院された後のケアなのですけれども、最近是在宅ケアという言葉が頻繁に出てくるのですけれども、国も在宅介護だとか、在宅を主体に何か進めるような方向で言っていると思うのです。でも、現実問題として、例えばよくマスコミなんかでも、テレビなんかでも問題になりますけれども、在宅介護をすることで、結局介護できる人の手間が必要になってくるわけですよね。そうすると、家族にその負担がかかるということになると思うのです。だけれども、若い労働世代が介護をするためには、時間も取られるし、結局昼間仕事をして、夜介護をする。あるいは、昼間1人でなかなか置いておけないということになれば、いろんなケアサポートとかあるでしょうけれども、でも家族のようにずっとそばについているわけにはいかないわけです。そうすると、どうしても労働世代が仕事を辞めて介護をするという形になると、労働力の低下にもつながっていくわけです。

だから、私個人的には、国が在宅での介護とか、在宅でのみとりとかというのを進めているというのは若干疑問を持っているのですけれども、そういう若い人に負担が行くということは決して、何というのですか、介護される側にすれば、身内がそばにいて介護してくれるというのは非常にありがたいことで、その気持ちはすごく分かるのですけれども、でも家族にそれだけ負担が大きくなっていくと、当然ほかにもいろいろ問題は出てくると思います。例えば介護で、テレビなんかでは、ドラマなんかでもありますけれども、介護でずっと10年、15年続けて、その介護をしていた方がお亡くなりになったときに、では社会復帰をしようかとなったら、10年、15年のブランクがあったら、なかなか社会復帰は難しくなってくるわけです。そういう問題を考えると、在宅介護は決していいとは、これは私の個人的な意見なのですけれども、そういうときに、やっぱり家族以外の何かサポートできるような体制というのは必要になってくると思うのです。

現実そこまで追い詰められる前に、例えば病院に、案外家族にとってみれば、病院に入院している間は比較的安心なのです。医者はそばにいるし、看護婦さんが面倒を見てくれるし。だけれども、退院して自宅に帰ってくると、ではお昼はどうするのか、いろんな問題が出てくるので、するとケアサポートとか、いろんな介護認定を受けて、要支援が必要だとかという話になってくると思うのですけれども、でもそれは24時間ではないので、その辺のところを何か行政のほうでうまくできるような、行政で全部見ろということではないのですけれども、何かそういう見られるようなシステムを考えていく必要があるのではないかなというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 小柳健康福祉課長、答弁をお願いします。

〔健康福祉課長 小柳博司登壇〕

○健康福祉課長（小柳博司） 健康福祉課長、内田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

おっしゃるとおり、国のほうは在宅ということで大きくかじを切っておりますけれども、実際在宅で介護をされる家の方については、非常に大きな負担がかかってくるというふうに感じております。先ほど答弁で申し上げましたけれども、比企郡市の構成市町村で共同で事業運営しております医師会内にあります介護連携の拠点ですけれども、こちらにつきましては、まさにそうした方を対象の相談機関というふうになっておりまして、往診する先生あるいは使用するサービス等の相談をそちらのほうでできるというような形になっております。

また、滑川町につきましては、介護保険のサービスになりますけれども、24時間の定期巡回サービスというのを、町内にある事業者のご協力を得まして、実施のほうを始めております。これにつきましては、時間関係なく、ただ介護認定を受けている方が対象になるのですけれども、ご家庭で非常に困ったことがありましたら、電話対応していただくというような形を取らせていただいております。

いずれにしましても、これから非常に多くの方がこういった状況になる中では、相談先あるいは地域で持っている資源といったものが不足してくるというのは明らかでございます。そういったものも含めまして、現在比企郡市で在宅医療・介護連携ということで議論を進めているという状況でございますので、当分の間、こちらの事業の推進のほうを温かく見守っていただければというふうに考えます。よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 内田議員、再質問をお願いします。

○12番（内田敏雄議員） ありがとうございます。そうなのですけれども、それと結局何というのですか、そういう状況に追い詰められる前に相談できるようなシステム、相談をしようとする窓口を充実させてほしいというのが、私が言いたかった話です。

それと、緊急通報システムについてなのですが、47名のところに設置してあると。違いましたか。41名、すみません。緊急通報システムなのですけれども、かなり高いような費用はかかるのでしょ

うか。

○議長（上野 廣議員） 小柳健康福祉課長、お願いします。

〔健康福祉課長 小柳博司登壇〕

○健康福祉課長（小柳博司） 健康福祉課長、内田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

滑川町で行っております緊急通報のシステムにつきましては、要綱等を整備して事業をしております。どのような負担になっているかといったところですが、住民税の課税世帯と非課税世帯で分かれております。

最初に、住民税の課税世帯につきましては、機種の使用料については利用者負担、設置料については町負担というふうになっております。また、住民税の非課税世帯につきましては、機種使用料及び設置料いずれも町負担ということになっております。

先ほど現在41名の方が緊急通報システムご利用されているというお話をさせていただきました。令和2年度、今年度の当初予算では、町で予算を組んでいる金額につきましては、総額で、今手元にはないのですが、30万円いかない金額になっております。ですので、非常に低額でこのシステムのほうを導入されているというのが現状でございますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 内田議員、再質問をお願いします。

○12番（内田敏雄議員） 緊急通報システムの件なのですが、独り暮らしの方、あるいは老人夫婦のみの世帯ということなのですが、さっきもちょっと言ったのですが、例えば老人と若い人と一緒に住んでいても、若い人が昼間仕事に行ってしまうと、昼間は老人だけということになるのです。昼間何かあると、やっぱりそういうシステムがあればいいなというふうに思うのですが、先ほどの説明でもかなりお金がかかる。最近「みまもり電池」という、乾電池なのですが、ご存じでしょうか。あれだと1個3,000円ぐらいで、あとはスマートフォンとか、そういう契約に乗せて連絡をするというような形のものがあるというふうに聞いていますが、そういう安いもので緊急通報システムの代わりができるようなものもあるので、昼間老人だけになってしまうような世帯とか、そういうところにもぜひ推奨して普及させていただいたら、安心して若い人も仕事に行けるのかなというふうに思うので、ひとつその辺はお願いとして、よろしくお願ひいたします。

次に、空き家対策のほうをちょっとお伺ひしたいのですが、空き家対策で、空き家対策をどうしているかというのは、空き家を解消するための対策としてどのようなシステムをしているのかなというのをお聞きしたかったところなのですが、

それと、最近コロナ禍でテレワークというのが非常に多くなってきて、今朝の読売新聞にも出ていたのですが、テレワークで仕事をするなら、別にどこで仕事をしてもいいと。何も会社まで通勤をするわけではないので、富士山の麓の景色のいいところでやりたいと、そういうような考

え方があるという事例が今朝の新聞にも紹介されていたのですけれども、今この時期で、そういう地方に田園回帰という考え方が浸透してきている今だからこそ、もっとコマースをしたら、空き家の解消にもつながるのではないかなという意図でのご質問をさせていただいたわけなのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 稲村建設課長さん、お願いします。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、内田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

空き家対策の解消でございますけれども、先ほどもお伝えさせていただいたように、空き家対策の解消は、空き家を処分したいという方、また活用をしたいという所有者と、それを購入したい、また借りたいという希望者とのマッチングによって成立するものになります。それぞれの希望条件が合わなければ成立しないというのが状況であります。このことから、民事によることになります。ただ、行政としてできることは、情報の提供とマッチング場の設定になります。今後、滑川町のように転入者が多い地方都市に合った施策を検討することも必要であるというふうに思います。

町としての解消について、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 内田議員、再質問をお願いします。

○12番（内田敏雄議員） 都会の人で、割と何ですか、自分で野菜を作って、自分で作った野菜を食べて食事をしたいというか、そういう自分で野菜を作って食べたいというような思いを持っていらっしゃる方が、何かアンケートなんかで見ると、かなり多いというふうに聞いております。それで、農地をセットにした空き家対策ができないのかなという質問をさせていただいたわけなのですが、そういうような問合せというのは実際にはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 稲村建設課長、お願いします。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、内田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

建設課のほうに、農地をしながら住宅で滑川に住みたいと、そういった要望等はございません。建設課のほうに来るのは、また空き地と言われる工作物のご近所の方から危険等の、そういった問合せのほうは来ておりますけれども、実際に移住をしたいということでの質問等は、問合せ等は、特に来ておりません。

○議長（上野 廣議員） 内田議員、再質問をお願いします。

○12番（内田敏雄議員） 滑川町は、子育てに対して非常に評判がよくて、子育て世代が移住したいというようなアンケートの結果もあるというふうに聞いているのですけれども、そういうことをいろいろ考えると、もっと滑川町にそういう問合せがあってもおかしくないように私は考えています。その辺はコマースが足りないのではないかなというふうに思うのですけれども、ホームページ等でそういう子育てに対してのメリットだとか、移住をするときに、例えば近くの畑で手づくりの

野菜が食べられますよみたいな、そういうコマース的なものが足りないのかなというふうに思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長、お願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの再質問にご答弁させていただきます。

私どものほうの産業振興課及び農業委員会のほうに、地元の新たに越してきた方から、もしそのようなお問合せがあった場合のほうのお話をさせていただきたいと思います。まず、私どものほう谷津の里事業、各種谷津の里事業を行っております。そんな中で、市民農園も行っております。私どものほうの産業振興課のほうに、そのような農地のお問合せがあった場合、借りたいよという問合せがあった場合には、市民農園をお話をさせていただいております。そんな中、今回コロナ禍ということもあるのですけれども、ちょっとずつ増えてございます。そうした農地を行いたいという方が直接窓口に来た場合には、そのようなお話をさせていただいております。

それから、内田議員さんがお話のコマースが足りないのではないかということに関しては、精いっぱいやっているのですけれども、ちょっと足りないということがございましたら、またその辺りも対応のほうをさせていただきたいと思っております。ホームページ等、その中で対応のほうもさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 内田議員、再質問をお願いします。

○12番（内田敏雄議員） ぜひとも農地をセットにしても、貸家をあっせんできるような形のコマースをやっただけだとありがたいなというふうに思うのですけれども、そうすることによって、少しでも地方創生につながっていくのかなと。

また、町長が盛んに進めていますシルバーの、シルバー回帰の農法ですか、定年退職後に農業をやってみたいというような方もいらっしゃるということなののですけれども、農業で育った方だけではなくて、都会の方が田舎に移り住んでやる、あるいは今現在の職を続けながら土日だけ農業をやってみたいという方もいらっしゃると思うのです。滑川町の地理的な条件からいえば、東京への通勤も可能なところであるし、緑も豊かで子育てにもいいという評判であれば、そういう要望があっただけでしかるべきかなと。それが足りないのは、やっぱりコマースが足りないのかなというふうな考え方になるので、ぜひともその辺のところを、ぜひコマースに力を入れていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上野 廣議員） 以上で内田敏雄議員の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（上野 廣議員） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

◎次会日程の報告

○議長（上野 廣議員） 明日12月1日、午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

◎延会の宣告

○議長（上野 廣議員） 本日はこれにて延会したいと思います。

（午後 2時48分）

○議会事務局長（木村晴彦） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和2年第225回滑川町議会定例会

令和2年12月1日（火曜日）

議 事 日 程 （第2号）

開議の宣告

1 一般質問

出席議員（13名）

1番	瀬上邦久	議員	2番	高坂清二	議員
3番	松本幾雄	議員	5番	上野葉月	議員
6番	井上奈保子	議員	7番	紫藤明	議員
8番	服部幸雄	議員	9番	北堀一廣	議員
11番	菅間孝夫	議員	12番	内田敏雄	議員
13番	吉野正浩	議員	14番	阿部弘明	議員
15番	上野廣	議員			

欠席議員（1名）

10番	宮島一夫	議員
-----	------	----

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	吉田昇
副町長	柳克実
教育長	馬場敏男
総務政策課長	吉野徳生
税務課長	篠崎仁志
会計管理者兼 会計課長	木村俊彦
町民保険課長	岩附利昭
健康福祉課長	小柳博司
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	稲村茂之
教育委員会事務局長	澄川淳
水道課長	會澤孝之

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	木村晴彦
書記	田島百華
録音	神田等

○議会事務局長（木村晴彦） ご起立願います。

相互に礼。よろしく願います。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（上野 廣議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第225回滑川町議会定例会第2日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日10番、宮島一夫議員より欠席届が提出されました。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（上野 廣議員） 日程第1、第1日目に引き続きまして一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

◇ 阿 部 弘 明 議 員

○議長（上野 廣議員） 通告順位3番、議席番号14番、阿部弘明議員にご質問をお願いします。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。よろしくお願いいたします。

まず、通告に基づいて質問いたします。

1番は、ドクターヘリの運航の安全確保をということで、重篤な救急患者の救命率の向上と後遺症の軽減を目的に、2007年から運航されている救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）。救急医療用の医療機器を装備したヘリコプターに医師、看護師等が同乗し、要請から5分以内に救急現場に向けて出動し、県内の最も遠い地域にも20分以内に到着することができます。県内では、平成30年度で632回の出動で、近年は出動回数が増え、特に山間部が多い比企地域、秩父地域での運航が多くなっています。

一方で、この地域は米軍機などによる低空飛行が頻繁に行われている地域でもあります。最近も町民から、騒音や振動などの苦情も相次いでいます。滑川町では、昨年3か所の離発着場から計13回の離発着が行われています。ドクターヘリの安全な運航を守るために、米軍機の低空飛行は障害になっているのではないのでしょうか。安全な運航を確保するために、事前の申合せや確認作業が行われているのでしょうか。お聞きいたします。

2つ目に、今後求められる新型コロナウイルスの予防対策と中小企業支援。新型コロナウイルスの感染拡大が止まりません。欧米諸国では、これまで以上の感染拡大が続き、再度都市封鎖などが行われている事態です。我が国も寒さが厳しくなるにつれて感染が広がっており、これまで指摘されていたように、これからが感染予防と対策の正念場です。これまで以上の感染予防対策が必要です。埼玉県内の各自治体で重症化リスクの高い高齢者らを対象に、PCR検査や抗原検査の費用を無料化したり補助したりしています。このような施策について実施することが必要と考えます。町でこれらの補助を行う場合の費用についてお聞きいたします。

また、コロナ禍で中小業者、商店、特に飲食店の倒産や廃業が心配されています。民間の研究所の調査では、2020年下期の営業動向は、緊急事態宣言の解除から3か月間経過しても消費が回復せず、売上げ、利益とも上期より大幅に悪化していると指摘しています。国の各種給付金の継続や支援強化が求められます。同時に町でも中小企業、商店、飲食業への支援を強める必要があります。10月末で締め切られた町の滑川町小規模事業者等事業継続支援金の利用状況についてお伺いいたします。

また、これらの支援制度の継続が必要です。新たな支援制度も含めて求めます。この制度が、国の持続化給付金の併用を認める措置を図ることを求めます。

3番目が、女性の地位向上と多様な声を町の政策に。新型コロナウイルス感染拡大は、日本社会のジェンダー格差の問題点を浮き彫りにしています。医療、介護、障害者福祉、保育、学童など自粛や休業要請でも休まず社会の基盤を支えている分野は、多くが女性労働者によって支えられています。これら女性が町の政策、意思決定の場に参加していくことが町の発展にとっても有効です。町の幹部はもちろん、各種審議会などの女性の参加や多様な幅広い層からの参加を図ることは、町の活性化にもつながるのではないのでしょうか。

町は、女性参画の目標について、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、2016年4月1日から2021年3月31日までの5年間について目標を持った計画を示しています。今の到達点についてお聞きします。以下についてお聞きします。

①、課長職の女性の登用ゼロは、埼玉県内では5町村だけであり、改善が求められます。女性幹部の登用率の目標を50%まで引き上げるための対策についてお聞きします。検討チームの設置などが必要なのではないのでしょうか。

②、町の各種審議会などの開催は、女性も含めて働く方が参加しやすいように、時間、曜日などの検討が必要なのではないのでしょうか。

③、非正規雇用が多い女性の貧困問題の解決は、急務の課題です。特にシングルマザーは、コロナ禍の中で経済的支援と併せて心のケアの支援が必要です。

④、ケア労働の中でも介護、保育、福祉労働は、とりわけ長時間低賃金労働を余儀なくされています。町としての支援が必要と考えます。町のお考えをお聞きします。

4番目が、加齢性難聴者への支援を。加齢性難聴は、誰でも起こり得る症状です。ただ聞こえないというだけではなく、社会的孤立、鬱、認知症、フレイルの原因とも考えられています。一方で、補聴器を装用することで、これらの発症や進行が抑えられるという研究結果も報告されています。単純な音源が、耳と脳が情報交換し合い、意味ある言葉として認識されます。その音が聞こえなくなるということは、脳の能力の低下につながるようになります。聴力が40デシベル以下を難聴とすると、65歳から69歳では9.5%、70歳から74歳が15.6%、75歳から79歳が26.9%、80歳以上が48.3%と、約半数が難聴になると言われています。しかも、厚労省の新オレンジプランでも、高血圧、糖尿病、喫煙、頭部外傷、難聴等が認知症の危険因子とされ、中でも難聴が認知症の発症リスクで最も大きいとされています。難聴を改善できれば、認知症患者を9%減少させることができるということです。

高齢者の難聴は、ただ単に聞こえないだけでなく、人間関係が閉ざされてしまう、健康に生きられないということにつながる重大な問題です。健康長寿を目指し、滑川町健康づくり行動宣言を行う町にとっても重要な課題です。現在、コロナ感染防止のため、マスクの着用やアクリル板などでますます聞き取りにくい社会状況です。町で補聴器購入の補助や公的施設への磁気ルート設置など検討すべき時期だと考えます。

以上、1点目の質問をよろしく申し上げます。

○議長（上野 廣議員） 順次答弁をお願いします。

質問事項1、ドクターヘリ運航の安全確保をと質問事項3、女性の地位向上と多様な声を町の政策にのうち、①の女性幹部の登用等についてと②の各種審議会の開催についてと質問事項4、加齢性難聴への支援をのうち、公共施設への磁気ループの設置についてを吉野総務政策課長にお願いします。

質問事項2、今後求められる新型コロナウイルスの予防対策と中小企業支援のうち、高齢者を対象としたPCR検査や抗原検査についてを武井健康づくり課長にお願いします。

質問事項2、今後求められる新型コロナウイルスの予防対策と中小企業支援のうち、小規模事業者等事業継続支援金と国の持続化給付金についてを服部産業振興課長にお願いします。

質問事項3、女性の地位向上と多様な声を町の政策にのうち、③の女性の貧困問題への支援と④のケア労働への支援についてと質問事項4、加齢性難聴への支援をのうち、補聴器購入の補助についてを小柳健康福祉課長にお願いします。それぞれに答弁をお願いします。

初めに、総務政策課長、答弁をお願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

初めに、ドクターヘリの運航の安全確保をでございます。救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）の離発着場の選定につきましては、比企広域消防本部警防課から候補地の打診を受け、近隣の

方へ消防本部から説明をし、理解をいただいた上で、町と消防本部とで協議し、決定をしているところでございます。現在は、土塩球場、総合グラウンド、月輪球場、都第一公園の町内4か所となっており、鍵で施錠されているところもありますので、町と消防本部とで鍵を共有し、利用しております。ヘリコプターの離発着時は、町にも連絡が入るとともに、必ず消防本部の職員で安全を確保しながら誘導し、事故のないよう努めております。

救急医療用ヘリコプターの運航に関しましては、運航は民間の会社が実施をしております。県の医療整備課に確認をしたところ、運航を委託されている民間会社と、米軍や自衛隊との間で事前に運航に関する申合せが行われており、運航中も無線交信等で安全を確保しながら運航されているということでございます。

次に、女性地位向上と多様な声を町の政策にのうち、女性幹部の登用率の目標を50%まで引き上げるための対策について答弁をいたします。本町では、女性活躍推進法に基づく特定事業主構造計画を平成28年4月に策定し、令和3年3月31日までの5か年計画として推進をしております。本計画では、各項目に計画推進の方策や目標値を定め、毎年4月1日現在の達成状況の数値8項目をホームページ上で公表しております。この公表は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律で求められている特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表として、これは公表しております。女性活躍の観点から、女性の採用、登用の拡大や仕事と生活の調和の推進に積極的に取り組む必要があります。女性職員が働きやすく、またますます活躍できるような環境づくりに向けて、採用から登用に至るあらゆる段階において取組を推進していくことが重要であります。

本町では、現在12課局ございますが、阿部議員ご指摘のとおり、課長職としての登用をしている女性職員はおりません。本計画で推進している管理職としての女性職員の登用につきましては、令和2年度で15部署に副課長職として女性職員6名の登用を図っております。課長職、副課長職の管理職に占める女性職員の登用率は、令和2年度で22.3%となっており、本計画で目標値としている15%以上を達成はしている状況となっております。町の管理職への登用は、性別に関わらない公正な人事評価に基づく成績主義の原則に基づいた登用を行っており、女性職員本人の管理職への任用可否、希望等も考慮し、管理職の任用を行っております。

ご質問の女性幹部の登用率の目標を50%に引き上げるための方策でございますが、現在の町職員の年齢比や男女の職員構成比等にゆがみが生じており、現在これを適正化すべく、定期的な新規職員採用による年齢の平準化や男女の職員構成比の平準化などを目標に定員管理を行っているところでございます。このことにより、将来的には女性職員の管理職登用率が上昇することが見込まれます。これを見越した上で、女性幹部の登用率を現在の15%以上から引き上げることを前提に、今後の計画の見直しを行ってまいります。昨今の多様化する住民ニーズに対応していくためには、政策の立案、決定において、男性とともに女性の視点を反映させることは重要であり、女性職員の積極的な登用を図るため、職員の意欲と能力の把握に努めるとともに、その能力をフルに発揮できるよ

う適正な配置に努めてまいります。

続きまして、女性の地位向上と多様な声を町の政策について答弁をいたします。町では、現在第2次滑川町パートナーシップ後期推進計画の下、各審議会、委員会において女性委員の登用に努めてまいりました。令和2年4月1日現在では、条例、規則等により設置されている18の審議会や委員会のうち15の審議会、委員会で女性委員が登用されております。総委員数は224名で、そのうち38名が女性委員となっており、女性比率は17%となっております。女性委員の登用比率は、計画の目標値40%に及んではおりません。今後も全ての審議会、委員会で女性委員が登用され、登用人数も増え、様々な方の意見を聴取できるよう努めてまいります。また、その開催につきましては、担当主管課で決定されておりますが、各審議会、委員会の委員の皆様の方々の状況を考慮し、できるだけ参加しやすい時間や曜日等の設定に努めてまいります。

最後に、加齢性難聴者への支援について、公共施設への磁気ループ等の設置についてでございます。磁気ループシステムは、難聴者にとっては会話をスムーズに行うための一助となる設備で、手話が使えないときには情報へのアクセスを容易にすることができます。厚生労働省の調査によると、市区町村では約25%が集団補聴システムを導入しており、その半数近くが施設の新築、改修に合わせて導入をしているとのことでございます。しかし、70%以上の市区町村が導入をしておらず、その予定もないと回答をしております。その理由といたしましては、筆談により対応ができること、導入維持の予算確保が困難なことが多くを占めております。

磁気ループシステムは、確かに難聴者にとっては利便性を高める設備であり、公共施設においては導入を進めるべきものと考えております。また、ご指摘のとおり、コロナ感染防止のためのマスクの着用やアクリル板設置などにより、ますます聞き取りにくい状況がございます。窓口に難聴者向けスピーカーを設置することも考えられます。これは、卓上型の会話支援機器で、マイクに向けて話した言葉をスピーカーを用いて相手に伝えるものでございます。アクリルパーティション越しの会話を容易にすることができます。今後、磁気ループシステム等の導入につきましては、本会議に上程をいたします高齢者福祉事業検討委員会において、高齢者福祉策としてご検討いただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） ありがとうございました。

次に、武井健康づくり課長、答弁をお願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

阿部議員の2つ目のご質問のうち、PCR検査の補助を行った場合の費用について回答させていただきます。新型コロナウイルス感染拡大については、阿部議員のおっしゃるとおり、県内、近隣でも先月から感染拡大が続いており、町民の皆様も大変ご心配していらっしゃると思います。

ご質問の高齢者に対するPCR検査及び抗体検査への公費負担による実施ですが、比企管内においては東松山のみ令和3年1月から実施予定と聞いております。ご案内のとおり、行政検査と言われる法定の検査以外、自ら受診する任意検査は保険適用外となっておりますので、全額自己負担となっております。この医師の診断によらない任意のPCR検査の費用は、おおむね1回3万円前後と言われております。単純計算ですが、100件で300万円、200件で600万円がかかる計算です。これを町の全額補助、または一部を自己負担で行うとしましても、多くの町民の方に受けてもらうためには、町単独では多額の財政負担が予想されます。

また、本年10月に、国が新たに検査1件当たり1万円を自治体に補助する事業を立ち上げましたが、応募要件である独自にPCR検査を実施できる施設が本町にはありません。また、直ちに整備できる環境もありませんので、国のこの補助事業についても応募することが難しい状況です。

なお、本町では、コロナにかからない感染予防を第一に、町民の皆様に周知を行ってきております。本日12日1日付で、改めて町内回覧により予防強化の呼びかけを実施したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） ありがとうございます。

次に、服部産業振興課長、答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの今後求められる新型コロナウイルスの予防対策と中小企業支援のうち、小規模事業者等事業継続支援金と国の持続化給付金併用についてをご答弁させていただきます。

滑川町小規模事業者等事業継続支援金の利用状況についてですが、阿部議員さんのご質問にあるように、当初は11月末を締切日として事業を行っておりました。しかし、コロナ禍の状況を踏まえながら、当初予定していた10月締切りであったものを11月末まで期間延長の変更を行い、申請を受け付けてまいりました。1か月間の期間延長に対し、町のホームページへの掲載や商工会にもご協力をいただき、申請できる方が漏れないように進めてまいりました。利用状況についてですが、当初予定されていた8月5日から10月末までに75件の申請がありました。期間延長分に関しての件ですが、郵送申請に関しては11月末日の消印を有効としており、最終確定前の数値になりますが、11月中に22件の申請がありました。合わせまして97件の申請でございます。

この滑川町小規模事業者等事業継続支援金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の1次、2次分を財源として給付を行ってまいりました。今後、地方創生臨時交付金の3次分の交付が行われた場合には、阿部議員のご質問にあるような要望も踏まえた措置を、今後の予算の範囲内で考えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 最後に、小柳健康福祉課長、答弁をお願いします。

〔健康福祉課長 小柳博司登壇〕

○健康福祉課長（小柳博司） 健康福祉課長、阿部議員さんのご質問、3、女性の地位向上と多様な声を町政にのうち、③、シングルマザーへの支援について、④、ケア労働者への支援についてと、4、加齢性難聴者への支援のうち、補聴器購入補助についてを答弁させていただきます。

最初に、シングルマザーへの経済的支援と併せた心のケアについてでございますが、本年7月に厚生労働省が2019年国民生活基礎調査を基に公表した貧困率によれば、子どもの貧困率は13.5%であり、約7人の子どものうち1人は貧困世帯にあると報告されております。また、独り親世帯の貧困率は48.1%であるとの報告も同時にされており、日本の貧困率の高さを危惧する論文も数多く散見されますことをご承知のとおりと存じます。

新型コロナウイルス感染症により、最も大きな影響を受けていると言われている独り親世帯に関する支援につきましては、経済的な支援は、ご承知のとおり町では国の給付とは別に臨時交付金を活用し、1世帯当たり3万円の給付を実施いたしました。額面的には決して十分とは申し上げられないかもしれませんが、できる限りの支援をさせていただきましたことに、改めてご理解をいただきたいと存じます。また、国の最近の動向では、独り親世帯への給付金を再度支給するという議論が行われておりますので、決定された場合につきましては、速やかに県と連携し、着手をする予定でございます。

一方、心のケアについてでございますが、窓口相談に来られる多くの方が経済的な相談内容となっており、不安やストレスに関する相談は多くはございません。また、そうした相談等があった場合につきましては、健康福祉課のみならず、関係する課局にもお声がけし、複数で対応しております。しかしながら、当町には心の問題を専門的に扱う臨床心理士や精神保健福祉士などの職種がございませんので、全てを役場内の関係者で賄うことはできません。不安の原因が不明だったり、多岐にわたるような場合については、医療機関への受診をお勧めしたり、また他の相談機関を紹介することも必要となりますことをご承知おきいただきたいと存じます。

続いて、ご質問、ケア労働者への支援について答弁をさせていただきます。基本的な考えを先に述べさせていただきますが、支援は国がすべきと考えます。以下、その理由について述べさせていただきます。

初めに、介護労働についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の対応に当たりました医療機関の現場には、国から職員に慰労金が支給をされております。介護の職場につきましても、医療と同様、全ての介護事業所の職員に対して国から慰労金が支給されております。金額は、感染者または濃厚接触者と接した職員は、1人につき20万円、その他の職員は5万円となっており、正規、非正規を問わず、現場の職員は全て同じ基準で対象となっております。長期化する状況下の中、介護職の賃金につきましては、事業所の職員から賃金カットのお話は伺っておりませんので、推察ではございますが、基本的な賃金は堅持されているものと考えております。また、給与が減額されて

いたとしても、民間の事業者であることに変わりはありませんので、先ほど述べましたように国の現物支給が行われている関係上、他の業種に勤務する方の視点からも、介護職のみに行うことは困難であることにご理解をいただきたいと存じます。

続いて、保育現場でございますが、保育所に関しては、国から早期の段階で救援等があった場合も公定価格は堅持するという通達が出されております。つまり、市町村が各事業者へお支払いする委託料については減額とはならず、補償されておりますので、保育料として徴収する保護者負担額の登園自粛による減額を除き、全て従来どおりとなっております。

また、この登園自粛による減額分につきましては、新型コロナウイルス対策として国から交付されました臨時交付金により、相当する額を上乗せしておりますので、保育士の給与が新型コロナウイルス感染症を理由にカットされる理由はございません。また、国からは、こういった賃金カットのないような文書も発出されており、町では町内の事業者にも複数回送付し、周知を図っているところでございます。町内の保育所に働く保育士からは、賃金カットの相談が1件ございました。先ほどお話ししました国の文書を相談者、事業者、双方に改めて周知し、解決しておりますことを、この場で申し添えさせていただきます。

最後に、コロナ禍の労働全般的な面からでございますが、新型コロナウイルス感染症による労働者への影響が長く続く中、特に医療や介護の分野では経営が難しいといった内容の報道がされております。しかしながら、医療や介護を継続するための施策は一自治体で対応できるものではございません。また、医療、介護の関係団体も、自治体ではなく国に支援を求めています。したがって、今回ご質問いただきました内容につきましては、国が支援するべきであると考えますので、ご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、ご質問の4、加齢性難聴者へ支援のうち、補聴器購入補助についてを答弁させていただきます。昨年12月定例会でも同様にご質問をいただきましたが、改めて町における補聴器の助成制度についてお話をさせていただきます。現在、町で行っております補聴器に関する補助事業は2点ございます。1つは、障害者総合支援法による障害者手帳をお持ちの方のうち、聴覚障害の方が対象となるものでございます。直近の実績といたしましては、令和元年度で7件の申請を受け付けております。

もう一つは、障害者手帳の交付対象とならない軽度、中程度を対象とした補助事業でございますが、満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童が対象となる埼玉県補助事業でございます。対象の年齢を児童、幼児に限定している理由でございますが、幼少から青年期にかけて言語習得の向上等一定の効果が期待できる方を対象としたためとなっており、児童福祉法の障害児の定義に沿って定められております。令和元年度の実績としては、ございませんでした。

阿部議員さんよりご質問のありました加齢性難聴を対象とした助成事業は、昨年度の答弁の繰り返しで恐縮ですが、現在町では実施をしておりません。また、昨年県内の実施状況では、朝霞市で

の事業が確認できましたが、本年度新たに助成事業を開始した市町村も見受けることができませんでした。加齢に伴う難聴につきましては、誰でも難聴となる可能性があり、かつ認知症との深い関係があることも、阿部議員さんのご指摘のとおり各方面から言われております。町としましては、今後、町の高齢者福祉施策に係る協議の場として、検討委員会の設置条例を今定例会で上程しております。町で実施する高齢者に関する福祉事業について、町民要望と政策的な事業のバランスを取りながら実施、推進していきたいと考えておりますので、ご承認いただいた場合につきましては、この委員会でも図っていきたいと考えております。

また、認知症の関係で申し上げれば、補聴器の関係に関しては、公認の関係に関しては、国保等の医療保険が適用されるのが本来ではないかと考えておりますので、関係する課と連携して、国、県等に強く要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 答弁が終わりました。

阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） まず、加齢性難聴の問題で、先ほどの答弁ですと、今この検討委員会というか、そういったようなものを立ち上げてと。今回の議会の中で議題になるわけですがけれども、高齢者対策でもあるというふうに思いますけれども、医療の分野なのです。今補助が出るのは、障害で七十何デシベルですか。要するに本当にほとんど直接会って、ちょっと離れたらもうほとんど聞こえない、そういったような方が対象になっているわけですがけれども、40デシベル、41デシベルというような基準があるのですけれども、それだと四、五メートル離れると、大分聞きづらいというような感じになる。

そういったような方への補助というか、ここはやはり、先ほど保険適用という話もあったのですが、かなり要するに健康で過ごすという、これから高齢化社会というふうになるわけですがけれども、そういったような中で、どうしてもこの聞きづらいということから、なかなかやはり社会参加が難しくなるというような状況があるのだと思うのです。やっぱりこの補助がなかなかできない面というのが、やはり非常に補聴器が高い。ちょっとした補聴器になると何十万円というような感じになってしまうわけです。そこへの補助ということで、高齢者へのそういった町が今度つくるその審議会ですか、そういったような中で検討するにしても、そういった面でもしていただきたいのだけれども、やはり健康問題として、医療問題として今後考えていかなければならない問題だというふうに思うのです。そういったようなことを考えなければいけないのではないかなというふうな、私のこの問題提起なのですからけれども、いかがでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 小柳健康福祉課長、ご答弁をお願いします。

〔健康福祉課長 小柳博司登壇〕

○健康福祉課長（小柳博司） 健康福祉課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

確かに阿部議員さんのおっしゃるとおり、非常にこれ大きな問題だと思えます。昨日、内田議員さんからも高齢化社会のご質問がございましたけれども、これからますます高齢者が増えていく中で、特に医療保険等の公的な金額が非常に大きくなるというふうに言われておりますので、そういったものを抑制する、予防するためにも大事な点であるというふうには認識しております。

現在、補助を行っている団体につきましては、東京都で複数の市のほうが実施しているという状況がうかがわれます。こちらを検討する場合、幾つか今考えているところがございます、その基準をどうするのか。聴覚のレベル、何デシベル以上にするのか。あるいは、その上限の金額、補助する回数、あるいは所得税の課税、非課税等を考慮するのかといったようないろいろな場面が考えられます。

自分のほうで、先ほど保険適用というお話もしましたが、これ医師が認めた場合については医療費控除の適用もできるというような文面も散見されます。したがって、一律に全額自費での購入ということでもなくなるかと思えますので、その辺も含めた情報の出し方といったものを検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 医療費控除の問題もありましたけれども、特定の耳鼻科でないと、この書類はもらえないのです。そういったような情報提供もぜひ町のほうからやっていただいて、これから申告の時期になりますので、そういったようなことも含めてお願いしたいなというふうに思います。

あとコロナ対策で、先ほど検査の補助金について3万円というお話がありましたが、それはほかの埼玉県の自治体で幾つかやっているわけですが、そういうふうな形でやっているのか。全額補助か、いろんな定額の補助だとか、いろいろなやり方があるだろうというふうに思います。その辺の調査はされましたか。幾らぐらいそれぞれ自治体かかっているのか、かけているのか。

○議長（上野 廣議員） 武井健康づくり課長、答弁をお願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員の再質問に答弁させていただきます。

こちらは埼玉県保健センター連絡協議会という団体がございます、そちらが本年の11月の半ばに全県に対して調査を行ったところでございますが、加盟していない自治体もございますので、全部ではないのですが、40の自治体のほうから回答があった結果ですが、この事業を実施、PCR検査の高齢者への補助事業の実施については、その時点で13自治体を実施予定ということで回答があったというふうに聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「それぞれ自治体の費用はどうなんですか」と言う人あり〕

○健康づくり課長（武井宏見） 失礼しました。それぞれの費用については伺っておりませんが、おおむね国の補助を使った場合は、国からの補助が1万円、自治体が1万円、残りを自己負担というように形で実施する自治体が多いと伺っております。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） ぜひ検討していただきたいのですが、今高齢者の感染が広がって、非常に重症化するリスクが高くなっている。医療崩壊も心配されているというようなことなので、やはりここを世田谷区がやっていますけれども、高齢者施設の職員に補助をやっていますけれども、いわゆる無症状の方が陽性になって、それで早期発見されてクラスターにならなくて済むというようなこともできるわけなのです。うちのこの町の中でも多くの高齢者施設ありますから、そういったようなことも含めて、それでいろいろ今検査のやり方は開発されていて、世田谷区のプール方式だとか、いろいろまだ国が認めないというような問題がありますけれども、ぜひ安くできる方法も開発されていますので、検討していただきたいなというふうに思います。

あと、女性の活躍の問題なのですが、このコロナ禍の中で女性の役割というか、やはり様々な現場で女性が本当に社会を支えているということが明らかになったのではないかなと思います。ところが、今働く女性の地位は非常に低い状況になっているのです。福祉関係、介護もそうですし、介護、福祉、様々な分野で活躍する女性の労働条件、非常に悪いと。普通の労働者よりも10万円ぐらい低いのではないかなというようにも言われています。

そういった地位向上をさせていくためにも、町の政策を決定するところに、やはり女性の登用がどうしても必要だというふうに思うのです。なかなか低い登用率なのですけれども、これを引き上げるための政策的なものというのは、何かお考えあるのでしょうか。自然に任せているのか、女性のほうから手を挙げないから低いのだというふうなことで済んでいるのか、その辺をちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（上野 廣議員） 吉野総務政策課長、お願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁をいたします。

先ほどの答弁で申し上げたとおり、年齢構成比で、これ管理職になるところの女性の人数が非常に少ない、ひずみが出ているというお話をさせていただきました。基本的には、男性でも女性でも同じように管理職に登用するというところで評価もしていますし、希望も取っておる状況です。

今後、そのひずみを解消するために適切な定員管理、採用であったり、そういうものをしていく中で、今後10年以上は非常にそのひずみが解消が難しい状況に今なっています。今若い職員については、男女比が非常に同じぐらいの人数がいますので、その辺までになればしっかりと課長職、管理職への登用ができるのかなというふうに思っています。

現在、今阿部議員のほうからご指摘があったとおり、女性の意見を反映するということは非常に大切なことだと思っていますので、そういうふうな方策で今後の計画も見直して行って、適正な人員配置をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） ぜひ努力を、いろいろやり方はあるだろうと思います。女性を要するに登用する仕組みをもっとつくっていくべきだというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと。

あと、産業振興課の町のこの給付金の結果としては97件、100件に満たない状況だったわけですけども、予算的には300件の予算を組んできたわけですけども、やはり使いづらい面があったのではないかなというふうに思うのですけれども、何が要因だと思いますか。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長、ご答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの再質問にご答弁させていただきます。

私どもの推察で考えを述べさせていただきますが、基本的には国のほうの50%というのが多かったのかなというふうなのが想定されることとございます。そんな中、私どもも1か月間の延長を含めながら、さらに皆さんの個人事業主さんのほうへ働きかけを行いながら行った事業とございます。それが結果として97件という形だったと思いますので、この辺あたりは努力しましたし、皆様に広報に関してはしっかりできたと思っておりますので、この辺あたりはそういうふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、時間が……

○14番（阿部弘明議員） 今の関連で、余ったお金はどうなるのですか。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長、答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの再質問にご答弁させていただきます。

こちらの金額のほうに関しては、交付金でございますので、予算の流用であったり、返還等あったり、そこら辺あたりは町の財政担当のほうにお話をしながら対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問。

○14番（阿部弘明議員） ぜひ使い切ってという、変ですけども、やはりこれから年末にかけて業

者の皆さん大変な時代を迎えているというふうに思うのです。ぜひそういったようなので使えるのであれば、残っている、幾らでしたっけ、かなりの金額残っていますよね。2,000万円ぐらい残っているわけです。それを本当に今後の、この年末を乗り越えるような業者への支援に使ってほしいということを要望して、私の質問を終わります。

○議長（上野 廣議員） 以上で阿部弘明議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は11時5分といたします。よろしく申し上げます。

休 憩 （午前10時52分）

再 開 （午前11時05分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

◇ 上 野 葉 月 議 員

○議長（上野 廣議員） 一般質問を続けます。

通告順位4番、議席番号5番、上野葉月議員、ご質問をお願いします。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。通告に基づき質問いたします。

まず1つ目、広域事業の予算負担割合の見通しについて質問いたします。

1、これからますます進む少子高齢化、人口減少時代において、滑川町は人口推移の予測が近隣市町村と異なります。その中で、広域事業の費用負担、分担率について、どのような見通しを立てているのでしょうか。

2、近隣市町村の予算と人口を比較してみますと、人口が多ければ予算も多いという人口と予算が比例する状況とはなっていません。その中で、広域事業の予算の負担割合をどのように考えているのでしょうか。

現在検討中の可燃ごみ処理施設とその費用について考えてみますと、中止となった埼玉中部資源循環組合における計画では、9市町村の負担割合は建設費について均等割10%、人口割90%、運用費について均等割5%、人口割15%、搬入割80%となっており、主に人口に基づいて負担割合を求める方法を取っています。各市町村の人口に加えて、予算総額を負担割合の計算に反映させることは検討していますでしょうか。

次の質問です。新型コロナウイルス感染症対策で学校に導入された備品、設備の効果について伺います。

1、サーモグラフィーカメラの導入目的は、登校時に児童の検温を機械が行うことで朝の教員の業務負担を軽減するとお聞きしています。これは、現在実現していますでしょうか。

2、自動水栓の設置の効果は、どのような状況でしょうか。また、従来の万能ホーム水栓から自

動水栓に変えたことについての児童生徒や教員からの反響を把握していますでしょうか。

以上です。

○議長（上野 廣議員） 順次答弁をお願いします。

質問事項1、広域事業の予算負担割合の見通しをについてを吉野総務政策課長に、さらに現在検討中の可燃ごみ処理施設の負担割合については関連がありますので、関口環境課長をお願いします。

質問事項2、新型コロナウイルス感染症対策で学校に導入された備品、設備の効果についてを教育委員会事務局長にそれぞれ答弁をお願いします。

初めに、吉野総務政策課長、答弁をお願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、上野議員の質問の1、広域事業の予算負担割合の見通しについて、全般について答弁をさせていただきたいと存じます。

上野議員ご指摘のとおり、一部事務組合の構成団体の多くが人口減少傾向にある中、滑川町は緩やかな増加傾向にあり、今後もその傾向は続きます。公平な負担割合とされる人口割を採用した案分方式が主となっているため、滑川町の一部事務組合負担金は増加していくと見込んでおります。しかし、他の構成団体の人口減少の度合いというものは不明なため、現在、具体的な増加額については見通しを立ててはおりません。

次の予算総額を負担割合の計算に反映させることについてでございます。一般会計の予算規模が人口と比例していないというご指摘かと存じますが、一部事務組合が所管する分野の予算額が人口に比例しているかを確認するため、平成30年度決算統計において各分野の決算額を比較してみました。各市町村、当初予算の編成方法はまちまちかと思っておりますので、決算額を比較させていただいております。

ごみ処理につきましては、組合負担金が含まれる衛生費の人口1人当たり決算額を見ますと、小川地区衛生組合構成団体で2万6,000円から9万4,000円、滑川町は小川町の2万6,000円に次いで2番目の低い額の2万8,000円となっております。また、消防についての組合負担金が含まれる消防費の人口1人当たり決算額を見ますと、比企広域市町村圏組合構成団体で1万3,000円から4万7,000円で、滑川町は3万円となっております。しかし、この年度は防災無線のデジタル化工事が実施されており、デジタル化工事を控除すると1万6,000円で、東松山市の1万3,000円に次いで2番目の低い額となっております。このことから見ますと、人口割によって滑川町が他の構成団体より割高な負担金を支払っている現象が見当たらないように思います。

負担金算定に当たって、人口割が多く採用されておりますが、他の算定方法といたしましては、例えば比企広域市町村圏組合の常備消防費負担金では、普通交付税算定に用いる消防費の基準財政需要額により案分をしております。また、後期高齢者医療広域連合市町村負担金においては、人口割も一部設けておりますが、大部分を占める療養給付費負担金においては、実際に滑川町の後期高

齢者医療保険加入者の医療費見込額を算定をして負担をしております。

予算額を負担割合に反映させる検討は、現在行われておりません。予算総額につきましては、例えば先ほどの30年度滑川町の防災無線デジタル化工事のように、個々の市町村それぞれの年度の特
殊な財政事情がございます。このため、その事情を考慮した上での予算総額での負担金算定となり
ますと、算定方法に課題が残ると感じております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野 廣議員） 続きまして、関口環境課長、答弁をお願いします。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野議員さんの質問、広域事業の予算負担割合の見通しのうち、
各市町村の人口に加えて予算総額を負担割合に反映させることは検討しているかのうち、小川地区
衛生組合に関連する部分について答弁いたします。

現在、小川地区衛生組合では、今後の可燃ごみ処理について検討委員会を設置し、検討いたしま
した。そして、報告書の中で今後の可燃ごみ処理の基本的な考え方として、中期的な在り方として、
民間委託への切替えを中心に様々なリスクを想定し、具体的な対応について慎重に検討する必要が
あるとしています。また、長期的な在り方として、新施設の建設と民間委託の両方の可能性の検討
を引き続き行う必要があるとしております。このように、新施設につきましては立地規模、予算等、
現状では全く白紙の状態でございます。このことから、新施設の建設となった時点で、建設費や運
営費の負担割合についても今後多くの方々からご意見をいただきながら検討すべきであると考えて
おります。

現在、小川地区衛生組合で行っていますごみ処理及びし尿処理の負担割合は、均等割20%、利用
割70%、人口割10%でございます。上野議員がおっしゃる予算総額を負担割合の計算に反映させる
とのご意見ですが、先ほど総務政策課長からもご答弁があったとおり、現状においてはこれについ
ては検討しておりません。しかし、今後、滑川町の総意として予算総額を負担割合に反映すべきと
いうことでございましたら、この対応について主張していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） ありがとうございました。

最後に、澄川教育委員会事務局長、答弁をお願いします。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策で、学校に導入された備品、設備の効果について、質問1のサー
モグラフィーカメラの導入目的は実現しているかのご質問に答弁させていただきます。文部科学省
の学校保健特別対策事業費補助金、こちらを活用して購入した検温用のサーモグラフィーカメラで

すが、小学校3校及び中学校に1台ずつ設置をいたしました。登校時の児童生徒や教職員の検温、学校来校者の検温を自動で行うことで教職員の負担軽減を図ることを目的として導入しましたが、学校により効果の現れる場面に違いがありました。

例えば福田小学校では、朝の登校時に昇降口において全児童の検温を実施しています。教職員の1人がサーモグラフィーカメラの脇に立ち、検温の見届けをしています。朝の健康観察は、家庭にも引き続きお願いをしていますが、10月より毎日の健康観察表を提出すること自体については省略をしています。担任は、健康観察表の確認作業がなくなったため、負担軽減につながっています。宮前小学校、月の輪小学校、滑川中学校では、サーモグラフィーカメラが1台のみの配置であるため、全児童の検温に使用した場合、かえって密の状態を招くおそれがあるとし、健康観察表の確認を継続することによって児童生徒の体調を把握しています。よって、登校時の児童の検温という点では、教職員の負担軽減には余りつながっておりません。ただし、検温を忘れた児童生徒に対しては、以前は児童生徒1人に教職員1人がついて非接触型の体温計で検温するといった対応を行っていましたが、学校によってはこのサーモグラフィーカメラにより検温を行うことができますので、この点では負担軽減が図られています。また、各校とも修学旅行説明会や就学時健診等の保護者など外部から大勢の方々が来校する際や、教職員の登校時などの検温には大変有用であるとのことです。

なお、先日コミュニティセンターで開催された七つの祝いでは、学校からこのサーモグラフィーカメラをお借りし、出席者の検温にも活用することができ、スムーズな進行に大きく寄与することができました。所期の目的の達成には、学校により差が生じておりますが、このコロナ禍において体調管理、とりわけ検温については不可欠だと考えます。そのためサーモグラフィーカメラは汎用性も高く、今後も学校において有効に活用できるものと考えています。また、先ほどの例のように、学校のみならず様々な場面においてサーモグラフィーカメラを工夫して使用し、導入効果を十分に発揮できるよう今後も活用を図っていきたいと思います。

続いて、質問の2、自動水栓の設置の効果は、どのような状況かのご質問に答弁をさせていただきます。自動水栓への交換については、各校へ照会をし、その状況を確認しております。その確認したところ、いずれの学校でも同様の効果が見られています。自動水栓では、以前のように水栓のダイヤルや蛇口に触れることなく手洗い等ができるため、衛生面では大きな効果があり、またダイヤルの消毒も必要がなくなり、教職員の負担軽減につながっているため好評です。

さらに、副次的な効果もあります。例えば交換前は水を流しながら手洗いをしていたので、特に小学校の低学年ではダイヤルによる水量の調整がうまくできず、服に水がかかったり、流し台に水がたまったりすることが見られたそうですが、自動水栓は水量が一定であり、センサーも細かく反応するため、そのようなことは解消されたとのこと。また、幼稚園、特に年少児なのですが、手洗いの時間が短縮でき、同時に手洗い場の密の回避にもつながっているということです。また、

自動水栓には手動のスイッチもあるため、バケツなどに水をためる際にも不便はないとのことでした。このような理由により、児童、生徒、教職員のみならず保護者からもおおむね好評でございました。さきの議会で上野議員さんから見直しのご意見をいただき、再検討をいたしました。導入する自動水栓には手動のスイッチもあり、使い勝手はよいであろうと判断し、本製品を選択、導入をいたしました。

ただし、デメリットとしては、自動水栓は全て下向きで固定となっておりますので、水を飲むときや、うがいをするときには若干不便であるということをお伺いしています。また、流し台等を掃除する際に、センサーが反応して不意に水が流れるということがあるため、清掃しにくいときがあるといった意見もございました。

なお、その他の効果として、各校とも水道の使用料が、若干ですが減少したとのこと。石けん等で手を洗っている間は、自動で水が止まり、手洗い後も蛇口の閉め忘れがなくなります。新型コロナウイルス感染症対策のため、子どもたちや教職員の手洗いの回数も増えておりますので、節水の効果も見られたようです。

今後も学校施設の整備や設備、備品等の導入については、そのメリット、デメリットや対費用効果などを十分に検証する中で、子どもたちへの安全安心を最優先に考え、真に必要なものの選択をし、導入を図っていきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 答弁が終わりました。

上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） 再質問をさせていただきます。

では、まず今お話いただいたところで自動水栓についてなのですが、保護者や児童からの反応として、まず新しいものに入れ替わってきれいになった、すごく変わったというふうに比較的好感度の高い話は、まず一言目としては何うのですけれども、予算の話をする、これだけお金がかかっているのだよという話をする、その辺はそうなるとうかというふうにちょっと流れが変わってきたりします。

それから、自動水栓に変わったというところで、手を洗うということ1点に絞ってしまえば、それは便利になったということなのですが、今答弁の中でも把握されているように、蛇口が上に回せなくて水が直接飲めない、結局手ですくって飲んでいるというところが、一番最大の今回の交換での問題点なのかなと思います。確かに手は洗えて、蛇口に直接手が触れないようになったけれども、ではその手で、今までは手を触れずに水が口に入っていたけれども、今は手ですくって、うがい等をしている。そのところで、衛生的な面としては結局はどうなのかなという疑問は残ります。

それから、蛇口で水の多い少ないが操作できなくなったので、水圧が操作できない。水流が結構

強くて、手を出すと水が跳ね散る。掃除のときにセンサーが反応して、本当は止めていたいのに出てきてしまう。それから、これはきっと操作方法が周知されていないからだと思うのですけれども、やはり水がためられない。そんな話は、児童に聞き取ってもらった保護者のほうから話は来ています。交換してメリットもあったのだと思うのですけれども、こういう形で逆に不便になったという話も出ています。やはり考えてほしいのは、交換した費用対効果というところを検討して、もう少し検討してほしいかなと思います。

それから、サーモグラフィーについてなのですけれども、これ当初から少し考えれば分かったと思うのですけれども、やはり朝の検温、登校時の検温、それに係る教職員の省力化にはつながらなかったというのが、やはり結論なのだと思います。そして、職員玄関に確かに置いてありますが、モニターとして映りはするのですけれども、では熱があったところでそれを制止する人はいないので、余り置いてあるというだけで効果はないのではないかなと、私は実際職員玄関を利用して出入りさせていただいておりますが、感じております。なので、コロナ対策として備品の購入する際に、今だけ小手先のことではなくて、再来に備え、このコビッド・ナインティーンというものの第2波、第3波というものもあると思うのですけれども、これだけグローバルした世界に対して、恐らく同じようなものが二、三年後、五、六年後、10年後というふうに同じような問題が起きてくると思うのです。そのときに、あのとき打った手はよかった、あれが今でも役に立っていると、そういうふうに思えるようなことを少しずつ少しずつ整備して行ってほしいかなと思います。

特にサーモグラフィーカメラについてなのですけれども、教育委員会だけではなくて、恐らく学童にも設置されたと聞いているので、あと今事務局の前にもあって、あれはエコミュージアムから借りてきたというふうに聞いているのですけれども、ああいう熱を感知するもの、サーモグラフィーカメラだけでなく感知するものを町で一体全部で何台買って、皆さんどれくらいの効果を感じているかというのは分かりますか。

では、まず教育委員会のところでサーモグラフィーカメラ導入して、実際のところ小学校に1台ずつ、中学校に1台ずつ買って、福田小学校、それからそれ以外のところで効果が違うということだったので、今実際に稼働してみて、どういう形が一番理想的な導入方法だったと、検証してみて思われますか。もっと買ったほうがよかったと思われますか。それとも、もっと違う機器の使い方がよかったと思われますか。

○議長（上野 廣議員） 澄川教育委員会事務局長、ご答弁をお願いします。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

サーモグラフィーカメラの導入効果なのですが、先ほど答弁の中でお話ししたとおり、学校ごとに登校時の検温という点に関しては、かなり差が生じております。福田小学校については、実際に

全児童についての検温が可能ですが、そのため学校については検温できていないということで結果が出ております。これ学校のほうに現在の使用に関しての効果等をお伺いしたところ、やはり1台では足りないということで、これが複数台、特に滑川中学校では3台ぐらいあれば、全生徒がこのサーモグラフィーカメラによって検温ができたので、大分負担軽減につながったであろうということでお話は伺っています。ただ、やはりなかなか単価が高いものでございますので、複数台購入というのはなかなか難しいというのが状況でした。

また、今回このサーモグラフィーカメラ、通常であればなかなか町の単独の経費で購入することは難しかったと思います。さきにお話ししたとおり、学校保健特別対策事業補助金、またこの補助金の補助裏の町負担分に関しては、地方創生の臨時交付金、こちらを充当することによって購入ができたというのも、今回のこの購入に踏み切った部分の理由の一つではあるかと思えます。

また、このサーモグラフィーカメラなのですが、小学校3校、中学校1校は同じタイプが入っておりますが、幼稚園、それからエコミュージアムセンター、図書館、教育委員会部局では、その3か所に今議会事務局前に置いてあるあのカメラ、あの型のものが教育委員会事務局では購入した3台になります。なので、学校に置いてあるタイプが4台、それから議会事務局前に置いてあるタイプのものが3台、これが今回交付金等を活用して買ったサーモグラフィーカメラの台数となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） 結果的には、当初の目的は達せられていないということと私は取るのですが、もちろん今回コロナで得ることのできた助成金、補助金、そこからそこに対応するものを使っていくということももちろん分かりはするのですが、もう少し現場、学校、それから対応する職員の方との相談をよくしていただいて、本当にこれを買って活用されるのか。幾ら補助金来るとはいつても、もとはといえば町民、県民、国民というところの税金から来ているものですし、有効に活用できるようなお金の使い方、物の買い方、予算の使い方を本当にしてほしいと思います。

では、次の再質問に移ります。広域事業の予算負担割合についてなのですが、現在、今のところで特にまだ人口減少という波がそれほど強く、全体ではまだ強く来ていなくてという状態で、均等割、人口割、それから搬入割というところで、余り負担感に差がないというところは分かりました。それで、例えばなののですが、ちょっと古くて平成30年度のデータなのですが、町村税の割合が滑川町は平成29年度で53.8%、平成30年度で50.2%、そして例えば東秩父村になりますと平成29年度が13.1%、平成30年度が12.6%というふうになっています。嵐山、小川は、大体40%から44%、ときがわ町で25%前後ということになるのですが、この状況ですっていくのであれば、今の考え方、広域団体の中の一市町村ということで考えて、余り不利益やリスクはないかと思うのですが、これから30年、40年後、大きな施設を建てる場合は、そういう費用負担が今の

その段階でした決定によって40年先まで続きますので、そういったときに、これから人口が減少していく中で、そして滑川町だけがほかの市町村とは少し違うラインを描く中で、可能性としては滑川町が今の状況が続き、そしてときがわ、嵐山、小川が東秩父村と同じような傾向に財政状況が流れるという可能性はあるのではないかなと思います。そうなったとき滑川町、初め決めてしまうとやっぱり負担割合というのは最後までずっと40年後も続きますので、そういったときに将来世代が過大な負担を負わないように、そういう人口変動とか人口割合の変動まで見て考えてほしいというのが今回の質問の趣旨になります。

今、町村税の割合を申し上げたのですけれども、例えば前回の埼玉中部資源循環組合のところでの負担金をちょっとざっと出してみたのですけれども、滑川町は30万円、ほかの市町村もそれくらいが多いのですけれども、ときがわで50万円、東秩父村で79万円というあたり……すみません、ちょっと間違えました。決算額を人口の1人頭で割ってみると、1人当たりの歳出総額というのが滑川町で32万円、ほかの市町村も大体30万円から35万円、そしてときがわ町が50万円、東秩父村が79万円という形になります。なので、それぞれの市町村の財政状況によって、人口どおりの財政状況がまた違ってくるのではないかなという、そのところで今回の質問を立てたのですけれども、今であれば人口割、それから搬入割で、特に広域事業の負担が滑川町、負担割合が特に高くなるという状況はない。そのところは承知しました。

これから大きなものを建てていくことになったとき、40年先と置いていいと思うのですけれども、その40年先というところを考えたときの滑川町の負担やリスクについて、先を見越したものを広域団体としてではなくて、滑川町単体として考える仕組みを持っているかどうかというところをお聞きしたいのですけれども、お願いします。

○議長（上野 廣議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前11時38分）

再 開 （午前11時39分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

関口環境課長、ご答弁をお願いします。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野議員さんの質問に答弁したいと思います。

先ほどからお話ありがとうございました、このごみ処理施設に関してでございますけれども、新しい施設ができて稼働した場合には、先ほどおっしゃるように40年ぐらいは稼働すると考えられております。それで、その負担割合については、当初はその段階、建設の段階では運営のことについても負担割合について決めるのでございますけれども、それが人口割であるとか、ごみの排出量だとか、そういったところでやって、その40年先はどのようにこの構成の市町村が、人口が減少していくという

のは言われております、読めておりますけれども、その中でどういう割合になっているかということもはっきり分かりませんので、それについては今後はちょっと見通しとして、お答えになっているかどうか分からないですけれども、はっきり分からない状況ですけれども、またそのことについても検討します。

また、ごみについては排出量割というのがございますので、そのためには町のほうでもごみをしっかりと分別してごみの搬出量を減らすということによって、その負担割合を少しでも減少するような形で努めていくように、今後広報等も含めて、ごみの減少も含めて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 再質問、上野葉月議員、お願いします。

○5番（上野葉月議員） その辺考えて進めていただきたいのはもちろんなのですが、恐らく埼玉中部資源循環組合においてもそのような過程は踏んでいたと思います。それでも今回のように事業の中断は生じてしまいました。そして、最後にその生じた理由というのが吉見町のほうの附帯施設ということだったとは思いますが、そこも広域団体としての意思や方針と、それからそれぞれ構成市町村として見たときの吉見町の方針というのがそごを来したために、進めることができなくなってしまったのだと思います。

この広域事業というものが今後増えていく中で、広域団体として施設規模を決めたり予算を決めたりしていってしまうのが、この広域団体だけで物事が進んでしまうという要素が余りにも強いと、それぞれの市町村に下ろしてきたときの市町村内での相談なり、もう少し検討というのが弱くなってしまうのではないかなというのが、今回の中部資源組合を見ていての反省点だと思うのですが、反省点だと私は考えています。

また、次のごみ処理施設を造る場合も同じ流れでいってしまったら、同じことが起きても防げないという仕組みがまた再生産されてしまうと思います。なので、町の財政に下ろしたり、滑川町もいろいろ施設を造りたい中で造れずに、予算的に難しいということでいろいろ施設が造れずに、お金が出せずにいる中で、広域事業だけお金が膨らんでいくと、そういうような事態は避けたいわけです。

そんな中で、埼玉中部資源循環組合のときは、町長、それから副町長、それから環境課の課長が広域団体に入って意見を酌んでいっていたのだと思うのですが、そこからさらにもう少し町の中に持ってきて、環境課と、あと財政とでのもう少し突っ込んだところの検討だとか、あと議会のほうにももう少し早い段階で下ろしていただく。そんな検討を、ごみ施設の建設というか、これからの計画についてはもちろんですし、恐らくこれから水道なども広域化が検討されていて、広域事業は今よりも増えていくのではないかなと思われるのです。

その中で、もう少し町の範囲をというか、広域団体が決定したこと、決定というか審議している

ことについて、町ももっと積極的に町独自として、そしてこれからの人口推移が近隣市町村とは少し異なるラインをつくる滑川町独自として、もっと検討する仕組みを今、埼玉中部資源循環組合のところでの反省を強く感じている今、つくるべきだと思うのですけれども、そういう仕組みとして、町にももう少し審議を持ってくるというところを意識して検討しているというところがありますか。

今までとは違って、例えば埼玉中部資源循環組合が直近の反省材料なので、そのところを取りますと、埼玉中部資源循環組合の中で決定していた、その決定の流れとは別のところで新規にこのような話合いの場をつくったり、関係者を入れたりして相談していこう、広域事業について相談していこうという流れや仕組みづくりというのは検討されていますか。

○議長（上野 廣議員） 柳副町長、ご答弁をお願いします。

〔副町長 柳 克実登壇〕

○副町長（柳 克実） 副町長、上野葉月議員のご質問に答弁をさせていただきます。

上野葉月議員の今の質問を聞いておまして、まず私一番感じたことは、滑川町を愛しているなと、愛している強いお言葉をいただいたなというふうに思っております。

中部の関係の話、解散をした中での今日反省点を持っていろいろな部分にこのごみ処理、可燃ごみの処理について当たっておるのかなと。何か変わった点がありますかというふうなご質問でもあると思いますので、まずそれは私、特別委員会を9月の定例議会で作っていただいたと。議員さんの協議をした中でつくっていただいたと。これは中部のときになかった、新たな執行部、そして議員さんと共同で小川地区衛生組合の可燃ごみ処理について考えていくという一つの現れではないかなと思っております。構成の5つの構成団体の中で、この特別委員会を設置をいただいたのは滑川町議会だけであります。やはりこれからこの可燃ごみは、議会の皆さん、そして町民の皆さんの意見を聞きながら今後もやっていきたいと、一つの現れではないかなと思っております。

今後ともこれから、過日の特別委員会でもお話がございましたが、中期的な対応、そして長期的な対応の中で、特に長期的な対応等が今後求められる中で、これらの今回の議会と執行部のこの特別委員会を設置したという経験を基に、また協議をさせていただきながら、事に処していきたいなというふうに思っておりますのでございます。今後ともよろしくお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野葉月議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） 今回、特別委員会をつくったということは、恐らくというか、埼玉中部資源循環組合の反省を踏まえてこのような動きになったということで、とてもよかったと思っております。それによって、議員のほうはどのような流れで事が始まっているかということが関与でき、また知ることも意見することもできたので、大変特別委員会の設置は有用なことであったと思います。

ただ、喫緊でごみの処理は進めていかなければいけないということで、比較的差し迫った問題について協議する場であったこと、それから小川地区衛生組合という枠組みが前提であったこと、そ

れからごみ全体ではなくて可燃ごみというところにもう問題が限定されていたこと等で、もう少し、これは今回の今の状況の中ではこの枠組みが必要で、このような状態で、このような条件設定の下でこの特別委員会があるということは、それは今回の流れの中での姿だったとは思いますが、さらに長期的には施設の建設ということもまた検討課題に入ってくる中で、今回の中期的、また条件が限定された話合いとはまた別のところで、もう少し大きな枠組み、そして長期的な枠組みの中で検討する必要が再度出てくるのではないかなと思っています。

そしてまた、執行部の内部においても広域事業の中で持ち帰ったことを、例えば財政、予算的にこれでいいのかというところをもう少し深く審議する場を持ってほしいなと思います。これは、議員というか議会としても、それから予算組みというところの中、両方でなのですが、議会の中では今回のように特別委員会等をつくって、もう少し早めに方向性を決める段階、決まってからではなくて、いろいろ決めていく段階で関与をする、意見を言い、そして審議をする機会をつくっていくということが、今後広域事業においても必要だと思います。

そして、予算をつくるという中でも、もちろん広域事業は必要で、広域的な施設も必要ではあるけれども、それを滑川町として引き取って考えたときに、ほかの滑川町が造りたい施設、造りたいのに造れない施設というのは滑川町にたくさんあると思いますので、そういうところとのバランスや優先順位の中で、これが本当に妥当なのかどうか。そして、余りにも予算規模が、施設の額が膨らんでいったときに、それを本当に出せるのかどうか、40年後も出し続けられるのかどうか。そして、滑川町の負担が、現状と果たして同じでいけるのかどうかということも、行政の執行部の中でも、もう少しいろいろな参加者が出る中で審議を深めて広域事業を進めてほしいなと思います。そして、もちろん議会のほうにも決定してからではなくて、審議の段階でいろいろお話をしていく仕組みをつくっていききたいなと思います。

なので、今大丈夫だから、今の人口と財政状況の中で、今この枠組みで決めて大丈夫だから、広域の中で負担割合を決定するというのではなくて、これから先ごみ処理施設ということだったら、恐らく決定に10年かかり、そして小川町を見ると40年稼働していますので、50年先まで今検討し始めているごみ処理施設の予算なり施設の使い方なりという、今決めたことは50年先まで、50年先の将来世代もそのコストを引き受けなければ、もちろん利便性もなのですが、コストも引き受けなければいけないと。そこのその先のところまで考えて、今の財政状況、今の人口割合、だから今まで大丈夫だったから大丈夫ということではなくて、いろいろな要素を組み込んで、そして横並びではなく、町独自としてきちんと算定して決めていってほしいと思います。

これは、ごみ処理施設だけではなくて、全ての広域事業に共通のことなのですが、特にごみ処理施設、それからもし入ってくるとしたら水道事業等が大きな施設費を伴うところでの広域事業なのかと思うので、特にごみ処理施設について、今までとは違った、もう少し審議を深くするような仕組みを考えていってほしいと思うのですが、その行政の内部、今までは主に担当課

と、それから町長、副町長が中心であったと思うのですけれども、もう少し全体を取り入れたような仕組みというのは考えていらっしゃいますか。

これは、議会ということではなくて行政のほうで、例えばごみ処理施設だったら環境課と、それから財政も入れたものでの、そしてかつ長期的な見通しも入れたところで負担割合をきちんと考えていくというような仕組みについて考えていらっしゃいますか。

○議長（上野 廣議員） 柳副町長、お願いします。

〔副町長 柳 克実登壇〕

○副町長（柳 克実） 副町長、上野葉月議員のご質問に答弁を申し上げます。

今、新たな広域行政の仕組み、そのために何か考えておるのかと。特に財政の関係等も質問の中に入れていただきながら、質問をいただきました。現在も小川地区衛生組合の関係でいきますと、今月小川地区衛生組合の副町長、それから財政主管課長、さらに担当部署であります環境課長、この3名をこの構成団体、5つの構成団体がそろった中で会議を予定しております。したがって、現在も財政も含めた中で、様々な将来に向けた議論もさせていただいておるところです。

そして、この可燃ごみの関係以外でも、40年、50年先を見ながら町づくりもやっていただきたいというふうな話も先ほどいただきました。まさに今、吉田町長が進めている、それが一つあるわけでございます。例えば嵐山小川インターからの北部への道路の延伸の関係、これはやっぱり40年、50年先を見据えた中で、北部地区の観光をどうするかという部分があるわけでございます。また、区画整理事業等も40年、50年先を見据えた中での町づくりということで進めているわけございまして、上野葉月議員がおっしゃるようなことを我々も今取り組んで、町長を先頭に取り組んでおるわけです。そうした部分について、機会あるごとに、また議員さんにご議論させていただく中で、よりよい町づくり、本当に愛する滑川町のために、上野議員さんがおっしゃられるような町づくりができればいいがなと私も願っておるところございまして、今後も機会あるごとにいろいろ議論をさせていただければと願っております。答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） ありがとうございます。

それでは……

○5番（上野葉月議員） 以上です。ありがとうございます。

○議長（上野 廣議員） 以上で上野葉月議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

◎次会日程の報告

○議長（上野 廣議員） 明日2日は、午前10時から全員協議会を開催いたします。

◎散会の宣告

○議長（上野 廣議員） 本日はこれにて散会いたします。
お疲れさまでした。

（午前 11 時 59 分）

○議会事務局長（木村晴彦） ご起立願います。
相互に礼。
お疲れさまでした。

令和2年第225回滑川町議会定例会

令和2年12月3日（木曜日）

議事日程（第3号）

開議の宣告

- 1 議案第74号 滑川町高齢者福祉事業検討委員会条例の制定について
- 2 議案第75号 滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第76号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第77号 滑川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第78号 滑川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第79号 令和2年度滑川町一般会計補正予算（第6号）の議定について
- 7 議案第80号 令和2年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議定について
- 8 議案第81号 令和2年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議定について
- 9 議案第82号 令和2年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の議定について
- 10 議案第83号 令和2年度滑川町水道事業会計補正予算（第4号）の議定について
- 11 議案第84号 町道路線の認定について
- 12 発議第4号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）の提出について
- 13 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

日程の追加

- 14 可燃ごみ処理のあり方等調査特別委員会報告書（案）について
- 15 発議第5号 公立小中学校における30人学級の早期実施を国に求める意見書（案）の提出について

出席議員（13名）

1番	瀬上邦久	議員	2番	高坂清二	議員
3番	松本幾雄	議員	5番	上野葉月	議員
6番	井上奈保子	議員	7番	紫藤明	議員
8番	服部幸雄	議員	9番	北堀一廣	議員
11番	菅間孝夫	議員	12番	内田敏雄	議員
13番	吉野正浩	議員	14番	阿部弘明	議員
15番	上野廣	議員			

欠席議員（1名）

10番	宮島一夫	議員
-----	------	----

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	吉田昇
副町長	柳克実
教育長	馬場敏男
総務政策課長	吉野徳生
税務課長	篠崎仁志
会計管理者兼 会計課長	木村俊彦
町民保険課長	岩附利昭
健康福祉課長	小柳博司
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	稲村茂之
教育委員会事務局長	澄川淳
水道課長	會澤孝之

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	木村晴彦
書記	田島百華
録音	木村寿美代

○議会事務局長（木村晴彦） ご起立願います。

相互に礼。よろしく願います。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（上野 廣議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第225回滑川町議会定例会第4日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

10番、宮島一夫議員より欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたのでご了承願います。

（午前10時00分）

◎議案第74号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第1、議案第74号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

小柳健康福祉課長に提出議案の説明を求めます。よろしくお願いします。

〔健康福祉課長 小柳博司登壇〕

○健康福祉課長（小柳博司） おはようございます。健康福祉課長、議案第74号 滑川町高齢者福祉事業検討委員会条例の制定についてご説明申し上げます。

議案第74号 滑川町高齢者福祉事業検討委員会条例の制定について、滑川町高齢者福祉事業検討委員会条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

滑川町長 吉田 昇

提案理由でございますが、町が実施する高齢者に関する福祉事業について、調査、研究及び審議をするための委員会を設置する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

委員会設置の目的といたしましては、条例の第2条に記載のとおりでございますが、総論として、滑川町が実施する高齢者福祉事業に関して、町民要望と町が政策的に実施する事業との均衡を図るため協議の場を設けたく、新たな委員会の設置を求めるものでございます。

続きまして、各条文についてご説明を申し上げます。お手数ですが、お手元の資料1ページおめ

くりいただきたいと存じます。条文につきましては、全8条から成り、第1条にはこの条例の目的を、第2条には委員会の名称等に関する事項を記載しております。

第3条には、委員の構成及び定数について、また第4条から第6条にかけては、それぞれ正副会長に関する規定、委員の任期に関する規定、委員会の会議に関する規定を定めております。

ページをおめくりいただきまして、第7条につきましては、事務を所管する課局を明記しております。

最後に、第8条については、委任の規定でございます。

なお、施行日は公布の日からとさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、議案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問時間は、答弁を含み30分とします。残り時間は表示板に表示します。

質問形式は、対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は質問席に着き、質疑に入ります。1回目には一括質疑一括答弁、または最初から一問一答方式にするかは質問者に委ねます。質疑ありませんか。

阿部議員。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明でございます。よろしくお願いいたします。

まず1点目なのですが、この条例の目的について、いわゆる高齢者の福祉向上をということであるというふうに思うのですが、そこを1点確認したいのですが。

○議長（上野 廣議員） 小柳健康福祉課長、お願いします。

〔健康福祉課長 小柳博司登壇〕

○健康福祉課長（小柳博司） 健康福祉課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

阿部議員さんのおっしゃった目的のとおり、本条例につきましては、滑川町にお住まいの高齢者の福祉事業、こちらを実施するために協議の場を設けるというものでございます。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） この前の全協では、再来年に向けた協議というようなことを、お話を聞きしましたけれども、町民の高齢者の要望、非常に強いというか、税負担との関係で置き去りにされているような感じがしているという話をよくお聞きするのです。その辺の声をどのように集約しようとしているのかなというのを思うのですが、どうでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 小柳健康福祉課長、答弁をお願いします。

〔健康福祉課長 小柳博司登壇〕

○健康福祉課長（小柳博司） 健康福祉課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

町民の声の集約の方法ですけれども、具体的に広く機会を設けてというものについては、現在考えておりません。ただ、日常から様々な意見等、健康福祉課の窓口のほうに寄せられている方がおりますので、そうしたものを一つ一つ点検しながら、事業のほうをこの協議の場として図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 私、一般質問で行いましたけれども、加齢性難聴の問題などもこの中で取り上げられるのかなというふうな感じもするのですけれども、そういったようなことも含めて、非常に様々な声があると思うのですが、やはり緊急性というか、そういったようなことも考えなければいけないし、またふれあい入浴券の代替措置の検討ということになると、これはまた全高齢者の皆さんに、65歳以上に配布していたわけですから、そういったような全体的に関わる問題と、それぞれ出てくるのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺の検討をちょっとどのように、非常に結構難しい取組になるのかなというふうに思いますけれども、ちょっとその辺の考え方を整理していただきたいというふうに思いますけれども。

○議長（上野 廣議員） 吉田町長、答弁をお願いします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 阿部議員の質問に、町長、答弁申し上げます。

滑川町では、子育て支援、これに私は一生懸命、就任以来取り組んできたわけですが、特にこのすばらしい滑川町を築いていただいたのは現在の高齢者の皆さんでございます。そうしたやっぱり高齢者の皆さんにどのような、そうしたいわゆる楽しく明るく生き生きと老後を過ごしてもらおうかということをいろいろ検討してまいりました。そうした中で、今までの高齢者に対します敬老会の実施、それから敬老年金、それから先ほど阿部議員から出たお湯の券、いろいろ高齢者に全体的に渡るような政策を中心にしてきたわけですが、そうしたいわゆる温泉もあした格好になって、高齢者の皆さんもそうしたものが行けなくなってしまったということで、それに代わる代替のものもやっぱり考えてあげたいということは町の大きな狙いがございます。

特に今年は、ですからその代わりと申しましょうか、一応敬老年金は5,000円でございますけれども、今年は2,000円増額をして7,000円にしたということで、今回提案をした条例につきましても、町民、高齢者全体の皆さんになるべく行き渡る方法のことを考えていきたいというのは一番の狙いでございます。

今、阿部議員から出た難聴の問題、それはもう当然その問題として今後考えていく必要があろうかというふうに思いますけれども、この条例の私の考え方としては、町内の老人の皆さんになるべ

く広く全員の皆さんに行き渡るような方向のものを考えていきたいというのが趣旨でございます。

以上です。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、質問願います。

○14番（阿部弘明議員） ありがとうございます。

滑川町は、本当に子育てだけでなく、こういったお年寄りへの様々な支援は、ほかの周りを見てもほとんどないのです。敬老金にしてもそうですし、敬老会にしてもそうですけれども、本当にそういった意味では優れているそういった高齢者施策を持っているというふうに思います。そういった意味では、そういったことも併せて町民に伝えながら、さらにふれあい温泉券の代替措置についての検討ということで進めているということをもたまた皆さんにもお知らせいただきながら、皆さんの声をぜひ集約していただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（上野 廣議員） ほかに質疑ございますか。

上野葉月議員。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

第3条についてなのですが、委員会は10人以内で組織するというところで、町の議会の議員、職員、福祉関係団体の代表、それから学識経験者ということで出ているのですが、こういった委員会を立ち上げ、そして条例をつくるときに、委員会のメンバーに町からの公募者というのが入っている委員会も多くあると思います。今回は入っていないのですが、公募した町民の方を入れる判断基準みたいなものは条例策定の際にあるのでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 小柳健康福祉課長、ご答弁をお願いします。

〔健康福祉課長 小柳博司登壇〕

○健康福祉課長（小柳博司） 健康福祉課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

第3条につきましては、お手元の資料のとおり1号から4号まで各委員のほうを設定しております。ご質問にございました公募による委員の関係でございますけれども、判断基準等につきましては、この中の4号、町の学識経験を有する者といったところで、必要な場合については加える予定でしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） 学識経験を有する者というのが、公募した人と重なる場合があるということではないでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 小柳健康福祉課長、答弁をお願いします。

〔健康福祉課長 小柳博司登壇〕

○健康福祉課長（小柳博司） 健康福祉課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

公募による委員につきましては、仮に公募した場合、どの程度の人数の方が応募をされるのかというのは全く予想がつかないという状況でございます。その中で、仮に多数の方が応募になった場合については、全員の方というのではなくて、その中から1名もしくは2名の方をこの委員会のほうに参加していただくというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） 学識経験を有する者という、こういうこのような参加の形式ですと、結果的にはそういう方が入ってくるかもしれないのですけれども、指名というか、行政のほうから指名をして、その方が参加してくださるという流れも可能になってくるかと思えます。はっきり公募した者という形で明記すれば、町民の方が手を挙げてそして参加してくるという形が、そういう参加形式の人が確保されることとなります。

広く意見を集めるため、そして強い思いを持った人が公募してくるのかもしれないのですけれども、そういう方の意見を入れるためにも、公募による委員を入れることを検討していただきたいと思えます。そのような検討をする方向、入れていく方向というのはありますでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 小柳健康福祉課長、よろしくをお願いします。

〔健康福祉課長 小柳博司登壇〕

○健康福祉課長（小柳博司） 健康福祉課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

公募による委員の関係でございますけれども、昨日全員協議会でお話をしましたとおり、発足につきましては、当初8名でこの会を発足する予定にしております。また、この発足した委員会の席上、各委員の方から公募による委員のほうが必要ではないかといったようなところの意見を賜りましたら、改めて検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野葉月議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） 広く意見を求めるため、また町民の方が行政の施策に当たって参加する場面を広げるためという意味でも、ぜひ公募の委員を明記してくださるようご検討をお願いします。

質問は、以上です。

○議長（上野 廣議員） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第74号 滑川町高齢者福祉事業検討委員会条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第2、議案第75号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

小柳健康福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔健康福祉課長 小柳博司登壇〕

○健康福祉課長（小柳博司） 健康福祉課長、議案第75号についてご説明申し上げます。

議案第75号 滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

滑川町長 吉田 昇

提案理由でございますが、滑川町高齢者福祉事業検討委員会の設置に伴い、委員の報酬及び費用弁償を支給するため、滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

お手元でございます新旧対照表を御覧ください。改正の内容につきましては、先ほど議決、決定をいただきました議案第74号 滑川町高齢者福祉事業検討委員会条例に基づき、委員の報酬額等を定めるもので、第2条関係の別表第1に、60として、高齢者福祉事業検討委員会の職名、区分及び報酬額の条文をそれぞれ追加するものでございます。

なお、施行は公布の日からとなります。

以上、簡単ではございますが、議案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結いたします。

これより議案第75号 滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第3、議案第76号を議題とします。

事務局長より朗読を願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

篠崎税務課長に提出議案の説明を求めます。よろしくお願ひします。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、議案第76号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布をされたことに伴い、滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定をしたく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

それでは、滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容の説明をさせていただきます。主な改正内容ですが、国民健康保険税の減額に係る所得の基準等について、地方税法施行令の一部

を改正する政令による基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げる等の改正に伴い、減額に係る所得の基準等の基礎控除額相当分の基準額を「33万円」から「43万円」に引き上げ、また給与所得者の数から1を減じた数に10万円を乗じた額を加算するものでございます。

それでは、資料の滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。1ページを御覧ください。第21条第1号は、国民健康保険税の算定において、基礎控除額を「33万円」から「43万円」に引き上げるものでございます。これは、平成30年度の地方税法改正において、滑川町税条例の一部改正により給与所得者の所得控除及び国民年金等所得者の公的年金等控除からそれぞれ10万円を減額し、その減額分を基礎控除に上乘せしたことに伴い、国民健康保険税についても43万円とするものでございます。

そして、7割軽減判定所得の算定において、基礎控除額に被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものでございます。

下段の同条第2号は5割軽減判定所得の算定、2ページの第3号は2割軽減判定所得の算定について、それぞれ同様に改正したものでございます。

附則第2項は、65歳以上の者で公的年金所得がある場合、公的年金等控除からさらに15万円を控除した後の金額で軽減判定を行う課税の特例についてでございます。65歳以上の公的年金控除が120万円から110万円となったため、15万円を追加し、125万円とするものでございます。これは、第21条第1号中、公的年金等の収入額が「110万円」を超えるものを「125万円」を超えるものと改めたものでございます。

この条例は、令和3年1月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第76号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） よろしく申し上げます。

この改定によって、保険税が下がる方、また上がる方、どういうふうになるのか、ちょっと教えていただきたいと。

○議長（上野 廣議員） 篠崎税務課長、答弁をお願いします。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、阿部議員のご質問に答弁いたします。

まず、保険税が下がる方でございますけれども、自営業者の方、それからフリーランス、起業、

それと子育て中の在宅請負でやっている方などにつきましては、所得控除のマイナス10万円というものがございません。収入から必要経費を差し引いて所得を出すということになります。基礎控除がプラス10万円となるということがございますので、この方たちにつきましては保険税が安くなるというふうに考えております。

給与所得の方あるいは年金所得の方につきましては、控除額がマイナス10万円となりますけれども、基礎控除がプラス10万円ということになりますので、プラス・マイナス・ゼロということがございますので、こういった方たちは保険税には変更はございません。

なお、高くなるという方については、被保険者の方たちに不利益にならないように改正することになっておりますので、変更はございませんといえますか、高くなるというような方たちはおりません。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） それは非常にありがたいというふうに思うのですが、要するに保険税としてどのぐらいの人数の方がそういった、全体にそうなるのか、全員が大体そうなるのか。それともどんな感じ、ちょっとイメージ湧かないのですが、全体の国保税を納めている人は大体下がるか、または今までどおりかというふうに考えていいのですか。

あと、またその減額された分の国保運営に関わる問題になると思いますけれども、減収分というのはどのように補填されるのでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 篠崎税務課長、答弁をお願いします。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

基礎控除額43万円になりますと、令和2年度の課税状況より算定いたしますと、この被保険者、営業所得等、フリーランス等にある被保険者数は3,650人となっております。それで、43万円になった場合、人数なのですが、軽減割合変更につきましては、対象者は3人ということで、今のところ試算、算定をしております。影響額につきましては、4万円程度ということでこちらも算定しておりますが、この軽減分の補填につきましては、保険基盤安定繰入金のほうで補填するというふうになるかと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） ありがとうございます。

これで質問を終わります。

○議長（上野 廣議員） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第76号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第4、議案第77号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

會澤水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔水道課長 會澤孝之登壇〕

○水道課長（會澤孝之） 水道課長、議案第77号 滑川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案第77号 滑川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、滑川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

滑川町長 吉田 昇

提案理由についてでございますが、地方公務員法及び滑川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正に伴い、滑川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものです。

改正の内容についてご説明申し上げます。新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。表の右側、改正前でございますが、これまで非常勤職員の給与として第15条に制定しておりましたが、改正後は会計年度任用企業職員の給与として改正いたします。

第15条第1項ですが、第1号でパートタイムの職員について、第2号でフルタイムの職員について、給与の種類について定めさせていただきます。

第15条第2項においては、給与の基準について改正いたします。滑川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の規定を準用することとさせていただきたいと思っております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第77号 滑川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第5、議案第78号を議題といたします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

會澤水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔水道課長 會澤孝之登壇〕

○水道課長（會澤孝之） 水道課長、議案第78号 滑川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案第78号 滑川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、滑川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

滑川町長 吉田 昇

提案理由についてでございますが、滑川町の給水人口及び地方自治法の改正に伴い、滑川町水道

事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

改正の内容についてご説明させていただきます。新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。改正箇所について、表の改正前、改正後でご説明させていただきます。

第2条第3項中、給水人口「1万8,000人」を「2万1,200人」に改めます。

第5条中、地方自治法の改正に伴う条ずれが生じた「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改めます。

また、第2条第4項第4条中、立方メートルの表記を文字表記に改めさせていただきます。

今回の改正の主な目的である第2条第3項中の給水人口の変更について、補足の説明をさせていただきます。現在、第4期の経営認可を受けて水道事業を行っておりますが、認可上の給水人口を既に超え、今後も人口の増加が続くことが想定されています。認可内容の変更の届出をするために改正するものでございます。

採用した数値については、令和2年3月策定の滑川町水道事業基本計画期間15年間中の推計人口について、数種類の手法によって算出したピーク時の推計人口値を比較し、滑川町人口ビジョンの推計値を採用させていただきます。100人単位に切り上げた値とさせていただきます。

以上、雑駁ではありますが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第78号 滑川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第6、議案第79号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

吉野総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、議案第79号 令和2年度滑川町一般会計補正予算（第6号）の議定について説明申し上げます。

1 ページをお開きください。議案第79号 令和2年度滑川町一般会計補正予算（第6号）、令和2年度滑川町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,396万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ86億7,059万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年11月30日提出

滑川町長 吉田 昇

次に、2枚おめくりいただき、5ページを御覧ください。「第2表 地方債補正」でございます。追加を3件、変更を2件させていただいております。追加につきましては、社会福祉施設整備事業債、限度額1,250万円、減収補填債、限度額1億8,600万円、猶予特例債、限度額3,340万円の3件でございます。起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。また、変更につきましては、地方道路等整備事業債及び公共施設等適正管理推進事業債の2件について、限度額を変更したいものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございませんが、おのおのの事業予算の確定により限度額に変更が生じたため、補正をするものでございます。

次に、2枚おめくりいただき、8ページを御覧ください。歳入の主な内容について説明を申し上げます。歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、景気悪化や経済後退により、法人税を中心とした町税の減収に伴う減額補正や民生費を中心とした歳出予算の増額に伴い、国や県の支出金の増額補正などにより、総額3億4,396万4,000円の増額補正となりました。

それでは、款1町税から説明させていただきます。町税につきましては、補正前予算額の約6%に当たる1億8,024万円の大幅な減額補正となります。町の歳入の根幹をなす町税の減収につきましては、町の財政運営に当たり大きな打撃を受けることとなりますが、減収補填債、猶予特例債を

はじめとした起債を発行し、減収分を補填することにより、財源の確保に努めてまいります。

初めに、款1町税、項1町民税でございます。目1個人を御覧いただきますと、所得割が114万7,000円の減額、目2法人につきましては、均等割が178万5,000円、法人税割が1億5,290万8,000円の減額となり、項1町民税全体で1億5,584万円の減額補正でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、企業業績の悪化や地方税の徴収猶予の特例制度の適用により、今後の歳入見込みが大きく減少することから、大幅な減額補正となっております。なお、減収分につきましては、2つの起債を発行することにより補填させていただきます。1つ目は、減収補填債として、主に法人税割の減収分について発行するもの、2つ目は、猶予特例債として、主に徴収猶予の特例制度の適用に伴う減収分について発行するものです。こちらの起債につきましては、後ほど款22町債の項目において改めて説明をさせていただきます。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税ですが、固定資産税につきましても、徴収猶予による減収分を、土地で1,220万円、家屋で840万円、償却資産で640万円の合計2,700万円の減額を見込みました。なお、こちらにつきましては、徴収猶予特例制度に伴う減収分のため、猶予特例債を発行することで補填を予定しております。

次に、項3軽自動車税でございます。軽自動車税につきましては、今後の収入見込みを推計し、総額で260万円の増額補正となっております。

続きまして、款15国庫支出金について説明をさせていただきます。8ページの下段を御覧ください。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金ですが、予算額の大きなものを申し上げますと、節2障害福祉費国庫負担金として、障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費負担金に4,054万5,000円、節3児童福祉総務費国庫負担金として、子どものための教育・保育給付交付金に6,425万4,000円、1枚おめくりいただき、9ページの上段になりますが、障害児通所支援給付費負担金に842万8,000円の増額補正となっております。それぞれ歳出の増額に伴う歳入の増額補正でございます。

また、目10教育費国庫負担金ですが、節4教育振興費国庫負担金として、施設型給付費国庫負担金に248万6,000円の増額補正でございます。

次に、項2国庫補助金を説明させていただきます。目2民生費国庫補助金を御覧いただきますと、節3児童福祉総務費国庫補助金ですが、子ども・子育て支援交付金に1,138万5,000円、保育所等整備交付金として、令和3年4月に開所予定の新たな認可保育所の整備に対する補助金に9,951万8,000円など、総額1億1,718万5,000円を計上させていただきました。

1つ飛ばしまして、目7教育費国庫補助金ですが、公立学校情報機器整備費補助金に65万円、学校保健特別対策事業費国庫補助金に71万7,000円などの教育費関連の予算も増額補正をさせていただいております。

続きまして、款16県支出金でございます。10ページを御覧ください。県支出金につきましても、

歳出の増額に伴う県補助金などの歳入予算の増額補正が主なものとなっております。初めに、項1 県負担金、目2 民生費県負担金ですが、節2 障害福祉費県負担金といたしまして、障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費負担金に2,027万2,000円、節3 児童福祉総務費県負担金といたしまして、子どものための教育・保育給付交付金に1,288万7,000円、障害児通所支援給付費負担金に421万4,000円などの増額補正でございます。

次に、中段の項2 県補助金を御覧ください。目2 民生費県補助金ですが、主な項目を申し上げますと、乳幼児医療費支給事業補助金149万3,000円、埼玉県地域子育て支援拠点事業費補助金832万7,000円などを計上させていただいております。多子世帯応援クーポン事業費補助金の75万円につきましては、町独自で実施している子育て支援金に対する県補助金であり、今回新たに予算化をさせていただいております。補助率につきましては、2分の1となっております。

次に、目3 衛生費県補助金ですが、新規予算として、高齢者インフルエンザワクチン接種補助金574万5,000円を計上しております。埼玉県で実施している事業の高齢者インフルエンザワクチン予防接種の自己負担分の無料化に伴う県補助金でございます。

次に、11ページをお開きいただき、下段を御覧ください。款18寄附金でございます。項1の寄附金、目1 一般寄附金といたしまして、株式会社滑川環境保全様より20万円、また目2 総務費寄附金になりますが、まちづくり応援寄附金といたしまして、滑川町へのふるさと納税の実績に合わせ7万6,000円の増額補正、また新型コロナウイルス感染症対策義援金といたしまして、株式会社TKC様より100万円の寄附があったことにより、それぞれ増額補正するものでございます。

続きまして、歳入の最後の款22町債でございます。12ページの中段を御覧ください。初めに、社会福祉施設整備事業債でございますが、新たに開設を予定している認可保育所の整備に当たり1,250万円を発行するものでございます。

また、新規の発行債として、減収補填債を1億8,600万円、猶予特例債を3,340万円計上させていただきました。減収補填債につきましては、町民税法人税割、利子割交付金、法人事業税交付金の3つについて、今年度の減収部分について発行する起債でございます。こちらは75%の交付税措置があり、20年の償還を予定しております。また、猶予特例債につきましては、冒頭申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、地方税の徴収猶予特例制度に伴い、一時的な地方税の減収に対応するため設けられた起債でございます。徴収猶予の見込みがある個人町民税、法人町民税、固定資産税、またゴルフ場利用税を原資としたゴルフ場利用税交付金、法人事業税を原資とした法人事業税交付金の5つの歳入について補填する予定でございます。なお、猶予特例債につきましては、令和3年度に一括償還をする予定でございます。

次に、歳出の主な内容につきまして説明を申し上げます。13ページを御覧ください。歳出予算につきましては、保育園への保育所保育実施委託料や障害者福祉サービスの給付費などの民生費が大きく増額しております。次いで、学校施設や社会教育施設の施設整備費などを計上した教育費が増

額となっております。

款2の総務費でございます。項1総務管理費、目1一般管理費ですが、会計年度任用職員の人件費に伴う補正で、当初見込んでいた会計年度任用職員の採用がなかったことによる減額補正が主なものとなっております。

次に、14ページを御覧ください。目5財産管理費でございます。初めに、節10需用費の修繕料（維持補修分）でございますが、こちらは役場庁舎管理のための設備修繕料でございます。執務室の照明器具の取替え修繕、消防設備の修繕をはじめ、合計で189万1,000円を計上させていただきました。

また、節11役務費の通信運搬費でございますが、こちらは役場庁舎の電話料の増額補正でございます。感染症の影響により、例年より電話やファクスの使用が多くなったことから、36万6,000円の増額をさせていただいております。

次に、目6企画費ですが、節12委託料といたしまして、電算機保守等委託料に308万円の増額でございます。こちらは、登記データ管理システム構築業務の委託料でございます。また、節18負担金、補助及び交付金ですが、集会所施設整備事業費補助金として、みなみ野集会所のトイレ改修事業に伴い、18万9,000円の補助をするものでございます。

続きまして、項2徴税費の説明でございます。14ページの下段を御覧ください。目2賦課徴収費でございます。手数料に37万6,000円を増額させていただき、主にコンビニ収納や口座振替の件数の増加に伴い、手数料を増額するものでございます。

以上で款2総務費の説明は終わらせていただき、次に、款3民生費の説明に入らせていただきます。15ページの下段を御覧ください。初めに、項1社会福祉費でございます。目1社会福祉費総務費につきましては、職員の人件費の補正として、節2給料の一般職給料を170万7,000円の減額、また節18負担金、補助及び交付金については、社会福祉協議会補助金を100万円減額させていただくものでございます。今年度、感染症の影響によりまして、社会福祉協議会の事業である敬老会が実施できなかったため、不用額が発生したことにより補助金を減額するものでございます。

次に、目3障害福祉費でございます。節18負担金、補助及び交付金の障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費を御覧ください。今回の補正額が8,109万2,000円と増額となっております。障害福祉サービスの利用回数に加え、サービス利用者も増加していることから、予算についても大幅に増額をしております。なお、こちらの事業につきましては、国から2分の1、県から4分の1の補助金がそれぞれ交付される見込みとなっております。

次に、16ページ下段を御覧ください。項2児童福祉費の説明をさせていただきます。今回の6号補正において、補正額が一番大きい予算でございます。こども医療費や保育所保育実施委託料、また令和3年4月開所予定の新設の認可保育所の整備費用などで、総額で3億1,961万8,000円の増額となっております。

初めに、目1児童福祉総務費でございます。節12委託料ですが、放課後児童対策事業委託料に583万

2,000円の増額でございます。こちらは学童保育の運営費に係る事業委託料でございます。新設予定の学童のための準備費用や感染症の拡大防止を図る事業を追加で実施することに伴いまして、増額させていただくものでございます。なお、こちらの事業につきましては、主に国、県の補助金が事業費の3分の1ずつ交付され、残りの3分の1につきましては町の一般財源を充当いたします。ただし、感染症に関連する関係事業につきましては、3号、4号補正にて計上した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することによって実施をしております。

また、保育所保育実施委託料につきましては、1億3,360万円の大幅な増額補正でございます。保育園の入所者の増加により増額をさせていただくものでございます。こちらの事業につきましては、国、県それぞれ子どものための教育・保育給付費交付金が交付され、国補助金が6,425万4,000円、県補助金分が1,288万7,000円の歳入予算を計上させていただきました。

節18負担金、補助及び交付金ですが、埼玉県地域子育て支援拠点事業費補助金に2,498万円の増額補正でございます。対象施設の増加や事業費の拡大によりまして、増額補正をさせていただくものでございます。また、障害児通所支援事業給付費負担金につきましては、当初予定よりも利用者が多かったことにより1,685万7,000円の増額となっております。

1枚おめくりいただき、17ページを御覧ください。節19扶助費でございます。こども医療費に1,357万8,000円の増額でございます。支給件数や支給金額の増加に伴い、増額補正するものでございます。また、ひとり親世帯等臨時特別給付金につきましては、132万円の減額でございます。こちらは、4号補正にて増額補正させていただきました地方創生臨時交付金の対象事業でございますが、事業額が確定したことにより不用額を減額するものでございます。

節22償還金、利子及び割引料でございますが、国庫児童福祉費補助金返還金として309万円の増額補正でございます。こちらは、事業額の確定により、令和元年度の子ども・子育て支援交付金の返還金となっております。

次に、目2児童福祉施設費でございます。17ページの最下段を御覧ください。今回新規で計上させていただいておりますが、民間保育所施設整備費補助金でございます。令和3年4月開所予定の新規の認可保育所を整備するための予算でございます。補正額といたしまして、1億2,171万1,000円を計上させていただきました。このうち国庫補助金として、保育所等整備交付金を9,951万8,000円、次世代育成支援対策施設整備交付金を650万3,000円見込んでおります。国庫補助金以外の1,569万円のうち約80%につきましては、社会福祉施設整備事業債1,250万円を充当いたしまして、残りの319万円につきましては一般財源を充当することで実施をしております。

次に、18ページの中段を御覧ください。項3老人福祉費について説明をいたします。目1老人福祉総務費ですが、節1報酬の高齢者福祉事業検討委員会委員報酬及び節3旅費の費用弁償については、本議会において条例として議案を提出させていただき議決をいただきました高齢者福祉事業検討委員会に関連する予算計上でございます。

また、節7報償費の敬老年金につきましては、本年度は地方創生臨時交付金を活用して、敬老年金を通常5,000円のところ2,000円を上乘せした7,000円を支給いたしました。支出対象者が確定したことにより不用額を減額するものでございます。

次に、19ページの下段、款4の衛生費を御覧ください。項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございますが、職員の人件費の補正に加えまして、保健センターの修繕料を計上しております。

20ページの上段になりますが、節10需用費の修繕料を560万5,000円増額させていただきました。保健センターの浄化槽ブロアー交換工事といたしまして33万6,000円、また空調改修工事費といたしまして526万9,000円の積算でございます。なお、空調改修工事費につきましては、地方創生の臨時交付金を活用して事業を実施する予定でございます。

次に、目2予備費でございます。節7の報償費でございますが、感染症の影響によりまして健診や相談業務が中止となったことにより、医師や保健師等へ支払う報償費を減額する予算を計上させていただきました。総額で82万8,000円の減額でございます。

また、高齢者インフルエンザ予防接種事業に伴う予算も補正をさせていただいております。今年度は、埼玉県が65歳以上の方を対象に10月から12月までに接種したインフルエンザワクチン接種の自己負担額を県が負担することとなりました。インフルエンザ予防接種事業につきましては市町村事務でございますので、自己負担額以外の費用につきましては町の負担となっております。今回の補正につきましては、自己負担額が無料となることから、高齢者の接種率を55%から85%へ30%増加すると想定し、増加分の費用について補正をしているものでございます。

まず、節10需用費の印刷製本費につきましては、高齢者インフルエンザ予診票等の印刷費といたしまして14万5,000円、節12委託料の高齢者インフルエンザ予防接種委託料として1,122万8,000円を増額させていただきました。なお、自己負担額が無料となることにより接種率が増加した今回の委託料の経費につきましては、地方創生臨時交付金が充当できますので、こちらの交付金を充当する予定でございます。

次に、21ページを御覧ください。目4水道事業費でございます。節18負担金、補助及び交付金といたしまして、水道料金減免事業補助金を69万4,000円減額しております。4号補正にて計上した地方創生臨時交付金を活用した事業で、水道料金の2か月分の基本料金を減免した事業でございますが、事業費が確定したことにより不用額を減額するものでございます。

続きまして、款6の農林水産業費の説明に入ります。項1農業費、目1農業委員会費から目3農業振興費につきましては、感染症の影響から当初予定されていた事業の中止等に伴い、旅費の減額や団体負担金、補助金の減額補正が主なものとなっております。

22ページ中段を御覧ください。目5の農地費でございます。農地費につきましては、会計年度任用職員の人件費の補正に伴うもの、また伊古の里の進入路の整備が必要なため、作業員手数料や重機借上料等の増額補正でございます。農地費で57万円の増額補正となっております。

続きまして、款7 商工費でございます。項1 商工費、目2 商工振興費について説明をいたします。1 枚おめくりいただき、23ページを御覧ください。目2 商工振興費につきましては、臨時交付金活用事業の中の小規模事業者への事業継続支援金事業がございますが、当初の想定よりも申請事業者数が少なかったことにより、小規模事業者等事業継続支援金を1,750万円減額させていただきました。当初は申請事業者を300事業者と見込んでおりましたが、こちらの事業者数を125として改めて積算し、不用額を減額させていただいたものでございます。

次に、目3 観光費及び目4 消費者行政推進費でございますが、こちらも感染症の影響に伴い、滑川まつりをはじめとした各種事業が中止となったことなどにより、負担金等を減額させていただいたものでございます。

続きまして、款8 土木費を御覧ください。項2 道路橋梁費、目2 道路維持費でございますが、主に町道などの補修を行うための関連予算を計上しております。節11 役務費に町道補修作業員手数料を700万円、節13 使用料及び賃借料に重機借上料370万円、1つ飛びますが、節15 原材料費に町道補修用材料として360万円を計上させていただきました。

また、1つ上の節14 工事請負費でございますが、都地内の町道145号線の舗装修繕工事が完成したことによりまして、公共施設等適正管理推進事業舗装修繕等工事を300万6,000円減額しております。

24ページに移りまして、目3 道路新設改良費でございます。節14 工事請負費でございますが、こちらも羽尾地内の町道9303号線道路改良工事が完成したことにより、社会資本整備総合交付金事業道路等工事を38万4,000円減額させていただくものでございます。

また、節16 公有財産購入費の小規模町道用地買収費、節21 補償、補填及び賠償金の町道改良物件移転補償料についても、今年度の支出見込みを精査し、不用額を減額させていただいております。

続きまして、款9 の消防費の説明に入ります。25ページを御覧ください。消防費につきましては、防火貯水槽の撤去工事及び消火栓の設置工事のための関連予算を計上させていただき、総額94万7,000円を増額させていただきました。

次に、款10 の教育費でございます。項1 教育総務費の中の目3 教育振興費から説明申し上げます。下段を御覧ください。目3 教育振興費に総額で982万5,000円の増額となっておりますが、主に認定こども園等の施設型給付費負担金の増額や、修学旅行の実施に伴い、感染症の感染拡大防止策としてバスを増台させるための経費の予算を計上させていただいております。

26ページを御覧ください。中段の節17 備品購入費でございますが、合計65万7,000円の増額補正でございます。理由といたしましては、学校再開に伴う学習保障用等機材を購入するための購入経費として、指導者用デジタル教材やプロジェクターの購入予算を計上させていただいたほか、4号補正にて感染症予防のための備品購入関連経費の予算を計上し備品の購入をさせていただいておりますが、不用額が発生したことにより予算の減額をさせていただくものでございます。なお、感染

症予防のための備品購入関連につきましては、学校保健特別対策事業費国庫補助金を事業費の2分の1を充当し、残りの町負担分につきましては地方創生臨時交付金を充当することにより実施をする予定でございます。

節18負担金、補助及び交付金でございますが、2つ説明させていただきます。1つ目といたしまして、認定こども園等の施設型給付費負担金を677万3,000円でございます。認定こども園への通園するお子様が增加していることなどが要因でございます。

2つ目ですが、修学旅行等における新型コロナウイルス感染症予防対策等支援金として132万4,000円の補正でございます。4号補正にて既に予算化させていただきましたが、小中学校の修学旅行や社会科見学において、密を防ぐためのバスの増台分に係る経費分でございます。なお、こちらの支援金につきましては、地方創生臨時交付金の充当事業でございます。

次に、27ページを御覧ください。項2小学校費でございます。目1学校管理費ですが、今年度は各学校ともに換気等をはじめとした感染予防対策を積極的に講じていただいている中で、エアコンなどの空調機器を利用していることから、燃料費や光熱水費などの使用料が増加していること、また年度当初の学校臨時休業時には多くの電話やファクスが利用されたことにより、例年より多くの電話料がかかっていることから、燃料費、光熱水費、通信運搬費などを増額させていただきました。

また、節17備品購入費を御覧いただきますと、宮前小学校の学校管理備品に214万円の計上がございます。GIGAスクール構想に伴うタブレット端末について、追加でタブレット端末の充電保管庫を購入する必要があることや、また来年度、宮前小学校は1学級増える見込みであることから電子黒板の整備が必要なため、増額補正させていただきたいものでございます。

次に、28ページを御覧ください。項3中学校費の説明をさせていただきます。目1学校管理費ですが、こちらも小学校費と同様に、必要な需用費や役務費の増額のほか、節17備品購入費に指導書教材といたしまして303万6,000円の増額補正でございます。来年度、中学校の教科書改訂によりまして、教師用の指導書教材の購入が必要であることから補正をさせていただくものでございます。

次に、項4幼稚園費の説明をさせていただきます。ページが28ページから29ページにかけて記載をされております。幼稚園費につきましては、会計年度任用職員を含んだ職員の人件費の補正や幼稚園の施設維持管理のための増額補正が主なものとなっております。人件費の減額が大きく、幼稚園費につきましては総額で388万9,000円の減額補正となっております。

次に、項5社会教育費でございます。29ページの中段を御覧ください。目2文化財保護費でございますが、こちらはエコミュージアムセンターにおける関連予算でございます。会計年度任用職員の人件費の補正のほか、発掘調査のための経費といたしまして、印刷製本費や重機借上料をそれぞれ計上させていただいております。

施設の修繕関係につきましては、30ページの中段に記載がありますが、節10需用費の修繕料（維持補修分）を52万4,000円計上させていただいております。エコミュージアムセンター内のセミナー

一ハウスにある電動ブラインドが故障してしまったため、修繕を行いたいものでございます。また、4号補正にて計上した節14工事請負費のエコミュージアムセンター空調入替え工事につきましては、工事の完成により予算に不用額が発生したため126万2,000円を減額するものでございます。

次に、目4図書館費でございますが、節14工事請負費を御覧いただきたいと思っております。こちらも工事が終了したことによりまして、図書館空調設備修繕工事を184万円減額させていただきたいものでございます。図書館費につきましては、合計で150万1,000円の減額でございます。

1枚おめくりいただき、31ページを御覧ください。款10の教育費、項6の保健体育費の説明に入ります。目2体育施設費につきまして説明させていただきますが、初めに節10需用費の修繕料でございます。維持補修分につきましては、432万4,000円の増額補正でございます。こちらは、主に総合体育館における自動火災報知設備の改修が必要なため計上するものでございます。

また、節14工事請負費といたしまして、文化スポーツセンタートイレ改修工事を236万5,000円計上させていただきました。文化スポーツセンターにおけるトイレを和式から洋式へと改修するための予算でございます。こちらにつきましても、感染防止対策のための事業と位置づけ、今後、地方創生臨時交付金を活用することにより実施をまいります。

次に、目3学校給食費でございます。学校給食費につきましては、節18負担金、補助及び交付金で、町外幼稚園及び町外小中学校等給食費補助金を104万2,000円増額させていただいております。

次に、32ページを御覧ください。款13の諸支出金でございますが、ふるさと納税寄附金の受入れ実績に伴いまして7万7,000円の増額をし、まちづくり応援基金へ積み立てるための補正でございます。

最後に、款14予備費でございますが、歳出の超過によりまして、不足分について予備費を充てたため8,556万8,000円を減額するものでございます。

以上、長くなりましたが、議案第79号 令和2年度滑川町一般会計補正予算（第6号）の議定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

暫時休憩します。再開は11時35分といたします。

休 憩 （午前11時20分）

再 開 （午前11時35分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

議案第79号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質問席をお願いします。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明でございます。質問させていただきます。よろしくお願

します。

まず最初に、減収補填債ということで……

○議長（上野 廣議員） ページ数を言ってください。

○14番（阿部弘明議員） 5 ページです。減収補填債及び猶予特例債ということでそれぞれ起債がありますけれども、まず減収補填債なのですが、75%が交付税で措置されるというお話というふうに思うのですけれども、リーマンショックのときも同様な補填をしているというふうに思うのですが、その際と、75%、そのときも丸々交付税措置されたのかどうかと、分かりますか。

○議長（上野 廣議員） 吉野総務政策課長、答弁をお願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁をいたします。

リーマンショックのときの減収補填債の関係なのですけれども、ちょっと資料がありませんので、後ほど回答させていただければと思います。

以上です。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） この間、様々な交付税措置の問題について、町としてもいろいろ問題意識を持って、最終的に交付税措置されるはずのものがそうならない場合が非常に多いような気がするのです。そういったようなことも含めて、やはりきちんと国のほうに措置をするように求めていく必要があるだろうというふうに思います。ここはぜひ、大変な財政難なわけですから、本当に国がここはきちんと面倒見るような要望を行っていただきたいなというふうに思います。

あと、猶予特例債というのは、いわゆる徴収猶予された税に対する、これを後で補填するというふうな形なのだというふうに、後で徴収するというようなことを想定して、これはそういったような起債なわけなのでしょう。分かりますか。要するに猶予された部分を後でもらうと、それを前提としたに起債なるのでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前11時40分）

再 開 （午前11時40分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

吉野総務政策課長、答弁をお願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁をさせていただきます。

猶予特例債につきましては、税金のほうの猶予特例の制度が一時的に今回設けられましたので、1年間なりの納税の猶予という期間があると思います。基本的には猶予でございますので、阿部議

員ご指摘のとおり、その後納税をしていただくということでございますので、減免ではございません。猶予でございますので、後に納税をしていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） これからの経済状況、リーマンショック以上の経済の落ち込みが予想されているわけなのですが、本当にそういったような中で猶予するということは非常に大事なことでと思うのですが、それがまた結局、では1年間の間で支払えるのかどうかというようなことになるわけなのだと思うのです。そういったようなことについて、どのようにそれぞれの事業所もそうですし個人もそうですが、事情があるだろうというふうに思いますけれども、その辺の相談というか、具体的に無理やり剥がすわけにもいかないだろうというふうに思いますが、どういふふうなお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（上野 廣議員） 篠崎税務課長、お願いします。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

徴収猶予の特例につきましては、先ほど総務政策課長が言ったように1年間の猶予ということになります。猶予ですので、基本的には税金は支払っていただくこととなりますけれども、そのときにどうしてもという場合には納税相談に乗ったり、あるいは現行の猶予制度を使用していただいたりしながら、納税者の利便性を図りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） これから確定申告の時期になるわけなのですが、本当にその辺の相談体制を充実させていただきたいというふうに思います。

続きまして、もう一つ税の問題なのですが、法人税割の減収が非常に大きいわけ……

○議長（上野 廣議員） ページ数はどこですか。

○14番（阿部弘明議員） ごめんなさい、8ページです。法人税割の減収が非常に多いわけなのですが、やはりこういった経済状況だからというのはよく分かるのですが、例えば内訳というところであれなのですが、結構な大きな企業がこういった反映されているのでしょうか。それとも中小業者の部分が反映されているのでしょうか。どのぐらいの割なのですか教えていただけますか。

○議長（上野 廣議員） 篠崎税務課長、お願いします。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

マイナス1億5,290万8,000円ということになっております。これにつきましては、現在の法人税割調定額が8,635万円でございます。この調定額の中には、予定申告分の3,317万2,000円が含まれ

ておりまして、確定申告により全額歳入還付となることも予想されます。今後、確定申告による増額調定も見込めないということから、現在の調定額から調定済みの予定申告分を減算して最終調定を5,307万8,000円と算定し、併せてコロナの影響の徴収猶予額も減額しまして、この額とさせていただきます。この中には大企業も含まれておりますし、中小企業も含まれていると思います。割合につきましては、ちょっと今手元に資料ございませんので、また後ほど答弁させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） ありがとうございます。では、後でまたよろしく申し上げます。

次に、いろいろ出てくるのですが、例えば13ページの総務管理費で職員手当等のところで、すけれども、会計年度任用職員の手当のこと、また給与のことなどが出てきているのですが、今回のこの会計年度任用職員の一時金については、一般職員と同様に減額がされたのかどうか教えてください。

○議長（上野 廣議員） 吉野総務政策課長、答弁をお願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁をいたします。

人事院勧告の関係でございますので、会計年度任用職員につきましても一般職職員の給与と準じておりますので、同じような減額になると思っております。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 準じるというのは、特にいわゆる条例改正だとか、そういったようなのは全然関係なく、自動的になるということなわけなのですか。

○議長（上野 廣議員） 吉野総務政策課長、答弁をお願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁をいたします。

一般職職員の給与の条例を改正しておりますので、それに準じるということでございますので、特に会計年度任用職員のほうの改正はしておりません。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） それでは、規則か何かでそういうふうな形になっているわけですね。それは分かりました。要するにマイナス改定されるということだというふうなことですが、先日も労働組合との懇談なども行われて、滑川町の会計年度任用職員の給与、時給が、いわゆる埼玉県の最低賃金を下回っているのではないかと。地域手当が入るから、何とかそれを上回っているけれども、これはいかがなものかと。いわゆる最賃法からいえば、その趣旨からいえば、そういった手当につ

いては含めないのではないかなというような趣旨だというふうに思うのですけれども、その辺の認識の違いというのをちょっと説明していただけますか。

○議長（上野 廣議員） 吉野総務政策課長、答弁をお願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁をさせていただきます。

最低賃金というか、会計年度任用職員さんの賃金を決めるに当たって、国の給料表というか町の給料表、国の給料表も一緒なのですけれども、給料表に準じて格付をさせていただきました。その中で、時間に割り振ると今の単価ということで、阿部議員がご指摘の地域手当を含んでいないのではないかとご指摘だと思っておりますけれども、その給料表に格付けるについても、比企郡の中である程度、総務事務研というのがあるのですけれども、その中である程度賃金を同じにしていきたいと思いますという考え方もありまして、そういう給与表の格付を決定した中で、時間単価を最低賃金よりも上げていくというような考え方で給与決定をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 比企郡の中で地域手当があるのは、滑川ともう一つ東松山でしたっけ、というようなことで、ほかの地域は基本的にそういうものなしで、基本的な最賃を上回る金額になっているということなのだろうというふうに思うのです。その辺は、今後やはり給与、時給、最賃ぎりぎりですと来ているというようなこともありますから、ここはやはり最低賃金法に触れるというふうな指摘がされるようなことのないようお願いしたいというふうに思うのです。

ここは、ちょっと会計年度任用職員がかなり、年間でいえばかなりの条件がアップされたというようなこともあるのですけれども、しかしやはりこういったようなことについてはきちんと町の仕事をなさっていらっしゃる方々に対する報酬ですから、そこはちゃんとやっていただきたいというふうに思います。

続いて、17ページなのですけれども、民間保育所施設設備費補助金ということで増額補正になっているということなのですが、新しい保育園が1つできるということで、これによって待機児童の解消は大丈夫なのかというようなことについてはいかがでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 小柳健康福祉課長、よろしくをお願いします。

〔健康福祉課長 小柳博司登壇〕

○健康福祉課長（小柳博司） 健康福祉課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

待機児童の関係でございますけれども、まず初めに今回整備しております新しい保育所の関係について、認可定員につきましては、現在60名の認可定員ということで予定をしております。また、国基準による待機児童については、令和2年、本年の4月1日現在で滑川町については1桁落ちましたので、それだけ勘案すれば十分かとは存じます。

ただ、先月11月末現在で新規入所の保育所の利用申込みの締切りをいたしました。令和2年と令和元年、昨年度の新規入所の申込数を比較しましたところ、まだ精査はしていないので概算なのですけれども、ほぼ同数というような新規申込みがございましたので、恐らく令和3年4月1日の時点では新しい保育所が開園する関係で、国基準の待機児童については解消できるというふうに今現在は考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

20ページなのですけれども、報償費で様々な相談活動ができなくなって謝礼などが払えないというようなことになっているのですけれども、今こういったコロナ禍の中で、非常に自殺者も多くなっているというようなことも指摘されています。特に女性の自殺者、前年比で8割増えているというような話にもなっているのです。

そういったような中で、そういった相談体制というのを町が、国はいろいろ電話相談みたいなことをやっていますけれども、町としてもやはりそういった相談体制が必要なのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 武井健康づくり課長、答弁をお願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

滑川町におきましては、カウンセラーと呼ばれる職種の人間がおりませんので、このような形で外部に委託をさせていただいております。ご案内のとおり、今年度につきましてはコロナの関係がございまして、なかなかこの事業が実施できなかったという現状でございまして。ただ、個別の相談、電話相談ですとか、それから訪問ですとか、特に乳幼児、母子保健の関係では積極的に行っている段階でございまして、講師を呼んだ形のこういう事業はできないのですが、個別な対応をなるべくやっといこうという形で今事業を進めているところでございまして。

自殺対策につきましても、今年度につきましては昨年度のような講演会等も実施できていない状況なのですが、今後なるべく可能な範囲で展開できればと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） これに限らず、全体的に今回の補正の中で、これから年末を迎えるというようなこともあるので、非常に経済的な問題や、また心のケアの問題などが必要になってきているというふうに思うのです。その体制をこの予算の中で、どのように補正予算の中で反映させているのかなというふうに思うのです。ですから、ちょっと一般質問でもお話ししましたけれども、これ

からが本当に正念場だというふうに思うのです。事業所もそうですし、個人のお宅もそうですけれども、本当にそういったようなケア体制を考えていただきたいなというふうに思うのです。それについてどうでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 武井健康づくり課長。

〔「暫時休憩お願いします」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前11時58分）

再 開 （午前11時58分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

武井健康づくり課長、お願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

自殺対策につきまして、今年度講演会の実施の予定はないのですが、その予算等を使えるようであれば、パンフレットの配布ですとか、あとは広報紙、ホームページ等を使って町民の皆様へ呼びかけを行っていければと思います。もちろん電話等の個別の相談については随時受けておりますので、こちらからというわけにはなかなかいきませんが、その辺は対応していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 全般的なお話になるだろうというふうに思いますけれども、それぞれの部署でそういったような、自粛期間のときには、かなりやはり訪問活動だとかいろいろやられたのではないかなというふうに思うのです。そういったような親身な活動を、ぜひまたお願いしたいなというふうに思うのです。

もう時間がないので、23ページの小規模事業者等事業継続支援金のマイナス減額補正なのですが、一般質問でも行いましたけれども、これを減額するということでほかの事業に、要するに振り分けたという形になるのですか、それともこれはもう減額されたままなののでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 吉野総務政策課長、答弁をお願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁をいたします。

臨時交付金につきましては、総額が2億300万円ほどございますので、各33事業を1次、2次の中で今事業展開をさせていただき、町民の皆様により広く利用できるような生活支援であったり、設備の整備であったり、今行っているところでございます。

今ご質問の、例えば1つの事業の残額につきましては、今後国から第3次補正というのも予定を

されております。今後、その残額を返すのではなくて、ほかの事業に振り分けていって、全額を有効に使わせていただければというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 国の持続化給付金も、どうもこれで終わりだと、来年の1月15日で締切りというような形になりそうなのです。非常に冷たい対応をこうやって国がやっているわけですが、町でこの年末年始をどう本当に事業者の皆さんを支えていくかというのは考えなければいけないことだなというふうに思うのです。

持続化給付金については一定条件もあり、かなり厳しいということで、なかなか利用できない方もたくさんいたのではないかなというふうに思うのですけれども、しかしまだ国の予算的にはたくさん残っているというようなことなのです。これをやはり十分使えるように指導していただきたいなというふうに思います。

併せてやはり町でこういった問題について、本当に相談体制、これから年末にかけた体制を相談体制も含めてつくっていくというようなことをぜひやっていただきたいなというふうに思うのです。その辺どうでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長、よろしくお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの質問にご答弁させていただきます。

現在、2月までなのですけれども、商工会のほうでコロナ窓口開設してございます。そのところで、こちらのほうの考え方のほう、阿部議員さんからご指摘いただいた部分も反映されるように、相談窓口の件数を商工会のほうにまたお話をさせていただきますので、特別窓口という形ではないのですけれども、基本的にはご相談を賜る機会を設けていますので、その部分をさらに充実したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） ですから、今までそう言って窓口を設置してやっというのには分かりますけれども、この事態の中、どう皆さん切り抜けられるかというようなことを、本当に大変なのではないかなというふうに思うのです。ですから、国の持続化給付金の活用も含めて、また町がどういうふうなことができるのかということも併せて、先ほど第3次補正の国からの交付金の問題も出ましたが、具体的な町がどういうふうな政策を持つべきなのかということについても、併せて検討していただきたいのです。

本当、これだけ残ってしまったというのはいかがなものかというふうに思うのですけれども、し

かいろいろなハードルがあってできなかったというようなことをお聞きしましたが、今度のそういったようなことをやるということであれば、こういったことのないようにぜひお願いしたいなというふうに思います。

これで、時間になりましたので、私の質問を終わります。

○議長（上野 廣議員） ほかに質疑ありますか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑があるようですので、休憩後といたします。

暫時休憩します。再開は午後1時とします。

休 憩 （午後 零時06分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

ここで、午前中の阿部議員の質問に対し、総務政策課長及び税務課長より発言を求められております。これを許可します。初めに総務政策課長、次に篠崎税務課長、お願いします。

初めに、吉野総務政策課長をお願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 議長のお許しをいただきましたので、総務政策課長、阿部議員の質問のリーマンショック時の減収補填債の発行について答弁をさせていただきます。

平成20年のリーマンショックの影響により、平成21年度は、町民税については平成20年度比1億1,500万円の減収がございました。特にリーマンショックの影響による減収分につきましては、法人割についてが9,400万円の減収となっております。しかしながら、当時は国の多数の特例交付金の交付があり、事業の実施が可能となったため、減収補填債の発行はせず、財政運営が可能となったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 次に、篠崎税務課長、お願いします。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、議長のお許しをいただきましたので、阿部議員の再質問に答弁いたします。

法人税割の減額において、大企業と中小企業のそれぞれの割合についてでございますが、大企業約21.5%、中小企業約78.5%と現在では見込んでおります。

以上、答弁といたします。

○議長（上野 廣議員） これより議案第79号の質疑を続けます。質疑ありませんか。

上野議員、お願いします。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問させていただきます。

まず、15ページなのですけれども、補正額が大きいところで、一番下の段、障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費8,109万円、それから16ページの下の方に行くと、保育所保育実施委託料1億3,360万円等についてなのですけれども、予算の総額に対しても補正の額がかなり大きいのですけれども、これは当初からここで補正をするつもりでこの額を見込んでいたのか、あるいは年度当初と何か見込みと違うことがあってこれだけの補正額が出ているのか、どういう理由でこの比較的大きな金額の補正が12月の段階で出ているのかを教えてください。

○議長（上野 廣議員） 小柳健康福祉課長、答弁をお願いします。

〔健康福祉課長 小柳博司登壇〕

○健康福祉課長（小柳博司） 健康福祉課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

初めに、予算書15ページに記載のございます障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費の関係でございます。こちらについては、要因としては2点ございます。最初が、1点目としては当初予算の段階で、かなりの要求金額から減額されているというものがございます。もう一点としては、この間、やはり利用者が増えているということでの追加も含めたその額がこちらの金額になっております。

続きまして、16ページにございます保育所保育実施委託料についてでございます。こちらにつきましても、先ほどの障害の訓練等給付費と同様2点。最初に、当初予算でこちらもかなりの額、減額ということでされておりますので、その分をつけさせていただきました。また、加えてになりますけれども、こちらにつきましてもその後の保育の実情等実施状況、実人数等を勘案して、3月までの見込みということで若干の増額をさせていただいた金額になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） 分かりました。

では、次の質問をいたします。次の17ページなのですけれども、民間保育所施設整備費補助金1億2,171万円が出ているのですけれども、こちらについても施設を造ることなので、もともとの年度からの計画というものもあったと思うのですけれども、初めの予算に入らず、今ここで1億円を超える金額が入ってきているその理由というのを教えてください。

○議長（上野 廣議員） 小柳健康福祉課長、お願いします。

〔健康福祉課長 小柳博司登壇〕

○健康福祉課長（小柳博司） 健康福祉課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

民間保育所の整備の補助金につきましては、令和2年度の当初予算策定時にはまだ具体的な金額等判明せずに、当初予算のほうは組み込んでございません。今般12月の議会に補正予算とした経緯でございますけれども、国のほうに事業計画を上げて、その交付決定の時期を待っておりました。その交付決定の時期を待っていたということで、この12月の補正予算ということにさせていただいた経過でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） 年度当初から計画にはあったけれども、具体的な数字が固まってきたいなかったので、ここで金額として補正されてきたということで承知しました。

それから、先ほど阿部議員からも待機児童についての人数が聞かれていたのですけれども、4月の申込みではなく年度途中、現時点で入所申込みが出ているけれども、年度途中の入所はできないという状態の方は何人ぐらいいらっしゃいますか。

○議長（上野 廣議員） 小柳健康福祉課長、お願いします。

〔健康福祉課長 小柳博司登壇〕

○健康福祉課長（小柳博司） 健康福祉課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

保育所の待機児童につきましては、正確な数字をこの昼休み、下でチェックしてまいりました。令和2年4月1日現在、国基準の待機児童については、滑川町2名でございました。また、令和2年10月、今年の10月の段階ですけれども、現在では国基準の待機児童については10名おります。ただ、実際の入所保留者につきましては、10月末時点で58名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） 待機児童の考え方については、ぜひ国基準ではなくて、実際申込みが出て入りたいと思っているけれども、入れないという、そういう状態である現時点の58人というのを主軸に考えていただければなと思います。

それから、待機児童、国基準という定義が出てきたことから分かるように、当初自治体によって考え方が違ったりだとか、基準では待機児童にはならないけれども、ご家庭、親御さんのほうから見ると、十分に自分は待機だと考えられていたりとか、非常に定義づけが難しいところだと思います。

そして、保育園に入所させる基準というのもポイントをつけて、かなり具体的に明確に分かるようにされていると思うのですけれども、ここの入所をされる認定の仕方というのも恐らく苦慮されているかと思うのですが、4月時点と、それから今時点で入れなかった方の性質の差というのを考えてみますと、4月時点で入れない方というのは、例えば休職中であつたりとか、扶養範囲内での

パートでの就業を予定されている方であったりだとか、そういう方でも入れていたり、入所保留になっていたりというところがあると思います。もちろん長年勤めていた職場があって、そこに復帰されるような方というのは、4月時点では今の滑川町は確実に入れていると思います。

ただ、年度が後半になってきて、冬の時期になってきますと、10年以上例えば勤めていた職場があり、そこに1年の育休を明けて復帰しようというところで、そういうしっかりした経験のある会社に復帰するという状態であるのに保育園に預けられないという状態が、この12月、1月、2月というところでは生じてきてしまいます。女性がこのタイミングで辞めてしまうと、同じ給与水準、同じ条件の職を求職して得るのは非常に困難です。しかも、熱を出したり休みがちな小さい子どもがいる時点で求職活動を行うと、やはり求職市場でのなかなか条件というのは下がってきてしまいます。なので、1年の育休明けて復帰するところが確実に決まっている方の保育先の確保というのは、かなり優先順位を上げてやっていかなければいけないことだと思います。

なので、4月時点の申込みで待機児童というのをなくすというのも大事なことですけれども、だんだんそれが以前よりは解消できてきている状態だと思いますので、次の重要な課題として、子どもは4月に一斉に生まれるわけではありませんので、それぞれのタイミングで1年の育休が明けて復帰するという、そして確実な復帰先が決まっている方々の保育先の確保が確実にできるような施策を打って行っていただきたいと思います。

あと重ねてなのですが、仕事をするという意味でも保育園は必要なのですが、例えば育児困難の方、それから家族に入院するような方が出た方、それから今回コロナということで急遽入院や療養が必要になった方、それから双子が最近増えていると思いますので、多子世帯それから双子がいる家庭は、たとえお仕事、就業がなかったとしても、一、二歳の時点からもう保育所が利用できるようにするだとか、そういう就業以外にも保育を必要とする方は、見渡せばいろいろいらっしゃるということは感じていると思いますので、その辺に次は手を打ってというか、保育所の利用の希望をかなえていくような施策も考えつつ、保育所の整備、あと保育所へ入所するための仕組みづくりというのも考えて行ってほしいと思います。これは要望です。

次の質問に移ります。23ページなのですが、これも先ほど質問されていたところと重なってしまうのですが、一番上、小規模事業者等事業継続支援金、マイナスで1,750万円とあるのですが、これはこのマイナスが生じてしまったことについてもう少し詳しく、見込みとずれが出た要因について分析されておりましたら、それをお聞かせください。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長、答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野議員さんのご質問に答弁させていただきます。

当初300件業者さんのほうを想定してございました。こちらのほうは、まず滑川町のほうで町内

事業者さんを想定で500件と見てございました。そんな中、国のほうの補助金でございます事業継続金の50%以上売上げが落ちた方、こちらの方を200件という形で想定しまして、300件がこちらの小口の10万円の給付の対象者というふうに想定して行ってございました。

そうした中、私ども産業振興課のほうで商工会とも連携をしながら、町内業者さんのほうにホームページ、商工会さんを通じながら募集をかけてまいりました。そうしたところ、先般の一般質問でもお話をさせていただきましたとおり、97件という形の申請が出てまいりました。そんな中、私どもこの予算をつくるにおよそ100件ちょっと出てくるのではないかなという想定の中から、300件から125件分という形で想定しまして175件分を落としたというよりも流用という形、そういう形を取らせていただいた次第でございます。数字的な根拠としては、そういう形で考えてございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） 見込みを取っていたけれども、それよりも少なかった。それから、国への申請がどれくらい出ているかというのがつかめないところも、なかなか事業が展開しにくいところだったとは思うのですけれども、事業者への補助金、厚生労働省の雇用調整助成金であるとか経産省のものであるとか、いろいろ本当に複数種類出てきていて、事業者の方々はまずどれが自分に該当するのか、そして何が一番給付や助成金が得やすいのか、そして申請の煩雑さ、手間がどれくらいかかるのかなど考えて動かれていると思うのですけれども、実際業績が落ち込んだりだとか、コロナ対応で事業のほうで特別な対応を取らなければいけなかったりだとか、そういういろいろなことが生じてくる中で、なかなかこの助成金関係の手續に力を割くというのは、小規模な事業者であればあるほど難しいところなのかなと思います。その中で、この支援金がなかなか活用されなかったというところを考えると、事業者の申請業務疲れというか、そういうところへ申請することに腰が重くなっていたり、あと業務量として追いついていかなかったというところもあるのかなと思います。

あと、商工会を主な窓口としていたと思うのですけれども、滑川町の商工会の、商工会は会員制ですので、会員ではない方が少し不利というか、やりにくかったのかなというところと、あと滑川町の商工会そんなに規模が大きいと思うので、商工会の力量みたいなものも関係してきたのかなと思います。商工会について、例えば県などでもいろいろ相談事業はしていると思うのですけれども、例えば私が受けてみても、県の窓口で派遣されてくる中小企業診断士であるとか税理士である方のほうが、例えば滑川町の商工会で相談事業を受けている方よりも知識が多かったりとか、経験としてそういうものがあるので、商工会の力量みたいなものも関係してきてしまったのかなというふうに思います。

なので、今回新型コロナウイルス感染症対策の交付金で短い期間で、そして初めての感染症対策

の中で事業を決めて打っていくというところ、大変難しかったとは思いますが、また今後このようなことが継続して起こる、次からは初めてではなくるので、今回のことをきちんと検証して、どこが、もっとやりやすくするためには事業者の方にもっと必要なときに必要な支援をするためにはどういう仕組みがよかったのか。例えば、もう飲食店の方には定額給付金のような仕組みで、特に条件つけずに定額であっても払っていくという、支援していくというようなやり方も、もしかしらあったのかもしれませんが。

今回の検証、そして使いにくかったところについては、なぜ使いにくかったのか、ではどうすればもっと使いやすかったのかというところの検証をもう少し突っ込んでしていただいて、次またこのコロナが終息した後も、また10年後、その先に何かあるかもしれませんが、そのときの知見になるようにしっかりと検証をしていただきたいと思います。

商工会の動きについては、どのように感じられましたか。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長、答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野議員さんの質問に答弁させていただきます。

商工会の動きに関しては、私ども窓口、コロナ関連の窓口ですけれども、月2回ずつ中小企業診断士さんであったり税理士さんであったりという形で、今回コロナの関係でいえば会員さん以外の方も含めてなのですけれども、チラシを出して行っておりました。それが、7月から2月までという形で、事前予約制で制度を行っておりました。そちらの中でお話を、感じたことを、すみません、伝えさせていただきますけれども、私が商工会のほうの中小企業診断士さんとかご挨拶かたがたお会いした中で、そんな中では、やはりどういった形でこちらのコロナ禍を過ごすか、または補助金の関係、こちらの関係もどういったふうに出しますかというのは、親切丁寧に答えていただいたかなというふうに考えております。

そうした中、商工会のほうの動きとしましても、やはりチラシを出して町内の方々の業者さんに、皆さんにお知らせしたり、または商工会、私どものチラシではなく商工会さんだけの独自のチラシという形も出してございました。それからホームページ、こちらのほうは私ども滑川町のホームページでもそちらのほうはお話も、どのような内容で、窓口がありますよ、それから申請もどういった形でやりますよというのは出してございました。商工会のほうでもそういうふうな形で出しておりましたので、上野議員さんをご指摘のとおり、これからの検証というのはまたこれからになると思うのですが、私どもで考えられることはちょっとやってきたのかなというふうに考えてございます。

そうした中、ご指摘の中の検証という形は今後していきたいなというふうに考えておりますが、今後の糧となるように、またこの辺あたりは考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いま

す。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） 必要なところに支援が回るようご尽力いただきたいと思います。

次の質問に移ります。26ページなのですが、真ん中のほうに記載がある新型コロナウイルス感染症防止対策用空気清浄機でマイナスの98万円とあるのですけれども、設置した場所、実際に使った分についてなのですが、どこに設置する用に何台、幾らぐらいのものを購入して設置したのかを教えてください。

○議長（上野 廣議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁をお願いします。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

ただいまご質問のあった空気清浄機の設置ですが、小学校3校、それから中学校1校に、それぞれ普通教室に設置をしてございます。すみません、台数に関しては今手持ちの資料がございませんので、後ほど確認してからご報告させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） 台数についてはあれなのですけれども、小学校、中学校、それぞれ全てのところの普通教室に設置したということで承知しました。

空気清浄機のほかにも、ここには自動水栓、サーモグラフィーカメラと記載があるのですけれども、今回の大きく言うと新型コロナウイルス感染症対策でいろいろな補助金、助成金が来たと思うのですけれども、検温の仕組みをいかに効率よくするかという話、それから消毒液や、また別のところになるのですけれども、PCR検査についてなどいろいろ予算が動いているのですけれども、例えば新型コロナウイルスというものがもっと解明されてきて、5年後、10年後になってきたときに、この施策が果たして本当に効果の高いものであったのかということについて、今誰も答えることができない状況であるかと思っております。

しかしながら、今分かっていることというか、どういうふうになっても言えることというのは、本人が体調の悪さを感じたら休むこと、それはたとえPCR検査の確度が低かったりだとか、皆さん平熱は違うとか、そういういろんな話がある中でも、やはり本人が体調の悪さを感じたら休むことというのが最も大事になってくると思っております。そして、社会というか、行政としてできるのは、休むことができる仕組みをつくっていくということなのだと思います。例えば教員であれば、今は業務量が多くてなかなか休みにくいという心理があるかと思うのですけれども、それでも周りの業務が増えてしまうということをあまり気にせず休める体制をつくってあげることというのは、ど

のような病気の学説みたいのを取ったとしても、そのところは変わらないのだと思います。

そして、予防一辺倒だった体制から、かかっても安心できる体制というふうにつくっていく時期になっているのだと思います。なので、いろいろ予防に関する機器を購入したり設置したりするのももちろん大事なのですが、そのところをまた超えて考えていただいて、やはり具合が悪かったら休める体制というのを、余裕の人員をつくっていくような体制づくりというのを予算をかけることとして力を入れていってほしいと思います。学校についても、それから役場でも職員がたくさんいらっしゃると思うのですが、そういう中でなるべく余裕のある人員がいる状態にして、あまり業務が過密にならないようにして、物ではなく人に予算を割くような体制をつくっていただければと思います。

それから、最後にちょっとこの予算項目にはないのですが、質問なのですが、コロナに職員なり学童なりがかかった場合、余裕人員という意味で対策や何かしらの対策、予算がかかるようなことは既に行っていると思いますか。

補助教員など入れていらっしゃると思うのですが、継続して入れていく方向性でありますでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 馬場教育長、お願いします。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 教育長、上野議員さんの質問に答弁させていただきます。

先ほど上野議員さんがおっしゃったとおりに、感染が非常に大きい状況のときには、教職員、子どもたちも含めてなるべく休ませるようにというようなガイドラインも出ていますけれども、本町につきましては、保護者も含めて教職員も含めてなのですが、体調が悪い場合には、子どもたちの場合には欠席扱いせず出席停止という形を取らせていただいて、休みやすい環境をつくらせていただいています。当然、先ほど上野議員さんからもありましたとおり、教職員様々な仕事がありますので、1人が休むと他の人というような思いもありますけれども、それ以上に今のこの状況下を考えたときに、やはり感染源を断つということを念頭に置かせていただいて、今指導させていただいております。

年度途中で国等の予算におきまして、学習の遅れということで補助教員のほうを入れさせていただきましたけれども、町単独のところでは多くの教員をとることがなかなか容易でない状況ではあります。校内のやはり業務等も減らしていきながら、このような状況の中での十分な子どもたちの学びを止めないようにしていかうというふうに考えております。ですので、この後、特段に予算を要求して各学校に多くの人数をとというようなことは、今のところ検討していないところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員の質問を終わります。

ほかに質疑ございますか。

瀬上議員、お願いします。

〔1番 瀬上邦久議員登壇〕

○1番（瀬上邦久議員） 1番、瀬上邦久です。私は1点だけ質問をさせていただきたいと思います。

25ページの9款1項3目の消防施設費、14節の防火水槽の撤去工事についてお聞きしたいというふうに思います。防火水槽を撤去するということは、その地区の消防水利の基準が当然満たされているから撤去するものだというふうに思っております。どういうことかと申しますと、満たされていないのであれば、当然この代替を考えておるのであると思いますが、代替は考えていらっしゃるようですので、当然満たされているのだらうというふうに思います。

そこでお聞きいたしますが、この防火水槽の容量、つまりどのくらいの大きさのものか。それと、どんな理由で撤去するのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（上野 廣議員） 吉野総務政策課長、お願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、瀬上議員の質問に答弁をいたします。

この防火水槽の撤去工事でございます。月輪地内にあります老朽化した防火貯水槽を、地域住民の方から蓋が穴が空いているとかということでご相談がありました。現場を見させていただいて、防災担当のほうと話をして、防火水槽に代わるものはいったら消火栓でございますので、近くに範囲の中をクリアできる消火栓がございましたので、今回危険防止という観点から防火貯水槽の撤去をさせていただくということでございます。

それと、容量についてなのですが、今容量的には情報を持っていませんので、消火栓で対応できるという形で、今回の工事を発注をさせていただく予定でございます。よろしくお願いたします。

○議長（上野 廣議員） 瀬上議員、再質問をお願いします。

○1番（瀬上邦久議員） そういう理由で撤去するということはよく分かるのですが、やはり撤去するとなれば代替も考える必要があるのではないかというふうに思うわけです。というのは、消火栓だけに頼るといのは、消防水利の基準からいってまずいわけです。というのは、防火水槽と消火栓をバランスよく設置しろというのが消防水利の基準でございますので、やはり防火水槽を撤去したのであれば、やはり防火水槽を増設というか、新たに設置すべきではないかというふうに思います。

また、昨年も何か防火水槽をやはり撤去したようでございますが、やはりそれに代わる代替はなされていないようですので、今後も防火水槽も必要になってまいりますので、消火栓と防火水槽、バランスよくひとつ設置のほうをお願いをしたいというふうに思います。

お願いをして、私の質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上野 廣議員） ほかに質疑ございますか。

吉野議員、お願いします。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。よろしくをお願いします。

1点だけちょっとよろしくをお願いします。ページ的には31ページの教育費の保健体育費のことになると思うのですがけれども、町民体育祭が中止になりまして、本来であればその関係の予算が、ここで中止ということで補正がされるかと思うのですがけれども、その辺は補正がないということはどういうことか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上野 廣議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁をお願いします。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、吉野議員のご質問に答弁させていただきます。

町民スポーツ祭の経費につきましては、恐らく9月、ちょっと記憶で申し訳ないのですが、9月の補正予算のときに、必要経費等については減額の補正をさせていただいたかと思えます。それちょっと今、自分も記憶でお話しさせていただいているので、この後確認をさせていただいて、また後ほど報告をさせていただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 吉野議員、再質問をお願いします。

○13番（吉野正浩議員） 分かりました。実は私が聞いたかったのは、町民体育祭がなかったということで、大字に対する補助金というのですか、それが事業がなくなったということで、大字によって違うのですが、そのお金を大字のほうに委ねられたと、ひもつきはないということでお聞きしたのですが、それはどういった考え方で決定されたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上野 廣議員） 澄川教育委員会事務局長、お願いします。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、吉野議員のご質問に答弁させていただきます。

大字に交付しました補助金につきましては、スポーツ振興のためということで、それを目的に補助金のほうを交付させていただいております。多くの大字がスポーツ祭に使うことが多いようでしたが、それ以外のスポーツ振興のために大字のほうで利活用してほしいというそういう目的、そういう趣旨で、今回に関してはスポーツ祭は中止になりましたが、特に補助金の返還等を求めず、大字のほうで活用してもらうということで、そのまま交付をさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 吉野議員、再質問をお願いします。

○13番（吉野正浩議員） スポーツ振興ということで、大字の区長さん等に委ねられたと、目的は。ただ、その中で意外と区長さん、急にお金をいただいても困ってしまっているということも聞いたのです。一番大きな大字あたりですと商品券ですか、を渡したということも実は聞いているのです。

ですから、その辺が教育委員会のほうでスポーツ振興ということであれば、それなりの実績もきちっと報告してもらおうとかというのはちゃんと指示して、区長さんのほうにもその辺は確認し合ってお渡ししているのかどうか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（上野 廣議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁をお願いします。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、吉野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

先ほどお話ししたとおりスポーツ振興、また健康づくりのためにも使っているですよということで、幾つかそのスポーツ振興の補助金に関しては使用の要点について例示をさせていただいて、大字のほうにはお話をしております。ただ、そのスポーツ振興、健康づくりのための補助金について、その実績報告までは事務局のほうに提出するよという形は求めておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 吉野議員、再質問をお願いします。

○13番（吉野正浩議員） 9月議会で、私のほうもその予算に賛成したということで責任はあるのですけれども、やはり中止となれば、特に大字に補助金を渡すということもなかったのではないかと個人的には思うのです。ですから、やはりあと使い道ですか、使い道なんかもちきちっとしなくては、これは元は税金ですから、その辺がきちっとやはり統一した形でやらないと、この予算がない中で、本来であれば繰り越してもいいお金なのですけれども、そういったことも含めまして、やはり公金の扱いというのをある程度きちっと認識されて、今後指示していただきたいと思います要望いたします。

以上です。

○議長（上野 廣議員） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第79号 令和2年度滑川町一般会計補正予算（第6号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第7、議案第80号を議題とします。

事務局長より朗読を願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

岩附町民保険課長に提出議案の説明を求めます。よろしく願います。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第80号 令和2年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議定についてをご説明申し上げます。

最初に、1ページ目をお願いいたします。令和2年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、令和2年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,576万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億361万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月30日提出

滑川町長 吉田 昇

今回の補正の主なものにつきましては、歳入につきましては保険給付費の財源を確保するための県補助金の増額補正を行いました。歳出につきましては、医療費の執行見込みによる保険給付費の増額を行うものでございます。

詳細につきましてはご説明を申し上げます。6ページ目をお開きいただきたいと思います。歳入から説明申し上げます。

初めに、款6県支出金、項1県補助金、目1保険給付費交付金でございますけれども、補正額6,576万3,000円を追加し、計11億9,824万円とするものでございます。こちらは、医療費分保険給

付費に充てるための県からの普通交付金でございます。

続きまして、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。7ページ目を御覧いただきたいと存じます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費でございますが、補正額3,663万5,000円を追加し、計9億8,571万9,000円とさせていただきました。こちらは、国保団体連合会へ支払う医療費の療養給付費分でございます。全額を県からの普通交付金で賄われることとなります。

続いて、款同じく、項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費ですが、補正額2,906万8,000円を追加し、計1億6,458万4,000円を計上いたしました。こちらは、国保団体連合会へ支払う現物給付分と被保険者へ還付するための現金給付分を合わせた高額療養費となります。今回不足が生じることとなったため、補正をさせていただきます。

また、その下段、目3 一般被保険者高額介護合算療養費として、補正額6万円を追加し、計16万円とするものです。こちらでも被保険者への現金給付を行うために不足が生じるためでございます。これらの給付も、全額を県からの普通交付金で賄う予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第80号 令和2年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第8、議案第81号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

岩附町民保険課長に提出議案の説明を求めます。よろしくをお願いします。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第81号 令和2年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議定についてを説明申し上げます。

最初に、1ページ目をお開きいただきたいと存じます。令和2年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）、令和2年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ120万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億2,380万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月30日提出

滑川町長 吉田 昇

今回の補正でございますけれども、歳出では制度改正によるシステム改修費並びに地域支援事業費に要する費用及び介護保険料の還付に要する費用の増額補正を行うものでございます。

詳細につきまして、6ページ目を御覧いただきたいと存じます。歳入についてご説明いたします。

初めに、款4国庫支出金、項2国庫補助金、目4事業費補助金として120万4,000円を増額補正するものでございます。こちらは、介護報酬改正に伴うシステム改修費として、国からの事業費補助金でございます。

続きまして、7ページ、歳出につきましてご説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費になりますが、補正額250万円を追加いたしまして、計363万8,000円とするものです。こちらは、節12委託料、電算機保守委託料として、介護報酬改定に伴うシステム改修費でございます。

次に、款5地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費ですが、120万円を追加いたしまして、計1,571万円とするものです。こちらは、訪問型サービス事業費の支出の増加に伴う補正でございます。

次に、款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金になりますが、目1第1号被保険者保険料還付金として5万円を増額補正して、計52万円とするものでございます。こちらは、保険料還付予定者の増加によるものでございます。

最後に、款9予備費、項1予備費、目1予備費になりますがけれども、補正額254万6,000円を減額

いたしまして、計6,649万1,000円とするものです。こちらは、歳入から歳出を差し引いた差額を予備費から充当させていただきたいと思えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第81号 令和2年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第9、議案第82号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

関口環境課長に提出議案の説明を求めます。よろしくお願ひします。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、議案第82号 令和2年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の議定についてご説明いたします。

1ページをお開きください。令和2年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月30日提出

滑川町長 吉田 昇

次に、4ページをお開きください。今回、歳入についての補正はございません。

次に、6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。

款1施設費、項1施設管理費、目1維持管理費ですが、92万6,000円を増額補正し、計4,614万1,000円といたしました。増額の内容は、和泉地内にごございます農業集落排水中継ポンプ1か所の修繕料でございます。

次に、款5予備費、項1予備費、目1予備費ですが、92万6,000円を減額補正し、計119万5,000円といたしました。先ほどの修繕料に充てるためのものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第82号 令和2年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第10、議案第83号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

會澤水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔水道課長 會澤孝之登壇〕

○水道課長（會澤孝之） 水道課長、議案第83号 令和2年度滑川町水道事業会計補正予算（第4号）の議定についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。令和2年度滑川町水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条 令和2年度滑川町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるとおりとする。

第2条 令和2年度滑川町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げさせていただきます。

支出、第1款事業費 3億5,948万2,000円、1,324万5,000円、3億7,272万7,000円。

第1項営業費用 3億4,241万8,000円、1,324万5,000円、3億5,566万3,000円。

第3条 予算第5条に定める（1）職員給与費を「4,343万4,000円」に改める。

令和2年11月30日提出

滑川町長 吉田 昇

それでは、補正額の詳細についてご説明させていただきます。予算書最後のページでございますが、9ページを御覧いただきたいと思っております。令和2年度滑川町水道事業会計補正予算（第4号）事項別明細書、収益的支出の表によりご説明させていただきます。

款1事業費、項1営業費用、目1原水及び浄水費、節6受水費に1,060万円を計上させていただきました。これは、浄水場を持たない当町が、町内に配水するために県から水を買っている費用となりますが、夏場過ぎから水道の使用水量が多くなり、年度末に向けて費用額を案分したところ不足となるおそれが生じたために、補正をお願いするものでございます。

次に、目2配水及び給水費ですが、主に埋設管の漏水等に係る修繕費用の補正となっております。今年度は前半に漏水事案が予想より多かったため支出が進みましましたので、今後漏水の起きやすい冬場を迎えるに当たり予算を確保する必要があると考え、補正をお願いするものであります。節ごとの内容ですが、節4委託料は、漏水の疑いがある箇所の特が困難な場合に専門の業者に調査を委託する費用です。年度前半の実績と同程度の予算を確保したく、9万3,000円の増額といたしました。節6修繕費は、埋設管の漏水等の修繕費です。状況の程度により費用が異なるため、今年度前半の実績から案分して、予算額の不足想定分128万円の増額を計上させていただきました。節8材料費は、修繕に必要な管材料や継ぎ手などの補修材料ですが、修繕箇所の状況、管路の種別などで使用する材料が多岐にわたるため、修繕費同様に前年度前半の実績からの案分で不足が想定される73万2,000円の増額を計上させていただきました。3行戻っていただき、節5賃借料ですが、水道管路図などを表示、管理する地図情報システムと、それに含まれる会計システムの費用でございます。9月末での契約満了に伴い契約更新となり、新たな契約に基づき、3月分までの支払いで不足する50万9,000円を増額計上いたしました。以上、目2配水及び給水費として合計261万4,000円の増額補正をお願いするものです。

次に、目3業務費、節5委託料です。これは、コンビニ収納に係る処理手数料となっております。コンビニで納付書払いの利用をする方が増えており、やはり3月までに同程度の件数でいくと予算が足りなくなるおそれがあるため、5万円の増額をお願いするものです。

次に、目4総係費です。節3手当は、諸手当の精算による差額の減額分です。節5法定福利費は、共済組合費等の負担額の変動によるための費用です。節11備用品費は、購入予定の参考図書等の費用2万円を追加させていただきます。節14通信運搬費は、前半の電話料から案分して後半に予算不足と思われる分2万円を計上させていただきました。緊急事態宣言等自粛期間における電話での対応が増加したことが影響しているのではないかと推察しております。

なお、この明細書の表記につきましては、変更が生じた項目のみの記載となっております。

以上、補正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第83号 令和2年度滑川町水道事業会計補正予算（第4号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第11、議案第84号を議題とします。

事務局長より朗読を願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

稲村建設課長に提出議案の説明を求めます。よろしくお願いいたします。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、議案第84号 町道路線の認定についてをご説明いたします。

提案理由でございますが、町道路線整備のため、この議案を提出するものでございます。

内容につきましては、次のページを御覧ください。今回は、町道9790号線の1路線の認定をお願いするものです。町道9790号線は、都市計画法第32条第2項に基づく協議により、開発による新設道路を帰属されたので、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道として認定をお願いするものでございます。当該路線につきましては、別紙の路線網図を添付させていただきましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、議案第84号 町道路線の認定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野議員。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問させていただきます。

この町道なのですが、住宅の開発に伴うものだと思うのですが、接続する道も狭くて、抜けていくにもあまり不都合かと思うのですが、場所を見ると、今後も宅地の建設が増加していくのかなと思われる地域なのですが、もっと計画的に、比較的太い道から、幅員のある道から幅員のある道にもう真っすぐ抜けていくような道を先行して計画するような方針というか、こういう町道を開発でどんどん造られてしまう道とは別に、幅員のある道から幅員のある道に抜けていくような道を先に計画しておくような方針というのはないのでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 稲村建設課長、お願いします。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、上野議員さんの質問に答弁をさせていただきます。

今回計画している道路の幅員につきましては、6メートルでございます。そして、この接続しているところが町道108号線の大きな道と、もう一方が町道243号線の狭い道になっております。こちらの周辺につきましては、道路計画等、現在幅員等を広げる計画等はございません。ただ、今後こういった開発が出てくる際には、開発の申請者等とも協議をしながら検討してまいりたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） この町道の認定に反対するものではないのですが、開発が進みそうな地域について、もう家が建ってからでは、幅員のある道から幅員のある道へ道路を通すことというのはなかなか難しくなってくると思います。そのようなことが見込まれる地域については、開発

に先立って幅員のしっかりある道を計画するような方向性があると、今後の地域的な開発にとっていいのかなと思います。

以上、要望です。質問を終わります。

○議長（上野 廣議員） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第84号 町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は午後2時25分とします。

休 憩 （午後 2時11分）

再 開 （午後 2時25分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

◎発言の訂正

○議長（上野 廣議員） ここで、先ほどの吉野議員の質問に関し発言を求められておりますので、これを許可します。質問席をお願いします。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。先ほど私が発言しましたことに関して、少し誤解をするようなことを私申し上げてしまいましたので、訂正させていただきます。

教育委員会とお話をしたところ、スポーツ協会のほうから各字、均等に6万円ずつスポーツ振興のためにということで交付したということでございます。その中で、商品券ということですが、とてもそれを買えるような金額ではございませんし、それに充てたということは、私がちょっと誤解したというか、人からちょっと聞いたものですから、そのように述べましたが、それは違うことですので、訂正したいと思います。

以上です。

○議長（上野 廣議員） ありがとうございます。

それから、澄川教育委員会事務局長から発言を求められておりますので、許可します。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。2点発言をさせていただきます。

まずは、上野議員のご質問の中にありました空気清浄機の各校の設置台数についてですが、こちら確認ができましたので、ご報告をさせていただきます。宮前小学校が21台、福田小学校が11台、月の輪小学校が2台、滑川中学校が26台、滑川幼稚園が12台でございます。月の輪小学校につきましては、空気清浄機、既にこちらP T Aの補助金のほうで各教室整備済みでございましたので、台数のほうが少なくなっております。これに代わってというわけではございませんが、今般12月の補正予算の中でデジタル教材、こちらのほうを購入させていただいていますが、これは主に月の輪小学校に整備するためのデジタル教材でございます。今のが1点でございます。

もう一点です。吉野議員からのご質問がありましたスポーツ祭の経費について、減額のほうはどうなっていますかということの確認を報告させていただきます。スポーツ祭の経費につきましては、一般会計から支出しているのが、職員の時間外及びスポーツ推進の費用弁償となります。こちらにつきましては、先ほど答弁の中でお話しさせていただきましたとおり、9月補正の中で減額をさせていただいております。ただ、それ以外の事業に係る経費につきましては、一旦スポーツ協会の補助金という形で支出をして、スポーツ協会のほうで支出をしております。こちらにつきましては、スポーツ協会、今年度コロナ禍の状況の中で事業が大変中止になってございます。これら中止になった事業を全て総括して、使わなかった補助金については、3月の補正予算で町に返還という形でお戻りする予定でございます。

以上、ご報告させていただきます。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） それでは、日程第12、発議第4号を議題とします。

提出者の瀬上邦久議員に提出議案の説明を求めます。

〔1番 瀬上邦久議員登壇〕

○1番（瀬上邦久議員） 1番、瀬上邦久です。議長の命によりまして、発議第4号につきご説明申し上げます。

令和2年11月30日

滑川町議会議長 上野 廣 様

提出者 滑川町議会議員 瀬上邦久

賛成者 同 上 宮島一夫

賛成者 同 上 松本幾雄

賛成者 同 上 服部幸雄

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）の提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則14条第1項及び第2項の規定により提出します。

趣旨説明

国においては、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、「国土強靱化基本計画」を改訂するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末までとなっている。また、今後起こりうる大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興につながるよう「防災・減災、国土強靱化」はより一層、十分な予算の確保が必須である。

よって、国におかれては、令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の延長と拡充及び地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ることを強く要望するため本案を提出する。

次に、意見書です。

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け、各国各地でその甚大な被害を被っている。

我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪など、自然災害の頻発化、激甚化にさらされている。このような甚大な自然災害に事前に備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、「国土強靱化基本計画」を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末までとなっている。

現状では、過去の最大を超える豪雨による河川の氾濫・堤防の決壊、山間部の土砂災害等により多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶たない。今後起こりうる大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興につながるよう「防災・減災、国土強靱化」はより一層、十分な予算の安定的かつ継続的な確保が必須である。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の更なる延長と拡充を行うこと。

- 2 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。
- 3 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年11月30日

埼玉県滑川町議会議長 上野 廣

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、防災担当大臣。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより発議第4号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時36分）

再 開 （午後 2時37分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

◎日程の追加

○議長（上野 廣議員） お諮りします。

ただいま可燃ごみ処理のあり方等調査特別委員会、服部幸雄委員長から、可燃ごみ処理のあり方等調査特別委員会報告書（案）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 異議なしと認めます。

よって、可燃ごみ処理のあり方等調査特別委員会報告書（案）についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎可燃ごみ処理のあり方等調査特別委員会報告書（案）について

○議長（上野 廣議員） 追加日程第1、可燃ごみ処理のあり方等調査特別委員会報告書（案）についてを議題といたします。

服部幸雄委員長に報告を求めます。

〔可燃ごみ処理のあり方等調査特別委員会委員長 服部幸雄議員登壇〕

○可燃ごみ処理のあり方等調査特別委員会委員長（服部幸雄議員） 8番、服部幸雄です。議長の命によりまして、追加日程第1、可燃ごみ処理のあり方等調査特別委員会報告書（案）についてご説明申し上げます。議長のお許しを得ましたので、着座にて報告させていただきます。

令和2年第224回定例会において付託を受けた「可燃ごみ処理のあり方等」について調査が終了したので、別冊のとおり報告する。

令和2年12月3日、滑川町議会議長、上野廣様。可燃ごみ処理のあり方等調査特別委員会委員長、服部幸雄。

別冊の報告書をご説明申し上げます。

1枚おめくりいただきますと、目次でございます。調査の背景から始まり委員会の開催状況、調査結果、特別委員会の解散という構成になっております。

1ページを御覧ください。こちらは調査の背景となっております。小川地区衛生組合可燃ごみ処理のあり方検討委員会の設置から、滑川町議会における可燃ごみ処理のあり方等調査特別委員会の設置の背景を記載しております。

2ページを御覧ください。ここからは委員会の開催状況です。2ページは、特別委員会の設置と第1回特別委員会として民間処理施設と小川地区衛生組合への視察概要を記載しております。

4ページを御覧ください。第2回特別委員会の概要でございます。小川地区衛生組合可燃ごみ処理のあり方検討状況と今後の対応についての報告と、可燃ごみ処理のあり方等調査特別委員会の今後の対応について審議いたしました。

7ページを御覧ください。第3回特別委員会の概要でございます。小川地区衛生組合可燃ごみ処

理のあり方検討委員会報告書の説明を受け、可燃ごみ処理のあり方等調査特別委員会の報告書（案）の提案に対しご審議をいただきました。

続きまして、10ページを御覧ください。初めに、3の調査結果の報告をさせていただきます。

中期的なごみ処理のあり方については、小川地区衛生組合可燃ごみ処理のあり方検討委員会で定義された環境負荷、住民サービス（影響）、コスト、継続性（安定性）の結果を勘案し、慎重に民間委託による処理に切り替えることを求める。

また、長期的なごみ処理のあり方については、ごみ処理は行政主体で実施することが行政の責務であるという考え方から中期的なごみ処理を民間委託に切り替えていく中で、現在の場所も含めた新処理施設建設と民間委託の両方の可能性の検討を行い、慎重に対応することを求める。

続きまして、4、可燃ごみ処理のあり方等調査特別委員会の解散についてでございます。

本特別委員会については、小川地区衛生組合の構成町村としての滑川町議会における可燃ごみ処理のあり方等を調査し、中期的・長期的な処理のあり方の方向性を決定したため、本定例会をもって解散する。

以上、可燃ごみ処理のあり方等調査特別委員会報告書とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。よろしく願いいたします。

今の報告については、了解いたしました。ただ、今回この特別委員会という形で、他の町村にない仕組みをつくった経緯も含めて考えますと、今後ますますこういった場が必要なのではないかなというふうに思います。

開かれたごみの処理の在り方について、今後も引き続き検討する必要があるというふうに思いますが、執行部の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（上野 廣議員） 柳副町長、お願いします。

〔副町長 柳 克実登壇〕

○副町長（柳 克実） 副町長、阿部議員のご質問に答弁を申し上げます。

まず、御礼申し上げたいと思います。滑川町議会で、この特別委員会を設置をいただきましたことに対しまして、執行部としても大変ありがたく、感謝をしておるところでございます。

そして、先ほど質問をいただきました将来に向けての中長期的な、この管内のごみ処理の関係につきましましては、私もまさに阿部議員のおっしゃられるとおりだと思います。長期的な視点に立った中で、町としても議員皆様、そして執行部、そして町民に広く意見を求めた中で、この在り方につ

いてこれからも検討をしていくべきだというふうを考えておりますので、今後ともよろしくご
申し上げたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） ありがとうございます。

私も本当にこのごみの処理の問題で、この間、埼玉中部資源循環組合等の中で議論されていたこ
とが、今度は自分たちの問題として議員も一緒に考えることができるというようなことで、非常に
よかったなというふうに思います。

そして、小川地区衛生組合全体でそういったようなことを検討していくと。住民、そして議会と
一緒になって検討するような、そういうような組織づくりをぜひ、こちらの町のほうからも提案を
していただきたいというふうに思います。

住民説明会などが開かれたということは、本当に画期的だというふうに思います。そういったよ
うなことをこれからも継続していただくように、小川地区衛生組合のほうにも進言をしていただき、
町の中でもそういったような検討を、議会、住民とともに進めていくことをお願い申し上げまして、
私の質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上野 廣議員） ほかにございますか。

上野議員、お願いします。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問させていただきます。

今回特別委員会を設置してこのような調査結果を出せたこと、そしてその中で審議を行えたとい
うことは非常によかったと私も思います。ただ、その審議の中で、もう少し審議を深めたかったな
というところや、この中の審議で疑問点が残るところもあります。

例えば今回、中期的な在り方として民間委託という方針が出たわけですがけれども、中期的に民間
委託とすることで、前半ではかなり話に上っていた、今小川町にある焼却炉を修繕して使い続ける
というような案は結果的になくなって、可能性がかなり低くなっていくわけで、そここのところの審
議というのをもう少し深めたかったなという思いもありますし、それから新たに民間委託というこ
とで出ているところ、株式会社オリックスという選択肢、まだ選択肢としての可能性だと思うので
すけれども、そこが持つ乾式メタン発酵という方式はかなり新しい技術で、コスト的、そして運用
の面でどのようになってくるのかなという、そここのところも引き続き注視していきたいというこ
ころもあります。

そんな中ではありますが、この調査結果及びこの特別委員会の解散というところは賛成するの
ですけれども、今回この特別委員会では、小川地区衛生組合の構成市町村としての滑川町の在り方
について、滑川町としての考え方を審議したものであったのですけれども、では構成市町村ではな

く滑川町として今後どう考えていくのかでありますとか、今回の特別委員会は可燃ごみ処理の在り方ということで限定していたのですけれども、滑川町として、可燃ごみ、不燃ごみ、リサイクル含めて、ごみ全体としてどのように考えていくのかというところについて継続的に審議をしていきたいなという思いを、この特別委員会経験させていただいたところで思いを強くしたところでありませぬ。

また、吉見に建設する予定だったごみ処理施設、中部のほうで途中で頓挫したところでの反省を踏まえて、今回の特別委員会、そして途中経過の情報公開と、あと審議ということがあったと思うのですけれども、可燃ごみ処理施設をつくるということが、この先、10年先、長期的なところになってくると思います。そうすると、今回強く反省をした当事者というのが10年、長期的な新たなごみ処理施設を計画するところで、執行部の中にもだんだん抜けていく、いなくなっていくというところで決めていくこととなります。

そうなったときに、やはり反省の思いだけではなく、仕組みとして同じ失敗をしないように組み込んでいくべきだと思うのですけれども、そのような仕組みづくりというところで、特別委員会が今回解散した後、ほかに何か新たに検討しているところ、またはもう既に計画しているところがあるようでしたら教えてください。

○議長（上野 廣議員） 柳副町長、答弁をお願いします。

〔副町長 柳 克実登壇〕

○副町長（柳 克実） 副町長、上野葉月議員の質問に答弁をさせていただきます。

様々な将来に向けての提言、今後の在り方、それらにつきまして、今お話をいただいたと思っております。先ほど阿部議員さんのときにもお話をさせていただきましたが、やはり長期的な部分について、今後その仕組みも含めて皆さんと議論をいただく中で、方向づけをしていく必要が私もあると思います。

今現在の5か町村、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、東秩父村、この5か町村だけでいいのか。中部の関係のお話もいただきました。東松山も隣のまちにございます。もう少し広域的に考えたほうがいいのかというふうなご議論も今後していただくようなこと、局面が出てくるかもしれません。

いずれにしても、この特別委員会、先ほど服部委員長さんから説明いただきましたが、報告をいただきましたが、この9月の議会で設置をいただき、この12月議会、第225回の議会定例会で解散という提案もいただいたところでございます。今後におきましても、特別委員会が解散されたとしても、やはり折々に触れて、このごみ問題について皆様方からいろいろと執行部にもお話をいただければというふうに願っておるところでございます。

将来に向けて、議会の皆さんと執行部が、そしてこの小川地区衛生組合が、さらに東松山市も含めた中でいろいろご議論をしていただく中で、今後の可燃ごみの在り方がよりよい方向に向かって

いくことを願っておるわけであります。そういった意味では、議会議員の皆さん、また町民の皆さんと思いは一つだと思えます。よろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。

審議結果、短期的に決めたつものことでも、中期的・長期的な方針、または在り方を結果的には決定していくというようなこともあると思えます。そのような中で、あまり間を開けずに、大きな金額が決定されることではなかったとしても、審議や決定事項を共有しつつ進めていけるような場を、今後もこの特別委員会の解散後も持てるような場をつくっていく、あるいは新たな特別委員会をつくるというようなことを要望として持ちつつ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（上野 廣議員） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより可燃ごみ処理のあり方等調査特別委員会報告書（案）についてを採決します。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、本件については、委員長の報告のとおり決定されました。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時56分）

再 開 （午後 2時58分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

◎日程の追加

○議長（上野 廣議員） お諮りします。

ただいま服部幸雄議員外6名から発議第5号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第5号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 追加日程第2、発議第5号を議題とします。

提出者の服部幸雄議員に提出議案の説明を求めます。

〔8番 服部幸雄議員登壇〕

○8番（服部幸雄議員） 8番、服部です。議長のお許しを得ましたので、着座にて報告させていただきたいと思います。失礼します。

発議第5号

令和2年12月3日

滑川町議会議長 上野 廣 様

提出者	滑川町議会議員	服部	幸雄
賛成者	同	上	菅間 孝夫
賛成者	同	上	井上奈保子
賛成者	同	上	高坂 清二
賛成者	同	上	上野 葉月
賛成者	同	上	紫藤 明
賛成者	同	上	上野 廣

公立小中学校における30人学級の早期実施を国に求める意見書（案）の提出について
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

意見書（案）

令和2年8月25日に開かれた政府の教育再生会議において、委員から「少人数学級を進め、30人未満の学級にしてほしい」との意見が出され、これに対する異論や反対意見はなかったと8月25日付「教育新聞」電子版が報じている。また、文部科学省諮問機関が8月20日に出した「中教審答申案の作成に向けた骨子（案）」では、『新しい生活様式』を踏まえた身体的距離の確保に向けて、教室等の実態に応じて少人数編成を可能とするなど、新時代の教室環境に応じた指導体制や必要な施設・整備を図ること、「国として特別支援学級に備えるべき施設等を定めた設置基準を策定することが求められる」こと等の新たな方向性が示された。

全国知事会・市長会・町村会も「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」（7月2日）で、今後予想される感染症の再拡大時であっても必要な教育活動を継続し、子どもたちの学びを保障するためには、少人数学級により児童・生徒間の十分な距離を保つことができるよう教員及び教

室等の確保が必要であるとしているなど、少人数学級の実施を求める世論が高まっている。

今国会でも公立小中学校の少人数学級導入にかかわって萩生田光一文部科学相が「30人学級を目指すべきだと考えている」と述べ、また、衆議院文部科学委員会では少人数学級実施に向けて「不退転の決意で臨む」と応じるなど国会内の状況も変化しています。

よって滑川町議会は、国に対し、30人学級の早期実施を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月3日

埼玉県滑川町議会議長 上野 廣

内閣総理大臣 殿

文部科学大臣 殿

財 務 大 臣 殿

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより発議第5号 公立小中学校における30人学級の早期実施を国に求める意見書（案）の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の送付につきましては、議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長の送付は議長に一任することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（上野 廣議員） 日程第13、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

議会運営委員会宮島一夫委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会について

○議長（上野 廣議員） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（上野 廣議員） ここで、吉田町長よりご挨拶をお願いします。吉田町長、お願いします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 町長の吉田でございます。議長のお許しをいただきましたので、本定例会の閉会に当たりまして一言御礼の挨拶を申し上げます。

本議会におきましては、令和2年度一般会計補正予算をはじめ、全13案件を慎重審議賜り、原案どおり可決決定いただきまして、深く感謝を申し上げます。

会期中に議員各位より多くの提案、意見等をいただきましたことに対しましては、十分参考にさせていただき、今後の町政の執行に当たってまいります所存でございます。

現在、来年度予算を編成中でございます。財源確保は極めて厳しい中ではありますが、住民福祉の向上に職員一同が真摯に取り組んでまいります決意でございます。

議員各位におかれましては、年末年始を迎え、ますますお忙しいことと存じますが、お体には十分ご留意いただき、ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たってお礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（上野 廣議員） ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○議長（上野 廣議員） これで本日の会議を閉じます。

議員各位と執行部のご協力によりまして、本定例会が終了できました。深く感謝申し上げます。

これをもちまして第225回滑川町議会定例会を閉会といたします。

（午後 3時09分）

○議会事務局長（木村晴彦） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年12月3日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員